令和4年度

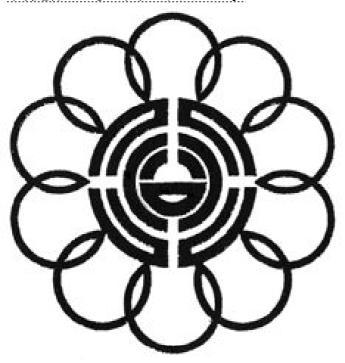
市税概要



市章

10個の外輪は、合併した2町8ヵ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。

図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



市の花 キク(昭和53年11月3日制定)

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてもイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

市の木 ケヤキ(昭和53年11月3日制定)

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも 多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は 堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわし い木です。

市の鳥 シラコバト(昭和63年11月3日制定)

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。日本では、越谷周辺にしか生息しない珍しい鳥です。国の天然記念物にも指定されており、越谷市を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして、選ばれました。

(表紙)

越谷市シンボルマーク(平成10年11月3日制定) このシンボルマークは、本市のイメージを高め、市 民の皆さんとともにまちづくりを進めるためのシン ボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ば れたものです。図案は、「水郷こしがや」と、親子の シラコバトが未来にはばたいていく様子を表現して います。

越谷市民憲章

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
- 1. きまりを守り、信じあい、心豊かな明るいまちをつくります。
- 1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
- 1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

(昭和53年11月3日制定)

目 次

Ι		の概況と税務機構	
	1	越谷市の概況	1
	2	税務機構	7
	(1)		7
	(2)		9
	(3)		1 0
	(4)		1 0
	(5)	職員税務経験年数調	1 0
	(6)		1 1
	(7)	委員会・審議会の構成状況	1 1
Π	財	政と市税	
		令和3年度一般会計決算状況	1 2
		一般会計歳入総額に占める市税の割合	1 2
		令和4年度一般会計当初予算状況	1 4
	4	一般会計当初予算総額に占める市税の割合	1 4
Ш	市	税総括	
		税目別納税義務者数の推移(現年課税分・各年度最終)	1 6
	2	税目別市税調定額の推移(現年課税分)	1 6
		市税一覧	1 7
		令和3年度市税決算状況	1 9
		市税決算状況の推移	2 1
	6	市税負担状況の推移	2 3
IV	-	民税	
		調定額の推移(現年課税分)	2 4
		納税義務者数の推移(現年課税分)	2 4
		決算状況の推移	2 5
		個人市民税	2 7
	(1)		2 7
	(2)		2 7
	(3)		2 9
	(4)		2 9
	(5)		3 0
	(6)		3 1
	(7)		3 1
		法人市民税	3 3
	(1)		3 3
	(2)	月別調定額の状況	3 3

	(3) 事業種目別納税義務者数の状況	3 5
V	固定資産税	
1	資産別調定額の推移(現年課税分)	3 6
2	決算状況の推移	3 ′
3	土地に関する概要(令和4年度当初)	3 9
	(1) 納税義務者数に関する調	3 9
	(2) 総括表	3 9
	(3) 土地の筆数の推移(法定免税点以上のもの)	4
	(4) 土地の地積の推移(法定免税点以上のもの)	4
	(5) 土地の決定価格の推移(法定免税点以上のもの)	4 3
	(6) 土地の課税標準額の推移	4 3
4	家屋に関する概要(令和4年度当初)	4 3
	(1) 納税義務者数に関する調	4 3
	(2) 総括表	4 :
	(3) 家屋	4 (
	ア 木造	4 (
	イ 木造以外	4 (
	ウ 令和3年中の新増築分家屋	4 ′
	(ア) 木造	4 ′
	(イ) 木造以外	4 ′
	エ 令和3年中の減少分家屋	4 8
	(ア) 木造	4 8
	(4) 木造以外	4 8
	オ 新築住宅等に対する軽減状況の推移	4 9
5	償却資産に関する概要(令和4年度当初)	5
6	縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調	5
7	国有資産等所在市町村交付金の推移	5
VI	都市計画税	
1	資産別調定額の推移(現年課税分)	5 2
2	決算状況の推移	5 3
3	都市計画税の概要(令和4年度当初)	5 3
	(1) 都市計画区域の面積	5 3
	(2) 土地・家屋の推移	5
VII	特別土地保有税	
1	調定額の推移	5 ′
2	納税義務者数の推移	5 ′
3	決算状況の推移	5 8

	1 軽自動車税(種別割)	5 9
	(1) 税率区分別調定額の推移(各年度末)	5 9
	(2) 税率区分別課税台数の推移(各年度末)	6 0
	2 軽自動車税(環境性能割)	6 1
	(1) 月別調定額の推移	6 1
	3 市たばこ税	6 2
	(1) 月別調定額の推移	6 2
	(2) 月別本数の推移	6 2
	3 事業所税	6 3
	(1) 納税義務者数・調定額の推移	63
IX		
	1 口座振替等の利用状況	
	(1) 口座振替の利用状況	
	(2) 収納方法の利用状況(令和3年度)	
	2 滞納処分状況の推移	
	(1) 差押	
	(2) 交付要求	0 0
	(3) 執行停止	0 0
	(4) 不納欠損	
	3 市税の徴収に関する経費の推移	6 7
X	- この(h)	
Λ		6.0
	=	
		0 0
	4 賦課徴収事務の電算化の変遷	7 1
ΧI	[参考資料	
	1 市税の税率の変遷	7 2
	2 最近の主な税制改正一覧	83
	3 個人市・県民税の所得控除等の変遷	
※	・ 「市税概要」は、越谷市のホームページからダウンロードすることができ	・キオ
∕ •`	越谷市のアドレスは、 <u>https://www.city.koshigaya.saitama.jp</u> です。	・みり。
	resultive ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε ε	

VⅢ 諸税

I市の概況と税務機構

1 越谷市の概況

(令和4年4月1日現在)

人口 344,674人

男 170,943人

女 173,731人

世帯数 159,682世帯

面積 60.24km (平成26年10月1日 国土地理院計測)

人口密度 5,721人/km³当たり

市庁舎の位置 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

沿革 越谷市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ25 kmの地点にあります。

東を大落古利根川と中川、西を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流し、さらに中小の河川・水路が網の目のようにめぐっております。低平地の湿地であるため、豊かな水の恵みを受け、古くから「水郷こしがや」として親しまれるとともに、江戸時代には日光街道第3の宿場にあたり、参勤交代や日光廟参詣などの宿場町として賑わいをみせ、今もその名残をとどめるなど、豊かな自然と歴史が融合したまちです。

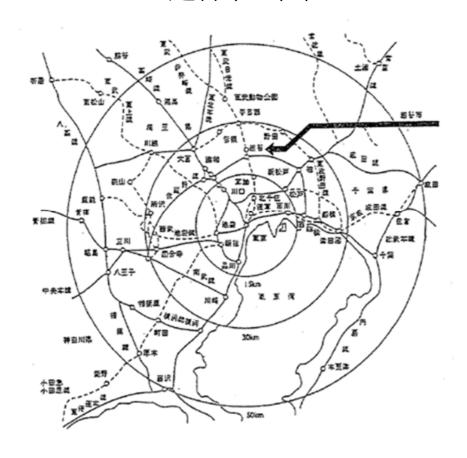
昭和29年11月3日、2町8カ村が合併して越谷町となり、 その翌年11月3日草加市の一部を編入、昭和33年11月3 日に市制を施行し、平成30年には60周年を迎えました。

市制を施行した当時は人口が約4万8,000人でしたが、 昭和37年に地下鉄日比谷線が東武鉄道に乗り入れ、昭和48年には武蔵野線が開通し、都心への通勤が便利になり人口が急増し、首都近郊のベッドタウンとして大きく変貌しました。

平成20年3月15日には武蔵野線に越谷レイクタウン駅が開通し、4月には越谷レイクタウンのまちびらきも行われました。また、平成27年4月には中核市として新たな一歩を踏み出し、現在では、人口約34万人を擁する県南東部の中核都市に成長しています。

越谷市では、現在、市政運営の最高規範となる越谷市自治基本条例と、令和3年度からスタートした第5次越谷市総合振興計画に基づき、全ての市民が笑顔で安全、安心、かつ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

越谷市の位置

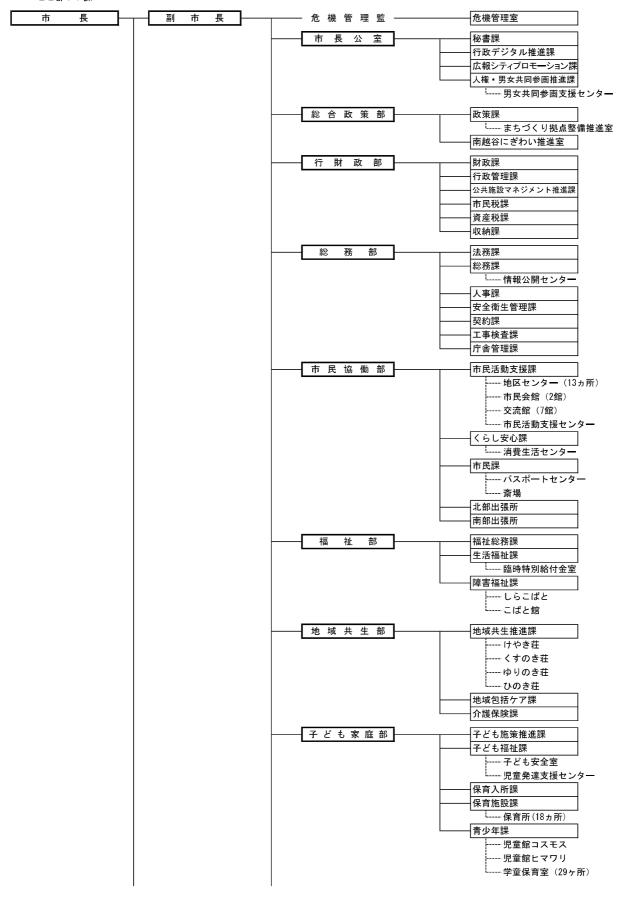


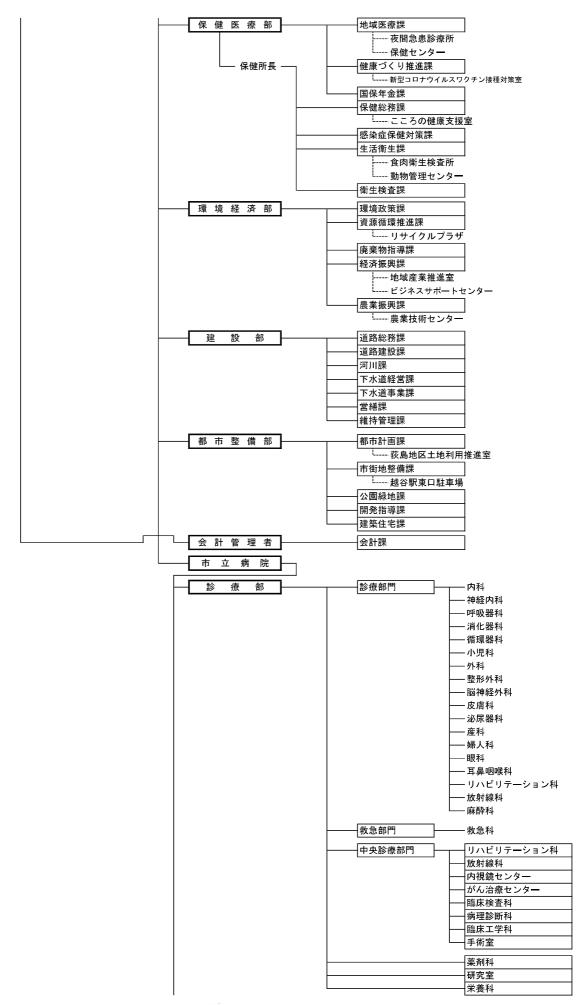
埼玉県内の市町村(令和4年4月1日現在)

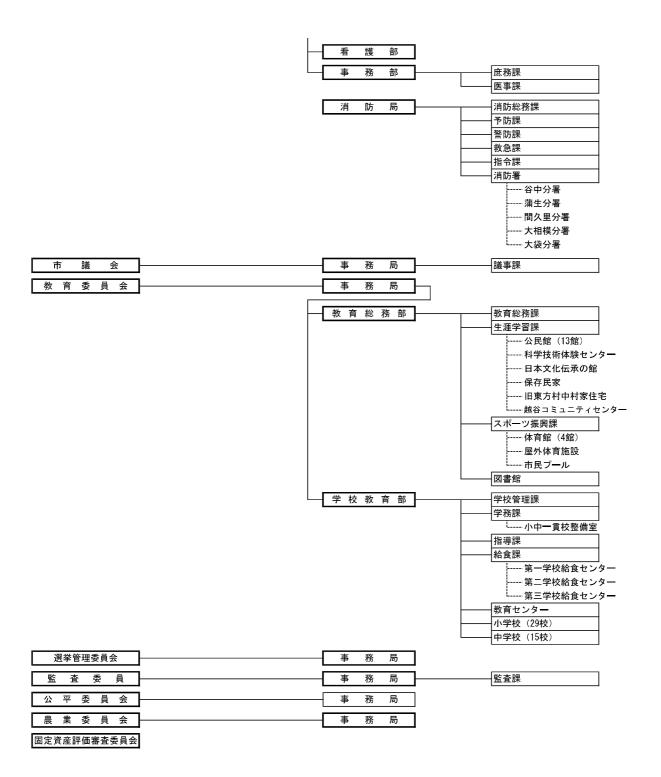


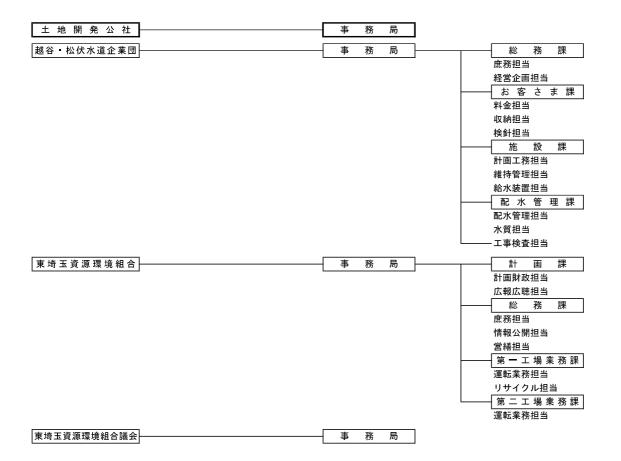
越谷市行政機構図(令和4年4月1日)

22部77課



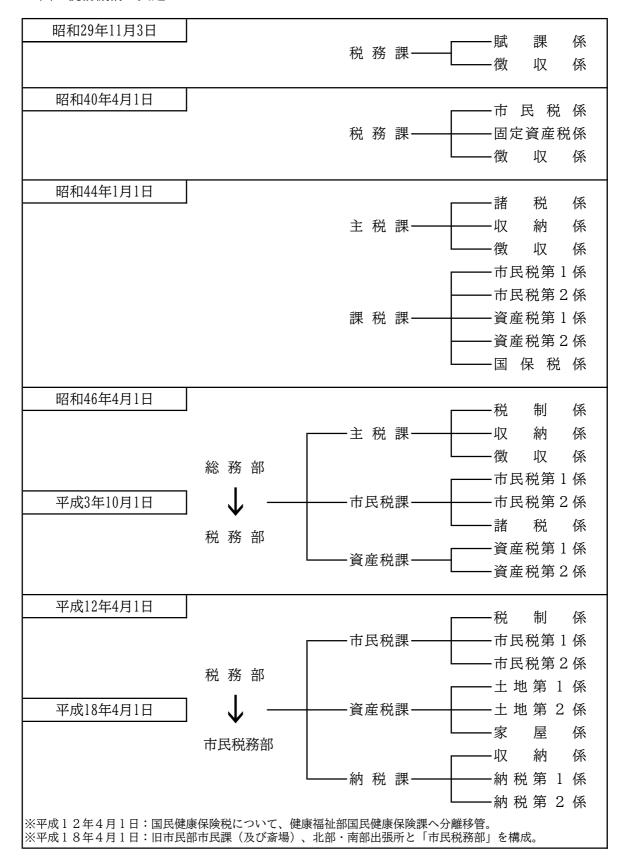


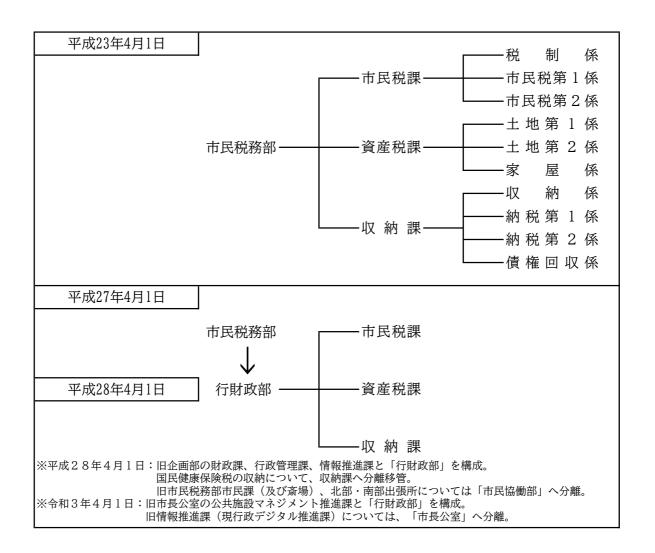




2 税務機構

(1) 税務機構の変遷





(2) 税務機構及び人員の配置

令和4年4月1日現在

部	課		部 · 長 ・ 参 · 事	•	課 ・ 調整幹	副課長	主幹	主査	主 任	主 ・ 技 師	計
	部 長	V.		l							1
行	副部長	i k		1							1
財	市民税課	7		1	0	1	3	2	11	18	36
政	資産税課	7			1	2	5	4	11	13	36
部	収納調	Į			1	3	7	4	8	20	43
	合 計	-		2	2	6	15	10	30	51	117

[※]兼務の場合は上位職で計上

(3) 税務職員数に関する比較

各年4月1日現在

(単位:人、%)

			\ 1		, /0/
年度 区分	30	31 (元)	2	3	4
職員数実数(A) ※1	2, 954	2,960	2,978	3,038	3,077
税務職員実数(B)	114	116	119	120	117
【参考】行財政部職員実数 ※2	140	142	147	143	142
割合(B)/(A)	3.9%	3.9%	4.0%	3.9%	3.8%

^{※1} 他団体からの派遣職員、越谷・松伏水道企業団及び東埼玉資源環境組合の職員を含み、再任用短時間勤務職員は含まない。

[※]再任用職員は含まない。

^{※2} 令和3年度に行財政部の構成課に変更あり(詳細は8ページを参照)。

(4) 税務職員年齢別調

令和4年4月1日現在 (単位:人、歳)

区 分	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	13	17	5	3	38	33
資産税課	10	17	8	1	36	35
収納課	15	18	7	3	43	34
計	38	52	20	7	117	34

(5) 職員税務経験年数調

令和4年4月1日現在 (単位:人、年)

区	分	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	10年以上	計	平均年数
市民	税課	4	9	6	6	12	1	38	3.5
資産	税課	7	6	2	8	10	3	36	3.3
収約	内 課	7	9	7	9	6	5	43	3.9
計	†	18	24	15	23	28	9	117	3.5

※(3)、(4)及び(5)において、部長職は、市民税課分として計上し、再任用職員(短時間勤務)は含まない。

(6) 税務事務に係る事務分掌

部	課	事 務 分 掌
	-	(1) 税制に関すること。
	市	(2) 税事務の総合調整に関すること。
		(3) 税の統計に関すること。
		(4) 納税思想の啓発に関すること。
	民	(5) 個人住民税に係る申告、賦課及び減免に関すること。
行		(6) 法人に係る市民税の申告、賦課及び減免に関すること。 (7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。
11		(7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。 (8) 軽自動車税の申告、賦課及び減免に関すること。
	税	(0) 軽日勤単代の中日、賦課及じ滅光に関すること。 (9) たばこ税の申告及び賦課に関すること。
		(10) 入湯税の申告及び賦課に関すること。
		(11) 個人住民税、法人に係る市民税及び軽自動車税の証明(納税に関するもの)
	課	を除く。)に関すること。
H 1.		(12) 課税台帳の整理保管に関すること。
財	資	(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。
		(2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。
		(3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。
	産	(4) 特別土地保有税に関すること。
	T)/	(5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。
	税	(6) 住宅用家屋証明に関すること。
政	≓⊞	(7) 土地改良区賦課金の賦課調定に関すること。
	課	(8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (0) 田宮冷奈彩及び報本計画部の訂明に関すること。
		(9) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。 (1) 市税及び国民健康保険税の徴収及び収納管理に関すること。
	収	(2) 納税証明書に関すること。
		(3) 過誤納金の還付に関すること。
		(4) 市税及び国民健康保険税の督促に関すること。
部		(5) 市税及び国民健康保険税の延滞金に関すること。
	納	(6) 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関すること。
		(7) 納税義務の拡張に関すること。
		(8) 納税の猶予に関すること。
		(9) 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関すること。
	課	(10) 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関すること。
		(11) 土地改良区賦課金の収納管理に関すること。

(7) 委員会・審議会の構成状況

(令和4年4月1日現在)

○ 固定資産評価審査委員会(昭和29年11月3日設置)

委員定数 3人

任期 3年

Ⅱ 財 政 と 市 税

1 令和3年度一般会計決算状況

(単位:千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

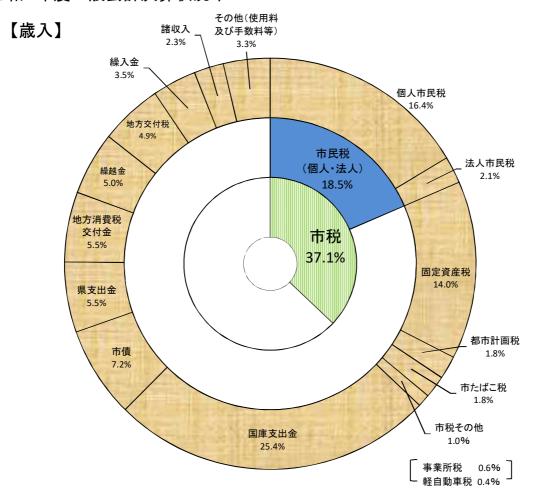
	(1)	入			(2) 歳		
	款別	決算額	構成比		款別	決算額	構成比
1	市税	49,558,010	37.1	1	議会費	526,098	0.4
	個人市民税	(21,902,144)	(44.2)	2	総務費	16,097,996	13.2
	法人市民税	(2,835,320)	(5.7)	3	民生費	59,430,904	48.6
	固定資産税	(18,703,416)	(37.7)	4	衛生費	12,448,935	10.2
	軽自動車税	(477,464)	(1.0)	5	労働費	59,318	0.1
	市たばこ税	(2,358,167)	(4.8)	6	農林水産業費	510,359	0.4
	特別土地保有税	(0)	(0.0)	7	商工費	1,147,260	0.9
	事業所税	(841,368)	(1.7)	8	土木費	9,690,342	7.9
	都市計画税	(2,440,131)	(4.9)	9	消防費	3,242,958	2.7
2	地方譲与税	754,953	0.6	10	教育費	10,562,116	8.6
3	利子割交付金	33,179	0.0	11	災害復旧費	0	0.0
4	配当割交付金	327,151	0.2	12	公債費	7,401,099	6.1
5	株式等譲渡所得割交付金	389,043	0.3	13	諸支出金	1,097,112	0.9
6	法人事業税交付金	463,581	0.3	14	予備費	0	0.0
7	地方消費税交付金	7,364,075	5.5				
8	環境性能割交付金	99,402	0.1				
9	地方特例交付金	707,050	0.5				
10	地方交付税	6,568,895	4.9				
11	交通安全対策特別交付金	41,587	0.0				
12	分担金及び負担金	491,684	0.4				
13	使用料及び手数料	1,451,812	1.1				
14	国庫支出金	33,892,201	25.4				
15	県支出金	7,380,049	5.5				
	財産収入	126,808	0.1				
17	寄附金	19,825	0.0				
18	繰入金	4,630,190	3.5				
19	繰越金	6,630,798	5.0				
20	諸収入	3,117,782	2.3				
21	市債	9,579,300	7.2				
	歳入合計	133,627,375	100.0		歳出合計	122,214,497	100.0

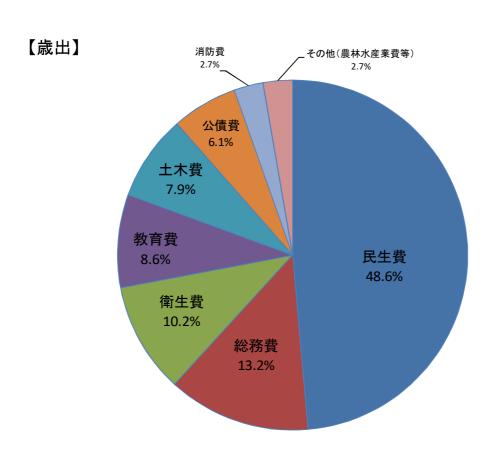
2 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位·千円 %)

		(里)	<u> 位:十円、%)</u>
年度	一般会計歳入総額	市税収入総額	割合
29	103,145,736	48,276,134	46.8
30	102,850,194	48,815,895	47.5
31(元)	107,124,126	49,566,290	46.3
2	160,817,512	49,787,789	31.0
3	133,627,375	49,558,010	37.1

〈 令和3年度一般会計決算状況 〉





3 令和4年度一般会計当初予算状況

(単位:千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

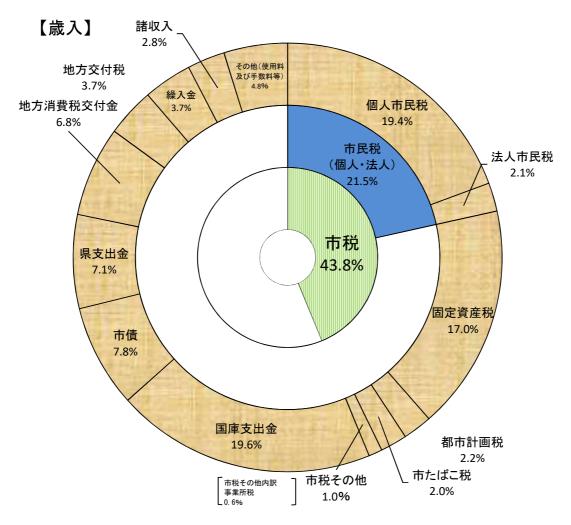
	(1) 歳	入			(2) 前	起	
	款別	予算額	構成比		款別	予算額	構成比
1	市税	46,428,000	43.8	1	議会費	589,957	0.6
	個人市民税	(20,541,000)	(44.2)	2	総務費	10,218,493	9.6
	法人市民税	(2,277,000)	(4.9)	3	民生費	51,335,841	48.4
	固定資産税	(18,053,000)	(38.9)	4	衛生費	10,703,219	10.1
	軽自動車税	(430,000)	(0.9)	5	労働費	71,130	0.1
	市たばこ税	(2,130,000)	(4.6)	6	農林水産業費	600,100	0.6
	特別土地保有税	(0)	(0.0)	7	商工費	433,244	0.4
	事業所税	(665,000)	(1.4)	8	土木費	9,131,557	8.6
	都市計画税	(2,332,000)	(5.0)	9	消防費	4,021,072	3.8
2	地方譲与税	716,000	0.7	10	教育費	11,051,812	10.4
3	利子割交付金	30,000	0.0	11	災害復旧費	10	0.0
4	配当割交付金	200,000	0.2	12	公債費	7,697,155	7.3
5	株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.2	13	諸支出金	26,410	0.0
6	法人事業税交付金	380,000	0.4	14	予備費	120,000	0.1
7	地方消費税交付金	7,200,000	6.8				
8	環境性能割交付金	120,000	0.1				
9	地方特例交付金	380,000	0.4				
10	地方交付税	3,900,000	3.7				
11	交通安全対策特別交付金	42,000	0.0				
12	分担金及び負担金	469,750	0.4				
13	使用料及び手数料	1,465,435	1.4				
14	国庫支出金	20,772,010	19.6				
15	県支出金	7,495,660	7.1				
16	財産収入	81,610	0.1				
17	寄附金	4,710	0.0				
18	繰入金	3,885,371	3.7				
19	繰越金	1,000,000	0.9				
20	諸収入	3,007,054	2.8				
21	市債	8,222,400	7.7				
	歳入合計	106,000,000	100.0		歳出合計	106,000,000	100.0

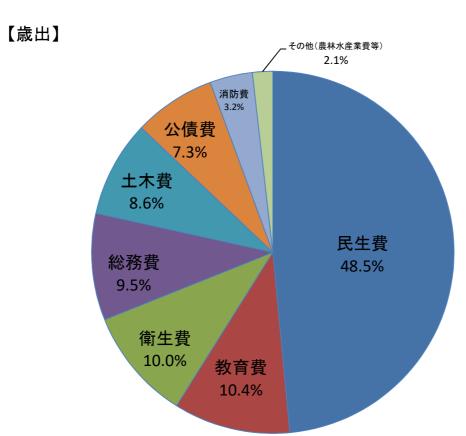
4 一般会計当初予算総額に占める市税の割合

(単位·千円 %)

		(里	<u>位:十円、%)</u>
区分 年度	一般会計当初予算総額	市税当初予算総額	割合
30	91,500,000	46,086,000	50.4
31(元)	98,300,000	46,807,000	47.6
2	105,600,000	46,844,000	44.4
3	103,200,000	44,340,000	43.0
4	106,000,000	46,428,000	43.8

〈令和4年度一般会計当初予算状況〉





Ⅲ 市 税 総 括

税目別納税義務者数の推移(現年課税分・各年度最終)

(単<u>位:</u>人)

					\ - - - · / · /
年度		納	税義務者	数	
税目	29	30	31•元	2	3
市民税	179,432	182,549	185,764	188,628	188,696
個 人	171,261	174,255	177,380	180,185	180,095
法人	8,171	8,294	8,384	8,443	8,601
固定資産税	117,431	118,331	119,366	120,181	120,720
純固定	117,421	118,321	119,356	120,171	120,710
交∙納付金	10	10	10	10	10
軽自動車税	61,229	61,885	62,740	63,475	64,716
市たばこ税	8	9	10	8	10
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	402	403	402	403	438
都市計画税	92,969	93,838	94,806	95,534	96,205
合 計	451,471	457,015	463,088	468,229	470,785

2 税目別市税調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

税目	年度			調定額	(+	型(十一、%)
市民税 23,972,503 101.2 24,548,185 103.6 24,967,759 99.5 24,843,653 101.2 21,327,536 101.0 21,738,334 22,103,485 101.7 21,327,536 104.0 101.9 21,732,536 104.0 101.9 21,740,168 98.9 38.9 38.9 30.0 38.8 4.9 101.4 100.3 84.9 102.5 2740,168 102.5 2740,168 102.5		29	30		2	3
個人 20.897,677 21.327,536 101.0 22.103.485 21.867,368 98.9	17. [20	00	01 76		0
個人 20,897,677 101.9 21,327,536 104.0 22,103,485 101.7 21,867,368 98.9 3 3,220,649 3,229,425 100.3 84.9 102.5 100.3 84.9 102.5 100.3 84.9 102.5 100.5 84.9 101.4 101.5 105.3 104.8	市民税	23,972,503	24,548,185	24,967,759	24,843,653	24,675,406
法人 3,074,826 96.8 3,220,649 3,229,425 2,740,168 2,808,038 102.5 国定資産税 18,647,311 101.0 100.6 101.4 1		101.2	103.6	101.7	99.5	99.3
法人 3,074,826 96.8 3,220,649 3,229,425 2,740,168 2,808,038 102.5 国定資産税 18,647,311 101.0 100.6 101.4 1	/ ₁	00 007 077	01 007 500	01 700 004	00 100 405	01 007 000
法人 3,074,826 96.8 3,220,649 101.4 100.3 2,740,168 84.9 102.5 100.3 102.5 100.3 102.5 100.3 102.5 100.3 102.5 100.3 102.5 100.6 100.3 100.6 100.4 100.6 100.6 100.4 100.6 100.6 100.4 100.6 100	1個人	' '		' '	, ,	, ,
国定資産税 18,647,311 18,565,047 18,820,733 19,082,864 18,604,097 101.4 101		101.9	104.0	101.9	101.7	98.9
国定資産税 18,647,311 18,565,047 18,820,733 19,082,864 18,604,097 101.4 101	法人	3.074.826	3.220.649	3.229.425	2.740.168	2.808.038
101.0 100.6 101.4 101.4 97.5 18,605,273 18,522,812 18,781,007 19,043,323 18,564,744 97.5 101.0 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 101.4 97.5 101.4 101.		, ,				
101.0 100.6 101.4 101.4 97.5 18,605,273 18,522,812 18,781,007 19,043,323 18,564,744 97.5 101.0 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 101.4 97.5 101.4 101.4 101.4 97.5 101.4 101.						
純固定	固定資産税		, ,			
交・納付金 42,038 99.5 42,235 99.9 39,726 94.1 39,541 99.5 39,353 99.5 軽自動車税 ***(*********************************		101.0	100.6	101.4	101.4	97.5
交・納付金 42,038 99.5 42,235 99.9 39,726 94.1 39,541 99.5 39,353 99.5 軽自動車税 ***(*********************************		18 605 273	18 522 812	18 781 007	19 043 323	18 564 744
交・納付金 42,038 99.5 42,235 99.9 39,726 94.1 39,541 99.5 39,353 99.5 軽自動車税 106.0 377,658 106.0 399,682 112.2 423,675 104.8 454,034 107.2 478,255 105.3 軽自動車税 ※令和2年度以後は種別制 277,658 106.0 399,682 112.2 418,681 104.8 437,566 104.5 458,333 104.7 環境性能割 4,994 16,468 329.8 19,922 121.0 市たばこ税 93.9 93.9 2,234,996 93.8 2,258,975 101.1 2,214,087 98.0 2,358,167 98.0 事業所税 731,521 98.7 100.3 743,358 100.3 750,014 100.9 769,188 17,395 106.3 都市計画税 2,433,354 101.3 2,421,369 2,448,493 101.1 2,477,781 101.2 2,426,689 101.1 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 合 計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009	作品是	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,
軽自動車税99.599.994.199.599.5軽自動車税 ※令和2年度以後は種別割377,658 106.0399,682 112.2418,681 104.8437,566 104.8458,333 104.5環境性能割4,99416,468 329.819,922 329.8事業所税2,238,483 93.92,234,996 93.82,258,975 101.12,214,087 98.02,358,167 106.5事業所税731,521 98.7743,358 100.3750,014 100.3769,188 100.9817,395 102.6都市計画税2,433,354 101.32,421,369 100.82,448,493 101.32,477,781 101.22,426,689 97.9特別土地保有税0000合計48,400,83048,912,63749,669,64949,841,60749,360,009						
軽自動車税 377,658 106.0 399,682 423,675 104.8 437,566 105.3 458,333 106.0 399,682 418,681 437,566 104.5 104.7 環境性能割 2,238,483 93.9 93.8 2,234,996 93.8 750,014 769,188 817,395 106.5 都市計画税 2,433,354 101.3 100.8 100.8 100.8 101.1 101.2 101.2 101.2 101.2 101.2 101.2 101.2 101.3 100.8 101.1 101.2 101	交∙納付金	42,038	42,235	39,726	39,541	
106.0		99.5	99.9	94.1	99.5	99.5
106.0	赵白敖吉裕	277.650	200 602	400.675	454.004	470.055
軽自動車税 ※令和2年度以後は種別割377,658 106.0399,682 112.2418,681 104.8437,566 104.8458,333 104.7環境性能割4,99416,468 329.819,922 121.0市たばこ税2,238,483 93.92,234,996 93.82,258,975 101.12,214,087 98.02,358,167 106.5事業所税731,521 98.7743,358 100.3750,014 100.9769,188 102.6817,395 106.3都市計画税2,433,354 101.32,421,369 100.82,448,493 101.12,477,781 101.22,426,689 97.9特別土地保有税00000合計48,400,83048,912,63749,669,64949,841,60749,360,009	牲日					
※令和2年度以後は種別割 106.0 112.2 104.8 104.5 104.7 環境性能割 2,238,483 2,234,996 32.258,975 2,214,087 98.0 106.5 事業所税 731,521 743,358 750,014 769,188 817,395 106.3 100.9 102.6 106.3 都市計画税 2,433,354 2,421,369 2,448,493 101.1 101.2 97.9 特別土地保有税 0		100.0	112.2	104.0	107.2	100.0
※令和2年度以後は種別割 106.0 112.2 104.8 104.5 104.7 環境性能割 2,238,483 2,234,996 32.258,975 2,214,087 98.0 106.5 事業所税 731,521 743,358 750,014 769,188 817,395 106.3 100.9 102.6 106.3 都市計画税 2,433,354 2,421,369 2,448,493 101.1 101.2 97.9 特別土地保有税 0	軽自動車税	377,658	399,682	418,681	437,566	458,333
市たばこ税 2,238,483 93.9 2,234,996 2,258,975 2,214,087 98.0 106.5 事業所税 731,521 743,358 100.3 750,014 100.9 102.6 106.3 106.3 都市計画税 2,433,354 101.3 100.8 101.1 101.2 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		106.0	112.2	104.8	104.5	
市たばこ税 2,238,483 93.9 2,234,996 2,258,975 2,214,087 98.0 106.5 事業所税 731,521 743,358 100.3 750,014 100.9 102.6 106.3 106.3 都市計画税 2,433,354 101.3 100.8 101.1 101.2 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	TIM 147 141 445 (201)			4 0 0 4	10.100	40.000
市たばこ税 2,238,483 93.9 2,234,996 93.8 2,258,975 101.1 2,214,087 98.0 2,358,167 106.5 事業所税 731,521 743,358 100.3 750,014 769,188 817,395 106.3 都市計画税 2,433,354 101.3 2,421,369 100.8 101.1 101.2 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	↓ 環境性能割			4,994		
事業所税 731,521 98.7 743,358 100.3 750,014 100.9 769,188 102.6 817,395 106.3 都市計画税 2,433,354 101.3 2,421,369 100.8 2,448,493 101.1 2,477,781 101.2 2,426,689 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 合計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009					329.8	121.0
事業所税 731,521 98.7 743,358 100.3 750,014 100.9 769,188 102.6 817,395 106.3 都市計画税 2,433,354 101.3 2,421,369 100.8 2,448,493 101.1 2,477,781 101.2 2,426,689 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 合計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009	市たばこ税	2 238 483	2 234 996	2 258 975	2 214 087	2 358 167
都市計画税 2,433,354 101.3 2,421,369 100.8 2,448,493 101.1 2,477,781 101.2 2,426,689 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 合計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009	1,172,1012 7,1					
都市計画税 2,433,354 101.3 2,421,369 100.8 2,448,493 101.1 2,477,781 101.2 2,426,689 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 合計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009						
都市計画税 2,433,354 2,421,369 100.8 2,448,493 2,477,781 2,426,689 101.1 101.2 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 合 計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009	事業所税		,	,		
特別土地保有税 101.3 100.8 101.1 101.2 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 合計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009		98.7	100.3	100.9	102.6	106.3
特別土地保有税 101.3 100.8 101.1 101.2 97.9 特別土地保有税 0 0 0 0 0 合計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009	数市計画 超	2 / 22 25/	2 421 360	2 448 402	2 /177 701	2 426 690
特別土地保有税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	もいいらい 四代元	' '		' '	, ,	
合 計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009		131.0	130.0	101.1	101.2	37.5
合計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009	特別土地保有税	0	0	0	0	0
合計 48,400,830 48,912,637 49,669,649 49,841,607 49,360,009						
	△ =	40 400 000	40.010.607	40 660 640	40 041 607	40.360.000
		48,400,830	48,912,037	49,009,049 101.5	49,841,607 100.3	49,360,009

[※] 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定額は、徴収猶予分を除いた額

[※] 下段は前年度対比 ※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整 ※ 軽自動車税環境性能割課税は、令和元年10月1日から施行

3 市税一覧

	税目	課税客体・納税義務者	賦 課 期 日
	市民税	 ○ 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ○ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) ○ 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ○ 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する公益法人等(均等割)※収益事業を行う場合(均等割・法人税割) ○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割) 	1月1日(個人)
	固定資産税	○土 地○家 屋○償却資産当該固定資産の所有者○償却資産	1月1日
	国有資産等所在 市町村交付金	○国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等(交付金)	前年の3月31日
軽自動車税	種別割	○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車 ○軽自動車	4月1日
	環境性能割	三輪以上の軽自動車の取得者	
	市たばこ税	○ 売渡し等に係る製造たばこ ○ 卸売販売業者等	
	特別土地保有税	○ 土地又はその取得 ○ 当該土地の所有者又は取得者 ※平成 15 年度より、当分の間、新たな課税を停止	1月1日(保有) 1月1日 7月1日 (取得)
	入 湯 税	○ 鉱泉浴場における入湯行為 ○ 入湯客	
	事業所税	○ 事業所等において事業を行う者	
	都市計画税	○ 市街化区域内の土地・家屋 ○ 当該土地・家屋の所有者	1月1日

課税標	準及び税率		申 告 期 限	納期
○ 個人均等割 3,500 円 (平 ○ 個人所得割 6% (一律) ○ 法人均等割 区分 資本金等の額	成 26 年度~令和 5 年 市内の事業所等の従業者数	税率	○ 個人 【個人申告】 3月15日 【給与支払報告書の提出】	○ 個人 【第1期】6月1日~6月30日 【第2期】8月1日~8月31日 【第3期】10月1日~10月31日
1 50 億円を超えるもの 2 10 億円を超え 50 億円以下のもの 3 10 億円を超え 50 億円以下のもの 4 1 億円を超え 10 億円以下のもの 5 1 億円を超え 10 億円以下のもの 6 1 千万円を超え 1 億円以下のもの 7 1 千万円を超え 1 億円以下のもの 8 1 千万円と超え 9 上記以外の法人等	50 人を超えるもの 50 人を超えるもの 50 人以下のもの 50 人以下のもの 50 人以下のもの 50 人以下のもの 50 人以下のもの 50 人以下のもの 50 人以下のもの	年額 3,000,000 円 年額 1,750,000 円 年額 410,000 円 年額 400,000 円 年額 160,000 円 年額 150,000 円 年額 130,000 円	1月31日 【特別徴収に係る異動届 出書の提出】 徴収する義務がなく なる事由が発生した月 の翌月の10日	【第4期】 1月4日~ 1月31日 【給与からの特別徴収】 翌月10日まで(6月~翌年5月) 【公的年金からの特別徴収】 年金支払日の翌月10日まで
対	法 人 税 額 年額 500 万円を超えるもの 年額 500 万円以下のもの を下回る場合は「資本金+資本》	年額 50,000円 税 率 8.4/100 8.4/100 6.6/100 ではり区分を判定	○ 法人 事業年度終了の日の 翌日から原則として 2 ヵ月以内等	○ 法人 申告期限と同じ
課税標準の 1,4/100 (免税点) 土 地 300,0 家 屋 200,0 償却資産 1,500,0	00円		○ 償却資産の申告 1月31日	【第1期】5月1日~5月31日 【第2期】7月1日~7月31日 【第3期】12月1日~12月31日 【第4期】2月1日~2月末日
算定標準額の 1.4/100 (注) 法で特別の定めのあるもの 31 日現在において国有財産				6月30日
車種 原動機付 自転車 総排気量 50cc 以下(ミニカーを粉 2 輪で総排気量 90cc 以下 2 輪で総排気量 125cc 以下 ミニカー	継続税率 新税率 重課税 - 2,000円 - - -	率 適用 新税率は平成 28 年度から適用	○ 取得申告 軽自動車等の所有者と なった日から 15 日以内 ○ 廃車申告 軽自動車等の所有者で	
小型特殊 自動車 農耕作業用 2輪小型 自動車 その他(フォークリフト等) 整自動車 総排気量が 250cc を超えるもの 軽自動車 2輪車(総排気量 250cc 以下) 3輪車(総排気量 660cc 以下) 乗用営業	- 6,000円 - 3,600円 - 3,100円 3,900円 4,600	以後に最初の新規検査を受	なくなった日から30日以内	5月1日~5月31日
4輪以上 (総排気量 660cc 以下) 貨物営業 貨物自家 三輪以上の軽自動車のエネルギー	刊 7,200円 10,800円 12,900 刊 3,000円 3,800円 4,500 刊 4,000円 5,000円 6,000	・重課税率は平成 28 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査から 14 年を経過するものについ て平成 28 年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用	車両番号の指定のとき	
達成の程度等に応じて、通常の取			等	申告期限と同じ
1,000 本につき 5,692 円 課税標準土地の取得価額			翌月末日	申告期限と同じ
税 率(保有)1.4/100 (取得)3/100 (免税点)保有 1月1日に所有 土地の合計面積 取得 毎年1月1日又	ける 5,000 ㎡未満 よ7月1日前1年以内に耳 5,000 ㎡未満	収得した	【保有】 5月31日 【取得】 2月末日 8月31日	申告期限と同じ
1 人 1 日 150 円 資産割 事業所床面積 1 ㎡に (免税点)市内合計 従業者割 従業者給与総額の 0.	つき 600 円 事業所床面積 1,000 ㎡以7		翌月 15 日 ○ 法人 事業年度終了の日から2ヵ月以内 ○ 個人 事業を行った年の翌 年の3月15日	申告期限と同じ 申告期限と同じ
固定資産税(土地・家屋)の課税				固定資産税と同じ

4 令和3年度市税決算状況

区分	予算額	調定額	11ロ 7 (文方	収入	歩合
税目	了昇祖 		収入済額	予算額	調定額
		50,589,152,568			97.96
市税合計	45,512,000,000	50,590,223,468	49,558,009,826	108.89	97.96
19 左=== 半八	45 000 000 000	40 000 000 747	40.011.400.000	100.00	00.00
現年課税分	45,093,000,000	49,360,008,747 1,229,143,821	49,011,463,633	108.69	99.29 44.47
滞納繰越分	419,000,000	1,230,214,721	546,546,193	130.44	44.43
市民税	22,172,000,000	25,376,800,132	24,737,464,047	111.57	97.48
/m	00 475 000 000	00 500 000 704	01 000 110 000	100.07	07.05
個人	20,475,000,000	22,520,962,794	21,902,143,899	106.97	97.25
現年課税分 滞納繰越分	20,233,000,000 242,000,000	21,867,368,285 653,594,509	21,644,665,065 257,478,834	106.98 106.40	98.98 39.39
/市村深巡刀	242,000,000	000,094,009	207,470,004	100.40	39.39
法人	1,697,000,000	2,855,837,338	2,835,320,148	167.08	99.28
現年課税分	1,692,000,000	2,808,037,900	2,802,064,260	165.61	99.79
滞納繰越分	5,000,000	47,799,438	33,255,888	665.12	69.57
710 141 1486223	3,000,000	17,700,100	00,200,000	000112	00107
固定資産税	17,928,000,000	19,034,179,020	18,703,416,496	104.33	98.26
固定資産税	17,889,000,000	18,994,826,120	18,664,063,596	104.33	98.26
70 (= 0 1) ()	17741 000 000	10 504 740 700	10 105 001 501	40400	00.47
現年課税分	17,741,000,000	18,564,743,700	18,465,801,581	104.09	99.47
滞納繰越分	148,000,000	430,082,420	198,262,015	133.96	46.10
交付金	39,000,000	39,352,900	39,352,900	100.90	100.00
スリ亚	33,000,000	03,002,000	09,002,000	100.30	100.00
軽自動車税	373,000,000	492,234,869	477,463,503	128.01	97.00
12.200	, ,	, ,	, ,		
種別割	363,000,000	472,312,969	457,541,603	126.04	96.87
現年課税分	358,000,000	458,332,800	452,678,262	126.45	98.77
滞納繰越分	5,000,000	13,980,169	4,863,341	97.27	34.79
ᄑᄪᅶᅕᄮᄮᄼᅛᄇᆒ	10,000,000	10.001.000	10.001.000	100.00	100.00
環境性能割	10,000,000 10,000,000	19,921,900 19,921,900	19,921,900 19,921,900	199.22 199.22	100.00
現年課税分	10,000,000	19,921,900	19,921,900	199.22	100.00
市たばこ税	2,070,000,000	2,358,167,162	2,358,167,162	113.92	100.00
現年課税分	2,070,000,000	2,358,167,162	2,358,167,162	113.92	100.00
滞納繰越分	0	0	2,000,107,102	110102	100100
1.11 111 111 11 11 11 11 11 11 11 11 11					
事業所税	661,000,000	843,951,900	841,367,900	127.29	99.69
現年課税分	660,000,000	817,395,200	815,439,700	123.55	99.76
滞納繰越分	1,000,000	26,556,700	25,928,200	2592.82	97.63
±n → = 1 == 1 ±	0.000.000.000	0.400.040.405	0.440.400.740	105 70	00.04
都市計画税	2,308,000,000	2,483,819,485	2,440,130,718	105.72	98.24
現年課税分	2,290,000,000	2,426,688,900	2,413,372,803	105.39	99.45
近十 床忧刀	2,230,000,000	۷, ۱ ۷,000,۳00	۷,۳۱۵,۵/۷,۵۷۵	100.08	33.40
滞納繰越分	18,000,000	57,130,585	26,757,915	148.66	46.84
The state of the s	,,,,,,,,,,	0	, , - • •		
特別土地保有税	0	1,070,900	0		0.00
現年課税分	0	0	0		
类纳绵ポ少	0	1,070,900	0		0.00
滞納繰越分	U	1,070,900	Ü		0.00

(単位:円,%)

不納欠損額	,, ,			ı	□ λ 歩合 (前2年度)	· 円,%)
97,186,836 942,155,060 7,128,254 105,16 97,38 104,55 97,29 1,615,057 353,903,996 6,973,939 105,10 98,87 104,53 98,87 95,571,779 587,180,164 154,315 111,53 39,70 106,92 35,87 73,843,297 569,550,562 4,057,774 106,25 96,91 104,98 96,62 70,315,362 552,515,007 4,011,474 105,17 96,77 103,15 96,27 1,460,057 225,221,922 3,978,759 104,95 98,74 102,99 98,44 68,855,306 327,293,085 32,715 123,09 40,45 116,00 36,60 3,527,935 17,035,555 46,300 115,97 98,08 119,21 98,97 0 6,019,940 46,300 116,02 98,53 119,44 99,79 3,527,935 11,015,615 0 94,59 30,85 55,31 17,14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,39 97,72 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 1,998,492 7,139,936 21,600 106,51 36,34 93,90 32,74 0 0 0 101,39 100,00 101,86 100,00 2,022,392 12,843,274 94,300 116,72 96,16 117,06 95,65 2,022,392 12,843,274 94,300 116,72 96,16 117,06 95,65 2,022,392 12,843,274 94,300 116,72 96,16 117,06 95,65 2,022,392 12,843,274 94,300 116,72 96,16 117,06 95,65 2,022,392 12,843,274 94,300 116,99 96,30 116,50 95,65 2,022,392 12,843,274 94,300 116,99 96,16 117,06 95,60 0 0 0 0 82,34 100,00 83,24 100,00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	不納欠損額	収入未済額	過誤納還付未済額				1 調定額
97,186,836 942,155,060 7,128,254 105,16 97,38 104,55 97,29	+	941 084 160		- 丁开识		1 1 开识	
1,615,057 353,903,996 6,973,939 105,10 98,87 104,53 98,87 95,571,779 587,180,164 154,315 111,53 39,70 106,92 35,87	97.186.836	, ,	7.128.254	105.16		104.55	
95,571,779 587,180,164 154,315 111,53 39,73 106,92 35,87 73,843,297 569,550,562 4,057,774 106,25 96,91 104,98 96,62 70,315,362 552,515,007 4,011,474 105,17 96,77 103,15 96,27 1,460,057 225,221,922 3,978,759 104,95 98,74 102,99 98,44 68,855,305 327,293,085 32,715 123,09 40,45 116,02 98,53 119,21 98,97 0 6,019,940 46,300 115,97 98,08 119,21 98,97 3,527,935 11,015,615 0 94,59 30,85 55,31 17,14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 1,998,492 7,39,936	,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, - 22,000	.,,				
95,571,779 587,180,164 154,315 111,53 39,73 106,92 35,87 73,843,297 569,550,562 4,057,774 106,25 96,91 104,98 96,62 70,315,362 552,515,007 4,011,474 105,17 96,77 103,15 96,27 1,460,057 225,221,922 3,978,759 104,95 98,74 102,99 98,44 68,855,305 327,293,085 32,715 123,09 40,45 116,02 98,53 119,21 98,97 0 6,019,940 46,300 115,97 98,08 119,21 98,97 3,527,935 11,015,615 0 94,59 30,85 55,31 17,14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 1,998,492 7,39,936	1,615,057	353,903,996	6,973,939	105.10	98.87	104.53	98.87
73,843,297 569,550,562 4,057,774 106,25 96,91 104,98 96,62 70,315,362 552,515,007 4,011,474 105,17 96,77 103,15 96,27 1,460,057 225,221,922 3,978,759 104,95 98,74 102,99 98,44 68,855,305 327,293,085 32,715 123,09 40,45 116,06 36,60 3,527,935 17,035,555 46,300 115,97 98,08 119,21 98,97 0 6,019,940 46,300 116,02 98,53 119,44 99,79 3,527,935 11,015,615 0 94,59 30.85 55,31 17,14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,39 97,72 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84			, ,				
70,315,362 552,515,007 4,011,474 105,17 96,77 103,15 96,27 1,460,057 225,221,922 3,978,759 104,95 98,74 102,99 98,44 68,855,305 327,293,085 32,715 123,09 40,45 116,06 36,60 3,527,935 17,035,555 46,300 115,97 98,08 119,21 98,97 0 6,019,940 46,300 116,02 98,53 119,44 99,79 3,527,935 11,015,615 0 94,59 30,85 55,31 17,14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,39 97,72 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 2,022,392 12,843,274 94,300 114,98			154,315	111.53		106.92	
70,315,362 552,515,007 4,011,474 105,17 96,77 103,15 96,27 1,460,057 225,221,922 3,978,759 104,95 98,74 102,99 98,44 68,855,305 327,293,085 32,715 123,09 40,45 116,06 36,60 3,527,935 17,035,555 46,300 115,97 98,08 119,21 98,97 0 6,019,940 46,300 116,02 98,53 119,44 99,79 3,527,935 11,015,615 0 94,59 30,85 55,31 17,14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,39 97,72 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 2,022,392 12,843,274 94,300 114,98							
1,460,057 225,221,922 3,978,759 104,95 98.74 102,99 98.44 68,855,305 327,293,085 32,715 123,09 40,45 116,06 36,60	73,843,297	569,550,562	4,057,774	106.25	96.91	104.98	96.62
1,460,057 225,221,922 3,978,759 104,95 98.74 102,99 98.44 68,855,305 327,293,085 32,715 123,09 40,45 116,06 36,60							
68,855,305 327,293,085 32,715 123.09 40.45 116.06 36.60 3,527,935 17,035,555 46,300 115.97 98.08 119.21 98.97 0 6,019,940 46,300 116.02 98.53 119.44 99.79 3,527,935 11,015,615 0 94.59 30.85 55.31 17.14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103.38 97.73 103.10 97.77 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103.39 97.72 103.10 97.77 115,453 101,359,979 2,533,313 103.46 99.01 103.16 99.04 18,649,700 213,258,818 88,113 95.84 38.84 95.93 35.91 0 0 101.39 100.00 101.86 100.00 2,022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.65 2,022,392 12,843,274 94,300 116.79 96.16 117.06							
3,527,935							
0 6,019,940 46,300 116,02 98,53 119,44 99,79 3,527,935 11,015,615 0 94,59 30,85 55,31 17,14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,39 97,72 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 0 0 101,39 100,00 101,86 100,00 2,022,392 12,843,274 94,300 114,98 96,30 116,50 95,60 23,900 5,703,338 72,700 116,89 98,57 117,46 98,19 1,998,492 7,139,936 21,600 106,51 36,34 93,90 32,74 0 0 0 82,34 100,00 83,24 100,00	68,855,305	327,293,085	32,715	123.09	40.45	116.06	36.60
0 6,019,940 46,300 116,02 98,53 119,44 99,79 3,527,935 11,015,615 0 94,59 30,85 55,31 17,14 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,39 97,72 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 0 0 101,39 100,00 101,86 100,00 2,022,392 12,843,274 94,300 114,98 96,30 116,50 95,60 23,900 5,703,338 72,700 116,89 98,57 117,46 98,19 1,998,492 7,139,936 21,600 106,51 36,34 93,90 32,74 0 0 0 82,34 100,00 83,24 100,00							
3,527,935							
18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,38 97,73 103,10 97,77 18,765,153 314,618,797 2,621,426 103,39 97,72 103,10 97,77 115,453 101,359,979 2,533,313 103,46 99,01 103,16 99,04 18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 2,022,392 12,843,274 94,300 114,98 96,30 116,50 95,65 2,022,392 12,843,274 94,300 116,72 96,16 117,06 95,60 23,900 5,703,338 72,700 116,89 98,57 117,46 98,19 1,998,492 7,139,936 21,600 106,51 36,34 93,90 32,74 0 0 0 82,34 100,00 83,24 100,00 0 0 0 32,34 100,00 83,24 100,00 0 0 0 10,594 100,00 107,57 100,00	•						
18,765,153 314,618,797 2,621,426 103.39 97.72 103.10 97.77 115,453 101,359,979 2,533,313 103.46 99.01 103.16 99.04 18,649,700 213,258,818 88,113 95.84 38.84 95.93 35.91 2,022,392 12,843,274 94,300 114.98 96.30 116.50 95.65 2,022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00	3,527,935	11,015,615	0	94.59	30.85	55.31	1/.14
18,765,153 314,618,797 2,621,426 103.39 97.72 103.10 97.77 115,453 101,359,979 2,533,313 103.46 99.01 103.16 99.04 18,649,700 213,258,818 88,113 95.84 38.84 95.93 35.91 2,022,392 12,843,274 94,300 114.98 96.30 116.50 95.65 2,022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00	10 705 150	014010707	0.004.400	100.00	07.70	100.10	07.77
115,453 101,359,979 2,533,313 103.46 99.01 103.16 99.04 18,649,700 213,258,818 88,113 95.84 38.84 95.93 35.91 0 0 101.39 100.00 101.86 100.00 2,022,392 12,843,274 94,300 114.98 96.30 116.50 95.65 2,022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0	18,765,153	314,618,797	2,621,426	103.38	97.73	103.10	97.77
115,453 101,359,979 2,533,313 103.46 99.01 103.16 99.04 18,649,700 213,258,818 88,113 95.84 38.84 95.93 35.91 0 0 101.39 100.00 101.86 100.00 2,022,392 12,843,274 94,300 114.98 96.30 116.50 95.65 2,022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0	10.765.150	214610707	0.601.406	102.20	07.70	102.10	07 77
18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 2,022,392 12,843,274 94,300 114,98 96,30 116,50 95,65 2,022,392 12,843,274 94,300 116,72 96,16 117,06 95,60 23,900 5,703,338 72,700 116,89 98,57 117,46 98,19 1,998,492 7,139,936 21,600 106,51 36,34 93,90 32,74 0 0 0 82,34 100,00 83,24 100,00 0 0 0 82,34 100,00 83,24 100,00 0 0 0 105,94 100,00 107,57 100,00 0 0 0 105,94 100,00 107,57 100,00 0 0 0 112,98 96,57 113,21 99,45 0 1,955,500 0 112,82 96,80 113,13 99,55 0 628,500 0 219,11 52,66 164,41 67,29 2,555,994	18,700,103	314,018,797	2,021,420	103.39	97.72	103.10	97.77
18,649,700 213,258,818 88,113 95,84 38,84 95,93 35,91 2,022,392 12,843,274 94,300 114,98 96,30 116,50 95,65 2,022,392 12,843,274 94,300 116,72 96,16 117,06 95,60 23,900 5,703,338 72,700 116,89 98,57 117,46 98,19 1,998,492 7,139,936 21,600 106,51 36,34 93,90 32,74 0 0 0 82,34 100,00 83,24 100,00 0 0 0 82,34 100,00 83,24 100,00 0 0 0 105,94 100,00 107,57 100,00 0 0 0 105,94 100,00 107,57 100,00 0 0 0 112,98 96,57 113,21 99,45 0 1,955,500 0 112,82 96,80 113,13 99,55 0 628,500 0 219,11 52,66 164,41 67,29 2,555,994	115 452	101 250 070	2 522 212	102.46	00.01	102.16	00.04
0 0 101.39 100.00 101.86 100.00 2.022,392 12,843,274 94,300 114.98 96.30 116.50 95.65 2.022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0	110,400	101,309,979	2,000,010	103.40	99.01	103.10	99.04
0 0 101.39 100.00 101.86 100.00 2.022,392 12,843,274 94,300 114.98 96.30 116.50 95.65 2.022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0	18 649 700	212 252 212	88 113	05 Q <i>I</i>	38.84	05.03	35 01
2,022,392 12,843,274 94,300 114.98 96.30 116.50 95.65 2,022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0	10,049,700						
2,022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,5540,347 13,643,317 <t< td=""><td></td><td><u> </u></td><td><u> </u></td><td>101.00</td><td>100.00</td><td>101.00</td><td>100.00</td></t<>		<u> </u>	<u> </u>	101.00	100.00	101.00	100.00
2,022,392 12,843,274 94,300 116.72 96.16 117.06 95.60 23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,5540,347 13,643,317 <t< td=""><td>2 022 392</td><td>12 843 274</td><td>94 300</td><td>114 98</td><td>96 30</td><td>116 50</td><td>95 65</td></t<>	2 022 392	12 843 274	94 300	114 98	96 30	116 50	95 65
23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 1,955,500 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647	2,022,002	12,010,271	0 1,000	111.00	00.00	110.00	00.00
23,900 5,703,338 72,700 116.89 98.57 117.46 98.19 1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 1,955,500 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647	2.022.392	12.843.274	94.300	116.72	96.16	117.06	95.60
1,998,492 7,139,936 21,600 106.51 36.34 93.90 32.74 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 0							
0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 0 107.57 100.00 0 0 0 0 107.57 100.00 0 0 0 0 107.57 100.00 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38<			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
0 0 0 82.34 100.00 83.24 100.00 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 0 107.57 100.00 0 0 0 0 0 107.57 100.00 0 0 0 0 0 107.57 100.00 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 0 0 0 0 0 0	, ,	, ,	,				
0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 0 0 0 0 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0 0.00 0.00 0.00 0 0 0 0 0 0 0 0		0					
0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 2,584,000 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 0 0 0.00 0.00 0.00 0 0 0 0 0.00 0.00	0	0	0	82.34	100.00	83.24	100.00
0 0 0 105.94 100.00 107.57 100.00 0 2,584,000 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 0 0 0.00 0.00 0.00 0 0 0 0 0.00 0.00							
0 0							
0 2,584,000 0 112.98 96.57 113.21 99.45 0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0.00 0 0 0 0 0.00 0.00				105.94	100.00	107.57	100.00
0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0.00 0 0 0 0 0	0	0	0				
0 1,955,500 0 112.82 96.80 113.13 99.55 0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0.00 0 0 0 0 0		0.504.005	_	44000	00	44004	00.4-
0 628,500 0 219.11 52.66 164.41 67.29 2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0.00 0 0 0 0 0							
2,555,994 41,487,527 354,754 103.78 97.68 104.62 97.72 15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0 0 0 0 0.00							
15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0 0 0 0 0 0.00	0	628,500	<u> </u>	219.11	52.00	104.41	07.29
15,647 13,643,317 342,867 103.83 98.98 104.67 99.01 2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0 0 0 0 0 0.00	2 555 004	A1 A07 507	251751	102.70	07.60	104.60	מד דם
2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2,000,894	41,467,327	304,704	103.78	87.08	104.02	31.12
2,540,347 27,844,210 11,887 99.05 39.42 98.65 36.38 0 1,070,900 0 0.00 0.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	15 6/17	12 6/12 217	2/2 067	103 83	92 92	104.67	QQ ()1
0 1,070,900 0 0.00 0.00 0 0 0 0	13,047	10,040,017	342,007	100.00	30.30	104.07	99.01
0 1,070,900 0 0.00 0.00 0 0 0 0	2 540 347	27 844 210	11 887	99 05	39 42	98 65	36.38
0 1,070,900 0 0.00 0.00 0 0 0 0	2,5 10,0 1		11,007	00.00	00.∃£	00.00	00.00
0 0 0	n	•	n		0.00		0.00
0	0		0				
0 1,070,900 0 0.00 0.00		0					
<u> </u>	0	1,070,900	0		0.00		0.00

5 市税決算状況の推移

存度	97.21 (97.21) 98.89 34.04 (34.01) 96.34 95.98 98.38 32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 99.15 38.60
現年課税分	97.21) 98.89 34.04 (34.01) 96.34 95.98 98.38 32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 99.15
現年課税分 48,400,829,562 47,888,421,540 98.94 48,912,636,900 48,372,044,333 滞納繰越分 1,279,591,568 (1,280,662,468) 387,712,502 30,30 (30,27) (1,304,928,417) 443,850,697 市民税 24,812,414,571 23,884,036,670 96.26 25,391,841,094 24,462,401,477 個 人 21,693,536,719 20,807,264,122 95.91 22,131,745,090 21,241,733,632 現年課税分 795,859,284 220,928,106 27.76 804,209,450 259,025,731 法 人 3,118,877,852 3,076,772,548 98.65 3,260,096,004 3,220,667,845 現年課稅分 44,052,052 9,496,763 21,56 39,447,204 7,050,424 固定資産稅 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,514,240,257 現年課稅分 369,181,020 18,443,028,254 99.13 18,522,812,800 18,364,655,519 常納繰越分 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 至日動車稅 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 清納繰越分 16,692,222 4,883,085 29,25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分 16,692,222 4,883,085 29,25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分 16,692,222 4,883,085 29,25 19,181,507 7,106,584	98.89 34.04 (34.01) 96.34 95.98 98.38 32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 99.15
滞納繰越分 1,279,591,568 (1,280,662,468) 387,712,502 (30,27) (1,304,928,417) 443,850,697 (1,280,662,468) 24,812,414,571 23,884,036,670 96.26 25,391,841,094 24,462,401,477 個 人 21,693,536,719 20,807,264,122 95.91 22,131,745,090 21,241,733,632 現年課税分 20,897,677,435 20,586,336,016 98.51 21,327,535,640 20,982,707,901 滞納繰越分 795,859,284 220,928,106 27.76 804,209,450 259,025,731 法 人 3,118,877,852 3,076,772,548 98.65 3,260,096,004 3,220,667,845 現年課稅分 3,074,825,800 3,067,275,785 99.75 3,220,648,800 3,213,617,421 滞納繰越分 44,052,052 9,496,763 21.56 39,447,204 7,050,424 固定資産稅 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,556,474,757 固定資産稅 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課稅分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 经自動車稅 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 種別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584	34.04 (34.01) 96.34 95.98 98.38 32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 97.91 99.15
(1,280,662,468)	96.34 95.98 98.38 32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 99.15
市民税 24,812,414,571 23,884,036,670 96.26 25,391,841,094 24,462,401,477 個 人 21,693,536,719 20,807,264,122 95.91 22,131,745,090 21,241,733,632 現年課税分 20,897,677,435 20,586,336,016 98.51 21,327,535,640 20,982,707,901 滞納繰越分 795,859,284 220,928,106 27.76 804,209,450 259,025,731 法 人 3,118,877,852 3,076,772,548 98.65 3,260,096,004 3,220,667,845 現年課税分 3,074,825,800 3,067,275,785 99.75 3,220,648,800 3,213,617,421 滞納繰越分 44,052,052 9,496,763 21.56 39,447,204 7,050,424 固定資産税 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,556,474,757 固定資産税 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課税分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課税分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 環境性能割 現年課税分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課税分	96.34 95.98 98.38 32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 97.91 99.15
個人 21,693,536,719 20,807,264,122 95.91 22,131,745,090 21,241,733,632 現年課税分 20,897,677,435 20,586,336,016 98.51 21,327,535,640 20,982,707,901 滞納繰越分 795,859,284 220,928,106 27.76 804,209,450 259,025,731 法人 3,118,877,852 3,076,772,548 98.65 3,260,096,004 3,220,667,845 現年課税分 3,074,825,800 3,067,275,785 99.75 3,220,648,800 3,213,617,421 滞納繰越分 44,052,052 9,496,763 21.56 39,447,204 7,050,424 固定資産税 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,556,474,757 固定資産税 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課税分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 轻自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 種別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29,25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分	95.98 98.38 32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 97.91 99.15
現年課税分 20,897,677,435 20,586,336,016 98.51 21,327,535,640 20,982,707,901 滞納繰越分 795,859,284 220,928,106 27.76 804,209,450 259,025,731 法 人 3,118,877,852 3,076,772,548 98.65 3,260,096,004 3,220,667,845 現年課税分 3,074,825,800 3,067,275,785 99.75 3,220,648,800 3,213,617,421 滞納繰越分 44,052,052 9,496,763 21.56 39,447,204 7,050,424 固定資産税 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,556,474,757 固定資産税 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課税分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 轻自動車稅 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分 清納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584	98.38 32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 97.91 99.15
滞納繰越分 795,859,284 220,928,106 27.76 804,209,450 259,025,731 法 人 3,118,877,852 3,076,772,548 98.65 3,260,096,004 3,220,667,845 現年課税分 3,074,825,800 3,067,275,785 99.75 3,220,648,800 3,213,617,421 滞納繰越分 44,052,052 9,496,763 21.56 39,447,204 7,050,424 固定資産税 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,556,474,757 固定資産税 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課税分 18,605,272,600 18,443,028,254 99.13 18,522,812,800 18,364,655,519 滞納繰越分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 经自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 理別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分	32.21 98.79 99.78 17.87 97.91 97.91 99.15
法人 3,118,877,852 3,076,772,548 98.65 3,260,096,004 3,220,667,845 現年課税分 3,074,825,800 3,067,275,785 99.75 3,220,648,800 3,213,617,421 滞納繰越分 44,052,052 9,496,763 21.56 39,447,204 7,050,424 固定資産税 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,556,474,757 固定資産税 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課税分 18,605,272,600 18,443,028,254 99.13 18,522,812,800 18,364,655,519 滞納繰越分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現用割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 環境性能割 現年課稅分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分	98.79 99.78 17.87 97.91 97.91 99.15
現年課税分 3,074,825,800 3,067,275,785 99.75 3,220,648,800 3,213,617,421 滞納繰越分 44,052,052 9,496,763 21.56 39,447,204 7,050,424 固定資産税 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,556,474,757 固定資産税 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課税分 18,605,272,600 18,443,028,254 99.13 18,522,812,800 18,364,655,519 滞納繰越分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 種別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 環境性能割 現年課稅分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分	99.78 17.87 97.91 97.91 99.15
滞納繰越分44,052,0529,496,76321.5639,447,2047,050,424固定資産税19,016,492,02018,616,416,20997.9018,952,527,23518,556,474,757固定資産税18,974,453,62018,574,377,80997.8918,910,292,73518,514,240,257現年課税分18,605,272,60018,443,028,25499.1318,522,812,80018,364,655,519滞納繰越分369,181,020131,349,55535.58387,479,935149,584,738交付金42,038,40042,038,400100.0042,234,50042,234,500軽自動車税394,349,922373,787,31294.79418,864,407399,279,424種別割394,349,922373,787,31294.79418,864,407399,279,424現年課稅分377,657,700368,904,22797.68399,682,900392,172,840滞納繰越分16,692,2224,883,08529.2519,181,5077,106,584環境性能割現年課稅分	97.91 97.91 97.91 99.15
固定資産税 19,016,492,020 18,616,416,209 97.90 18,952,527,235 18,556,474,757 固定資産税 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課税分 18,605,272,600 18,443,028,254 99.13 18,522,812,800 18,364,655,519 滞納繰越分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 租別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分	97.91 97.91 99.15
固定資産税 18,974,453,620 18,574,377,809 97.89 18,910,292,735 18,514,240,257 現年課税分 18,605,272,600 18,443,028,254 99.13 18,522,812,800 18,364,655,519 滞納繰越分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分	97.91 99.15
現年課税分 18,605,272,600 18,443,028,254 99.13 18,522,812,800 18,364,655,519 滞納繰越分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 租別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課稅分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課稅分	99.15
滞納繰越分 369,181,020 131,349,555 35.58 387,479,935 149,584,738 交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 種別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課税分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課税分	
交付金 42,038,400 42,038,400 100.00 42,234,500 42,234,500 軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 種別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課税分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課税分	38.60
軽自動車税 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 種別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課税分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課税分	
種別割 394,349,922 373,787,312 94.79 418,864,407 399,279,424 現年課税分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課税分	100.00
現年課税分 377,657,700 368,904,227 97.68 399,682,900 392,172,840 滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課税分	95.32
滞納繰越分 16,692,222 4,883,085 29.25 19,181,507 7,106,584 環境性能割 現年課税分	95.32
環境性能割現年課税分	98.12
現年課税分	37.05
市たばこ税 2,238,482,927 2,238,482,927 100.00 2,234,995,860 2,234,995,860	
	100.00
現年課税分 2,238,482,927 2,238,482,927 100.00 2,234,995,860 2,234,995,860	100.00
滞納繰越分	
特別土地保有税 0 0 0.00 0 0 (1,070,900) (0.00) (1,070,900)	0.00 (0.00)
現年課税分 0 0 0.00 0 0	0.00
(0) (0.00) (0)	(0.00)
滞納繰越分	0.00 (0.00)
事業所税 735,316,700 733,928,700 99.81 744,745,700 742,302,400	99.67
現年課税分 731,521,000 730,761,500 99.90 743,357,700 741,542,900	99.76
滞納繰越分 3,795,700 3,167,200 83.44 1,388,000 759,500	54.72
都市計画税 2,483,364,990 2,429,482,224 97.83 2,473,520,121 2,420,441,112	97.85
現年課税分 2,433,353,700 2,411,594,431 99.11 2,421,368,700 2,400,117,392	99.12
滞納繰越分 50,011,290 17,887,793 35.77 52,151,421 20,323,720	33.12

^{※()}内は徴収猶予分を含む。 ※軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月から課税開始

(単位:円、%)

調定額 収入済額 収納率 調定額 収入済額 収納率 収入済額 収納率 10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、1		31•元			2	:円 、 %)
50.942.281.553 (972) 97.29 (972) 61.107.985.126 (972) 49.771.320.575 (973) 97.38 (972) 61.109.606.026) 97.78 (972) 98.87 49.825.139.632 (49.261.612.152 (98.87) 49.864.654.743 (49.261.612.152 (98.87) 49.825.139.632 (49.261.612.152 (98.87) 1.277.626.810 (12.8697.710) 458.685.494 (35.87) (12.83916.394) 509.708.423 (39.70) 39.73 (39.70) 25.789.52.803 (21.688.455.328 (96.27 (22.876.346.519) (21.825.840.156 (98.74) 22.878.32.863 (21.888.95.456 (36.60) (772.861.468 (312.643.977) (40.45) 3.2261.699.124 (32.28.130.163 (98.97) (2.758.561.858 (2.705.466.370) (98.08 (32.274.324 (5.530.911) (17.14 (18.393.658 (5.675.270) (30.85) 3.229.424.800 (32.22.599.252 (99.79) (2.740.168.200 (2.699.791.100) (98.53 (32.274.324 (5.530.911) (17.14 (18.393.658 (5.675.270) (30.85) 19.205.410.381 (18.777.750.152 (97.77 (19.457.886.443 (19.015.057.628 (97.72) (19.457.886.443 (19.015.057.628 (97.72) (19.457.886.443 (19.015.057.628 (97.72) (19.457.886.443 (19.015.057.628 (97.72) (19.457.886.443 (19.015.057.628 (97.72) (19.457.886.443 (19.015.057.628 (97.72) (19.457.886.443 (19.015.057.628 (19.015.478) (19.015.478 (19.015.478 (19.015.478) (19.015.478 (19.015	調完好		IIV納茲	調定類		川が納家
(69124) (69124) (69124) (69126) (69126) (69126) (991						
49,664,654,743 49,102,610,207 98.87 49,251,39,632 49,261,612,152 98.87 1,277,626,810 456,685,494 35.90 1,282,845,494 509,708,423 39.73 2,127,8697,100 24,916,585,491 96.62 25,634,908,377 24,843,950,503 96.91 22,527,832,883 21,688,455,328 96.27 22,876,346,519 22,138,484,133 96.77 21,738,334,188 21,399,459,872 98.44 22,103,485,051 21,825,840,156 98.74 789,498,695 288,995,456 36.60 772,861,468 312,643,977 40.45 3,221,424,800 3,222,599,252 99.79 2,740,168,200 2,699,791,100 98.53 3,2274,324 5,530,911 17,14 18,393,658 5,675,270 30.85 19,165,683,981 18,777,750,152 97,77 19,457,886,443 19,015,057,628 97,72 18,781,007,000 18,599,885,911 99.04 19,043,322,900 18,854,042,150 99.01 384,676,981 138,137,841 35.91 414,563,543 161,015,478 <		45,001,230,701			43,771,020,070	
(128,697,710) (38,70) (1283,916,394) (39,70) (25,789,532,007) (24,916,585,491) (96,62) (25,634,908,377) (24,843,950,503) (96,91) (22,527,832,883) (21,688,455,328) (96,77) (21,738,334,188) (21,399,459,872) (98,44) (22,103,485,051) (21,825,840,156) (98,74) (789,498,695) (288,995,456) (36,60) (772,861,468) (312,643,977) (40,45) (33,221,4324) (33,222,599,252) (99,79) (2,740,168,200) (2,699,791,100) (98,53) (33,2274,324) (33,70) (17,715,01,152) (17,715,152) (17,715,		49,102,610,207			49,261,612,152	
(128,697,710) (38,70) (1283,916,394) (39,70) (25,789,532,007) (24,916,585,491) (96,62) (25,634,908,377) (24,843,950,503) (96,91) (22,527,832,883) (21,688,455,328) (96,77) (21,738,334,188) (21,399,459,872) (98,44) (22,103,485,051) (21,825,840,156) (98,74) (789,498,695) (288,995,456) (36,60) (772,861,468) (312,643,977) (40,45) (33,221,4324) (33,222,599,252) (99,79) (2,740,168,200) (2,699,791,100) (98,53) (33,2274,324) (33,70) (17,715,01,152) (17,715,152) (17,715,	1 277 626 810	458 685 494	35 90	1 282 845 494	509 708 423	39 73
25,789,532,007 24,916,585,491 96,62 25,634,908,377 24,843,950,503 96,91 22,527,832,883 21,688,455,328 96,27 22,876,346,519 22,138,484,133 96,77 21,738,334,188 21,399,459,872 98,44 22,103,485,051 21,825,840,156 98,74 789,498,695 288,995,456 36,60 772,861,468 312,643,977 40,45 3,221,424,800 3,222,599,252 99,79 2,740,168,200 2,699,791,100 98,53 32,274,324 5,530,911 17,14 18,393,658 5,675,270 30,85 19,165,683,981 18,777,750,152 97,77 19,457,886,443 19,015,057,628 97,72 18,781,007,000 18,599,885,911 99,04 19,043,322,900 18,854,042,150 99,01 384,676,981 138,137,841 35,91 414,563,543 161,015,478 38,84 39,726,400 39,726,400 100,00 39,541,200 39,541,200 100,00 440,883,770 416,731,739 94,52 471,621,696 437,698,116 96,16		100,000,101		, , ,	000,700,120	
21,738,334,188 21,399,459,872 98,44 22,103,485,051 21,825,840,156 98,74 789,498,695 288,995,456 36,60 772,861,468 312,643,977 40,45 3,261,699,124 3,228,130,163 98,97 2,758,561,858 2,705,466,370 98,08 3,229,424,800 3,222,599,252 99,79 2,740,168,200 2,699,791,100 98,53 32,274,324 5,530,911 17,14 18,393,658 5,675,270 30,85 19,205,410,381 18,777,750,152 97,77 19,497,427,643 19,054,598,828 97,73 19,165,683,981 18,738,023,752 97,77 19,457,886,443 19,015,057,628 97,72 18,781,007,000 18,599,885,911 99,04 19,043,322,900 18,854,042,150 99,01 384,676,981 138,137,841 35,91 414,563,543 161,015,478 38,84 39,726,400 39,726,400 100,00 39,541,200 39,541,200 100,00 440,883,770 416,731,739 94,52 471,621,696 437,698,116 96,16 418,681,100 411,097,536 98,19 437,565,800 431,307,275 98,57 17,208,370 5,634,203 32,74 17,587,896 6,390,841 36,34 4,994,300 4,994,300 100,00 16,468,000 16,468,000 100,00 4,994,300 4,994,300 100,00 16,468,000 16,468,000 100,00 2,258,974,355 2,258,974,356 100,00 2,214,087,081 2,214,087,085 100,00 2,258,974,355 2,258,974,356 100,00 2,214,087,081 2,214,087,085 100,00 (1,070,900) (0,0		24,916,585,491			24,843,950,503	
789,498,695 288,995,456 36.60 772,861,468 312,643,977 40.45 3,261,699,124 3,228,130,163 98.97 2,758,561,858 2,705,466,370 98.08 3,229,424,800 3,222,599,252 99.79 2,740,168,200 2,699,791,100 98.53 3,2274,324 5,530,911 17.14 18,393,658 5,675,270 30.85 19,205,410,381 18,777,750,152 97.77 19,497,427,643 19,054,598,828 97.73 19,165,683,981 18,738,023,752 97.77 19,457,886,443 19,015,057,628 97.72 18,781,007,000 18,599,885,911 99.04 19,043,322,900 18,854,042,150 99.01 384,676,981 138,137,841 35.91 414,563,543 161,015,478 38.84 39,726,400 39,726,400 100.00 39,541,200 39,541,200 100.00 440,883,770 416,731,739 94.52 471,621,696 437,698,116 96.16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57	22,527,832,883	21,688,455,328	96.27	22,876,346,519	22,138,484,133	96.77
3.261,699,124 3.228,130,163 98.97 2.758,561,858 2.705,466,370 98.08 3.229,424,800 3.222,599,252 99.79 2.740,168,200 2.699,791,100 98.53 3.2274,324 5.530,911 17.14 18.393,658 5.675,270 30.85 19,205,410,381 18,777,750,152 97.77 19,497,427,643 19,054,598,828 97.73 19,165,683,981 18,738,023,752 97.77 19,457,886,443 19,015,057,628 97.72 18,781,007,000 18,599,885,911 99.04 19,043,322,900 18,854,042,150 99.01 384,676,981 138,137,841 35.91 414,563,543 161,015,478 38.84 39,726,400 39,726,400 100.00 39,541,200 39,541,200 100.00 440,883,770 416,731,739 94.52 471,621,696 437,698,116 96.16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34	21,738,334,188	21,399,459,872	98.44	22,103,485,051	21,825,840,156	98.74
3,229,424,800 3,222,599,252 99.79 2,740,168,200 2,699,791,100 98.53 32,274,324 5,530,911 17.14 18,393,658 5,675,270 30.85 19,205,410,381 18,777,750,152 97.77 19,497,427,643 19,054,598,828 97.72 18,781,007,000 18,599,885,911 99.04 19,043,322,900 18,854,042,150 99.01 384,676,981 138,137,841 35.91 414,563,543 161,015,478 38.84 39,726,400 39,726,400 100.00 39,541,200 39,541,200 100.00 440,883,770 416,731,739 94.52 471,621,696 437,698,116 92.81 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 10,000 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0	789,498,695	288,995,456	36.60	772,861,468	312,643,977	40.45
32,274,324 5,530,911 17.14 18,393,658 5,675,270 30.85 19,205,410,381 18,777,750,152 97.77 19,497,427,643 19,054,598,828 97.73 19,165,683,981 18,738,023,752 97.77 19,457,886,443 19,015,057,628 97.72 18,781,007,000 18,599,885,911 99.04 19,043,322,900 18,854,042,150 99.01 384,676,981 138,137,841 35.91 414,563,543 161,015,478 38.84 39,726,400 39,726,400 100.00 39,541,200 39,541,200 100.00 440,883,770 416,731,739 94,52 471,621,696 437,698,116 92,81 435,889,470 416,731,739 95,60 455,153,696 437,698,116 96,16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98,57 17,208,370 5,634,203 32,74 17,587,896 6,390,841 36,34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 10,468,000 10,000 <tr< td=""><td>3,261,699,124</td><td>3,228,130,163</td><td>98.97</td><td>2,758,561,858</td><td>2,705,466,370</td><td>98.08</td></tr<>	3,261,699,124	3,228,130,163	98.97	2,758,561,858	2,705,466,370	98.08
19,205,410,381 18,777,750,152 97.77 19,497,427,643 19,054,598,828 97.73 19,165,683,981 18,738,023,752 97.77 19,457,886,443 19,015,057,628 97.72 18,781,007,000 18,599,885,911 99.04 19,043,322,900 18,854,042,150 99.01 384,676,981 138,137,841 35.91 414,563,543 161,015,478 38.84 39,726,400 39,726,400 100.00 39,541,200 39,541,200 100.00 440,883,770 416,731,739 94.52 471,621,696 437,698,116 92.81 435,889,470 416,731,739 95.60 455,153,696 437,698,116 96.16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0	3,229,424,800	3,222,599,252	99.79	2,740,168,200	2,699,791,100	98.53
19,165,683,981 18,738,023,752 97.77 19,457,886,443 19,015,057,628 97.72 18,781,007,000 18,599,885,911 99.04 19,043,322,900 18,854,042,150 99.01 384,676,981 138,137,841 35.91 414,563,543 161,015,478 38.84 39,726,400 39,726,400 100.00 39,541,200 39,541,200 100.00 440,883,770 416,731,739 94.52 471,621,696 437,698,116 92.81 435,889,470 416,731,739 95.60 455,153,696 437,698,116 96.16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0	32,274,324		17.14	18,393,658	5,675,270	30.85
18,781,007,000 18,599,885,911 99,04 19,043,322,900 18,854,042,150 99,01 384,676,981 138,137,841 35,91 414,563,543 161,015,478 38,84 39,726,400 39,726,400 100,00 39,541,200 39,541,200 100,00 440,883,770 416,731,739 94,52 471,621,696 437,698,116 92,81 435,889,470 416,731,739 95,60 455,153,696 437,698,116 96,16 418,681,100 411,097,536 98,19 437,565,800 431,307,275 98,57 17,208,370 5,634,203 32,74 17,587,896 6,390,841 36,34 4,994,300 4,994,300 100,00 16,468,000 16,468,000 100,00 2,258,974,355 2,258,974,356 100,00 2,214,087,081 2,214,087,085 100,00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2,25						
384,676,981 138,137,841 35.91 414,563,543 161,015,478 38.84 39,726,400 39,726,400 100.00 39,541,200 39,541,200 100.00 440,883,770 416,731,739 94.52 471,621,696 437,698,116 92.81 435,889,470 416,731,739 95.60 455,153,696 437,698,116 96.16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	19,165,683,981	18,738,023,752			19,015,057,628	
39,726,400 39,726,400 100.00 39,541,200 39,541,200 100.00 440,883,770 416,731,739 94.52 471,621,696 437,698,116 92.81 435,889,470 416,731,739 95.60 455,153,696 437,698,116 96.16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0	18,781,007,000	18,599,885,911		19,043,322,900	18,854,042,150	
440,883,770 416,731,739 94.52 471,621,696 437,698,116 92.81 435,889,470 416,731,739 95.60 455,153,696 437,698,116 96.16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 4,994,300 4,994,300 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0			35.91	414,563,543	161,015,478	38.84
435,889,470 416,731,739 95.60 455,153,696 437,698,116 96.16 418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0				, ,		
418,681,100 411,097,536 98.19 437,565,800 431,307,275 98.57 17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0	440,883,770	416,731,739	94.52	471,621,696	437,698,116	92.81
17,208,370 5,634,203 32.74 17,587,896 6,390,841 36.34 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0	435,889,470					
4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
4,994,300 4,994,300 100.00 16,468,000 16,468,000 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0			32.74		,587,896 6,390,841	
2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
2,258,974,355 2,258,974,356 100.00 2,214,087,081 2,214,087,085 100.00 0						
0 0 0 0 (1,070,900) 0 0,000	2,258,974,355	2,258,974,356	100.00	2,214,087,081	2,214,087,085	100.00
0 (1,070,900) 0 (0.00)	2,258,974,355	2,258,974,356	100.00	2,214,087,081	2,214,087,085	100.00
(1,070,900) (0.00) (1,070,900) (0.00) 0 0 0.00 0 0 0.00 (0) 0 0 0 0 0.00 (0.00) (0.00) (0.00) (0.00) (0.00) 0 0 0.00 (0.00)	0	0		0	0	
0 0 0.00 0 0 0.00 (0) 0 0 0.00 (0.00) (0.		0			0	
(0) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					•	
0 (1,070,900) 0 (0,00) 0 (1,070,900) 0 (0,00) <td></td> <td> 0</td> <td></td> <td>_</td> <td>0</td> <td></td>		0		_	0	
(1,070,900) (0.00) (1,070,900) (0.00) 752,457,000 748,296,000 99.45 773,349,300 746,792,600 96.57 750,013,700 746,651,900 99.55 769,188,300 744,601,500 96.80 2,443,300 1,644,100 67.29 4,161,000 2,191,100 52.66 2,500,018,340 2,442,957,963 97.72 2,533,059,029 2,474,193,443 97.68 2,448,493,200 2,424,214,980 99.01 2,477,781,100 2,452,401,686 98.98		n		_	n	
752,457,000 748,296,000 99.45 773,349,300 746,792,600 96.57 750,013,700 746,651,900 99.55 769,188,300 744,601,500 96.80 2,443,300 1,644,100 67.29 4,161,000 2,191,100 52.66 2,500,018,340 2,442,957,963 97.72 2,533,059,029 2,474,193,443 97.68 2,448,493,200 2,424,214,980 99.01 2,477,781,100 2,452,401,686 98.98	_					
2,443,300 1,644,100 67.29 4,161,000 2,191,100 52.66 2,500,018,340 2,442,957,963 97.72 2,533,059,029 2,474,193,443 97.68 2,448,493,200 2,424,214,980 99.01 2,477,781,100 2,452,401,686 98.98		748,296,000			746,792,600	
2,500,018,340 2,442,957,963 97.72 2,533,059,029 2,474,193,443 97.68 2,448,493,200 2,424,214,980 99.01 2,477,781,100 2,452,401,686 98.98	750,013,700	746,651,900	99.55	769,188,300	744,601,500	96.80
2,448,493,200 2,424,214,980 99.01 2,477,781,100 2,452,401,686 98.98	2,443,300	1,644,100	67.29	4,161,000	2,191,100	52.66
	2,500,018,340	2,442,957,963	97.72	2,533,059,029	2,474,193,443	97.68
51,525,140 18,742,983 36.38 55,277,929 21,791,757 39.42	2,448,493,200	2,424,214,980	99.01	2,477,781,100	2,452,401,686	98.98
	51,525,140	18,742,983	36.38	55,277,929	21,791,757	39.42

6 市税負担状況の推移

	左曲					
	年度分	29	30	31•元	2	3
	税収入合計	48,276,134,042	48,815,895,030	49,566,290,001	49,787,788,575	49,558,009,826
	人 口	341,095	343,383	344,682	345,487	344,674
	世帯数	151,228	153,949	156,453	158,751	159,682
1人	当たり市税負担額	141,533	142,162	143,803	144,109	143,782
1世	帯当たり市税負担額	319,227	317,091	316,813	313,622	310,354
市民1人当たり	市民税	70,021	71,239	72,289	71,910	71,771
	固定資産税	54,578	54,040	54,478	55,153	54,264
	軽自動車税	1,096	1,163	1,223	1,315	1,385
	市たばこ税	6,563	6,509	6,554	6,409	6,842
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	2,152	2,162	2,171	2,162	2,441
	都市計画税	7,123	7,049	7,088	7,161	7,080
1世帯当たり	市民税	157,934	158,899	159,259	156,496	154,917
	固定資産税	123,102	120,537	120,022	120,028	117,129
	軽自動車税	2,472	2,594	2,695	2,861	2,990
	市たばこ税	14,802	14,518	14,439	13,947	14,768
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	4,853	4,822	4,783	4,704	5,269
	都市計画税	16,065	15,722	15,615	15,585	15,281

[※] 人口、世帯数は各年度末直後の4月1日現在

IV 市 民 税

1 調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円)

		-	年度		調	定	額	(+ 2.111/
区	分			29	30	31•元	2	3
			均等割	130,084	130,504	131,044	151,450	145,431
		普通徴収	所得割	4,818,030	4,927,356	5,002,292	4,901,177	4,776,917
			計	4,948,114	5,057,860	5,133,336	5,052,627	4,922,348
			均等割	469,224	479,378	489,646	478,322	485,160
個	人	特別徴収	所得割	15,480,339	15,790,298	16,115,352	16,572,536	16,459,860
			計	15,949,563	16,269,676	16,604,998	17,050,858	16,945,020
			均等割	599,308	609,882	620,690	629,772	630,591
		小 計	所得割	20,298,369	20,717,654	21,117,644	21,473,713	21,236,777
			計	20,897,677	21,327,536	21,738,334	22,103,485	21,867,368
		均等	割	902,091	890,680	915,679	892,724	902,298
法	人	法人	税割	2,172,735	2,329,969	2,313,746	1,847,444	1,905,740
		뒮	ŀ	3,074,826	3,220,649	3,229,425	2,740,168	2,808,038
	合	Ē	ł	23,972,503	24,548,185	24,967,759	24,843,653	24,675,406

2 納税義務者数の推移(現年課税分)

(単位:人)

	年 度		納和	兑 義 務 右	者 数	
区分		29	30	31•元	2	3
	普通徴収	49,309	49,926	50,211	50,106	48,153
個人	特別徴収	121,952	124,329	127,169	130,079	131,942
	小 計	171,261	174,255	177,380	180,185	180,095
法人		8,171	8,294	8,384	8,443	8,601
合	計	179,432	182,549	185,764	188,628	188,696

[※] この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

3 決算状況の推移

年度		29			30	
区分 税目	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税	24,812,414	23,884,037	96.26	25,391,841	24,462,401	96.34
現年課税分	23,972,503	23,653,612	98.67	24,548,185	24,196,324	98.57
滞納繰越分	839,911	230,425	27.43	843,656	266,077	31.54
個人	21,693,536	20,807,264	95.91	22,131,745	21,241,734	95.98
現年課税分	20,897,677	20,586,336	98.51	21,327,536	20,982,708	98.38
均等割	599,308	590,380	98.51	609,882	600,021	98.38
所得割	20,298,369	19,995,956	98.51	20,717,654	20,382,687	98.38
滞納繰越分	795,859	220,928	27.76	804,209	259,026	32.21
法人	3,118,878	3,076,773	98.65	3,260,096	3,220,667	98.79
現年課税分	3,074,826	3,067,276	99.75	3,220,649	3,213,616	99.78
均等割	902,091	899,876	99.75	890,680	888,735	99.78
法 人 税 割	2,172,735	2,167,400	99.75	2,329,969	2,324,881	99.78
滞納繰越分	44,052	9,497	21.56	39,447	7,051	17.87

(単位:千円、%)

	31•元			2			3	
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
25,789,532	24,916,585	96.62	25,634,908	24,843,940	96.91	25,376,800	24,737,464	97.48
24,967,759	24,622,059	98.62	24,843,653	24,525,621	98.72	24,675,406	24,446,729	99.07
821,773	294,526	35.84	791,255	318,319	40.23	701,394	290,735	41.45
22,527,833	21,688,456	96.27	22,876,346	22,138,484	96.77	22,520,963	21,902,144	97.25
21,738,334	21,399,460	98.44	22,103,485	21,825,840	98.74	21,867,368	21,644,665	98.98
620,690	611,014	98.44	629,772	621,808	98.74	630,590	624,115	98.97
21,117,644	20,788,446	98.44	21,473,713	21,204,032	98.74	21,236,778	21,020,550	98.98
789,499	288,996	36.60	772,861	312,644	40.45	653,595	257,479	39.39
3,261,699	3,228,129	98.97	2,758,562	2,705,456	98.07	2,855,837	2,835,320	99.28
3,229,425	3,222,599	99.79	2,740,168	2,699,781	98.53	2,808,038	2,802,064	99.79
915,679	913,743	99.79	892,724	879,560	98.53	902,298	900,377	99.79
2,313,746	2,308,856	99.79	1,847,444	1,820,221	98.53	1,905,740	1,901,687	99.79
32,274	5,530	17.13	18,394	5,675	30.85	47,799	33,256	69.57

4 個人市民税

(1) 普通徴収・特別徴収調定額の推移(現年課税分)

年 度	28		30		
区分	調定額	構成比	調定額	構成比	
普 通 徴 収	5,026,304,100	24.51	5,057,860,300	23.72	
特別徴収	15,484,612,921	75.49	16,269,675,340	76.28	
合 計	20,510,917,021	100.00	21,327,535,640	100.00	

(2) 納税義務者数等の推移

	年度	28		30	
区分		納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
市民	税 合計	168,039	100.00	174,255	100.00
	均等割のみ	9,531	5.67	10,152	5.83
	所得割のみ	0	0.00	0	0.00
	均等割と所得割	158,508	94.33	164,103	94.17
普通	徴収	50,934	30.31	49,926	28.65
	均等割のみ	5,129	3.05	5,207	2.99
	所得割のみ	0	0.00	0	0.00
	均等割と所得割	45,805	27.26	44,719	25.66
特別	徴収	117,105	69.69	124,329	71.35
	均等割のみ	4,402	2.62	4,945	2.84
	所得割のみ	0	0.00	0	0.00
	均等割と所得割	112,703	67.07	119,384	68.51
特別徴	収義務者数	33,215		35,046	

(単位:円、%)

31•元		2		3		
調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	
5,133,335,900	23.61	5,052,627,100	22.86	4,922,348,200	22.51	
16,604,998,288	76.39	17,050,857,951	77.14	16,945,020,085	77.49	
21,738,334,188	100.00	22,103,485,051	100.00	21,867,368,285	100.00	

(単位:人、%)

31•元		2		2 3	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
177,380	100.00	180,185	100.00	180,095	100.00
10,443	5.89	10,490	5.82	10,506	5.83
0	0.00	0	0.00	0	0.00
166,937	94.11	169,695	94.18	169,589	94.17
50,211	28.31	50,106	27.81	48,153	26.74
5,366	3.03	5,374	2.98	5,115	2.84
0	0.00	0	0.00	0	0.00
44,845	25.28	44,732	24.83	43,038	23.90
127,169	71.69	130,079	72.19	131,942	73.26
5,077	2.86	5,116	2.84	5,391	2.99
0	0.00	0	0.00	0	0.00
122,092	68.83	124,963	69.35	126,551	70.27
36,125		36,434		36,527	

(3) 納税義務者の状況(令和4年度当初)

	均等割のみ	を納める者	所得割のみ	を納める者	均等割
区分 所得者区分	納税義務者数 A	均等割額 B	納税義務者数 C	所得割額 D	納税義務者数 E
給与所得者	5,149	18,022	_	-	139,974
営業等所得者	817	2,860	_	_	6,618
農業所得者	11	39	_	_	39
その他の所得者	4,202	14,707	_	_	22,974
家屋敷等のみ	160	560	_	_	-
合 計	10,339	36,188	0	0	169,605

(4) 特別徴収義務者等の状況(令和4年度当初)

(単位:人、千円)

					\ \ \ \	立・八、 1 1 1/
区 公	特別徴収	納税義務者数		特別徴収税額	特別徴収税額の内訳	
	区 分 精剂的数		うち均等割のみ	A=B+C	所得割額 B	均等割額 C
給与特徴に 係る分	36,869	122,634	3,876	16,407,836	15,978,735	429,101
年金特徴に 係る分	8	24,401	4,120	835,599	768,861	66,738

(単位:人、千円)

						12.7(1 1 1 1/		
と所得割を納め	る者		合 計					
		均等割を	納める者	所得割を	納める者	納税義務者数		
均等割額	所得割額	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	柳犹我伤怕 奴		
F	G	H=A+E	I=B+F	J=C+E	K=D+G	A+C+E		
489,909	18,038,243	145,123	507,931	139,974	18,038,243	145,123		
23,163	1,207,379	7,435	26,023	6,618	1,207,379	7,435		
137	3,460	50	176	39	3,460	50		
80,409	2,334,304	27,176	95,116	22,974	2,334,304	27,176		
-	_	160	560	_	_	160		
593,618	21,583,386	179,944	629,806	169,605	21,583,386	179,944		

(5) 課税状況の推移(各年度当初)

(単位:人、千円)

区分	均等割を納める者		所得割を	所得割を納める者		計
年度	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	税額
29	169,789	594,265	160,289	20,019,571	169,789	20,613,836
30	172,137	602,482	162,163	20,360,662	172,137	20,963,144
31•元	175,717	615,012	165,478	20,859,482	175,717	21,474,494
2	178,108	623,380	167,935	21,213,217	178,108	21,836,597
3	178,484	624,695	168,189	20,842,984	178,484	21,467,679
4	179,944	629,806	169,605	21,583,386	179,944	22,213,192

(6) 市民税・県民税調定額の推移(現年課税分)

区	年	納 税	前年度		市	民 税			
分	度	義務者数	対 比	所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比	所得割額
	29	49,309	96.8	4,818,030	130,084	4,948,114	98.4	23.7	3,206,637
普	30	49,926	101.3	4,927,356	130,504	5,057,860	102.2	23.7	3,278,930
通	1	50,211	100.6	5,002,292	131,044	5,133,336	101.5	23.6	3,329,118
徴収	2	50,106	99.8	4,901,177	151,450	5,052,627	98.4	22.9	3,265,931
	3	48,153	96.1	4,776,917	145,431	4,922,348	97.4	22.5	3,183,076
#±	29	121,952	104.1	15,480,339	469,224	15,949,563	103.0	76.3	10,322,283
特別	30	124,329	101.9	15,790,298	479,378	16,269,676	102.0	76.3	10,530,275
別 徴	1	127,169	102.3	16,115,352	489,646	16,604,998	102.1	76.4	10,746,485
収	2	130,079	102.3	16,572,536	478,322	17,050,858	102.7	77.1	11,045,606
4X	3	131,942	101.4	16,459,860	485,160	16,945,020	99.4	77.5	10,970,310
	29	171,261	101.9	20,298,369	599,308	20,897,677	101.9	100.0	13,528,920
合	30	174,255	101.7	20,717,654	609,882	21,327,536	102.1	100.0	13,809,205
	1	177,380	101.8	21,117,644	620,690	21,738,334	101.9	100.0	14,075,603
計	2	180,185	101.6	21,473,713	629,772	22,103,485	101.7	100.0	14,311,537
	3	180,095	100.0	21,236,777	630,591	21,867,368	98.9	100.0	14,153,386

(7) 市民税・県民税収入済額の推移(現年課税分)

区分	調 定 額						
年度	市民税	県 民 税	合 計				
29	20,897,677	13,785,761	34,683,438				
30	21,327,536	14,070,582	35,398,118				
31•元	21,738,334	14,341,612	35,398,118				
2	22,103,485	14,581,413	36,684,898				
3	21,867,368	14,423,592	36,290,960				

(単位:千円、%)

							(年四.	
県	民 税				合	計		
均等割額	計	前年度対比	構成比	所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比
55,740	3,262,377	98.5	23.7	8,024,667	185,824	8,210,491	98.5	23.7
55,928	3,334,858	102.2	23.7	8,206,286	186,432	8,392,718	102.2	23.7
56,161	3,385,279	101.5	23.6	8,331,410	187,205	8,518,615	101.5	23.6
65,159	3,331,090	98.4	22.8	8,167,108	216,609	8,383,717	98.4	22.9
62,598	3,245,674	97.4	22.5	7,959,993	208,029	8,168,022	97.4	22.5
201,101	10,523,384	103.0	76.3	25,802,622	670,325	26,472,947	103.0	76.3
205,449	10,735,724	102.0	76.3	26,320,573	684,827	27,005,400	102.0	76.3
209,849	10,956,334	102.1	76.4	26,861,837	699,495	27,561,332	102.1	76.4
204,718	11,250,324	102.7	77.2	27,618,142	683,040	28,301,182	102.7	77.1
207,608	11,177,918	99.4	77.5	27,430,170	692,768	28,122,938	99.4	77.5
256,841	13,785,761	101.9	100.0	33,827,289	856,149	34,683,438	101.9	100.0
261,377	14,070,582	102.1	100.0	34,526,859	871,259	35,398,118	102.1	100.0
266,010	14,341,613	101.9	100.0	35,193,247	886,700	36,079,947	101.9	100.0
269,877	14,581,414	101.7	100.0	35,785,250	899,649	36,684,899	101.7	100.0
270,206	14,423,592	98.9	100.0	35,390,163	900,797	36,290,960	98.9	100.0

(単位:千円、%)

	県民税按分率		
市民税	県 民 税	合 計	· 宋氏优权力平
20,586,336	13,580,367	34,166,703	0.39747371031
20,982,708	13,843,010	34,825,718	0.39749388380
21,399,460	14,118,027	34,825,718	0.39749509648
21,825,840	14,398,236	36,224,076	0.39747696242
21,644,665	14,276,678	35,921,343	0.39744276720

5 法人市民税

(1) 納税義務者数・調定額等の推移

区分	納税義務者数	前年度対比		
年度	附优我伤日数	削牛皮刈几	均等割額	法人税割額
29	8,171	101.2	885,290,900	2,120,024,200
29	0,171	101.2	16,799,900	52,710,800
30	8,294	101.5	875,736,800	2,269,017,100
30	0,234	101.3	14,943,400	60,951,500
31•元	8,384	101.1	898,179,400	2,251,631,500
31-76	0,304	101.1	17,499,500	62,114,400
2	8,443	100.7	874,034,500	1,795,456,400
	0,443	100.7	18,689,700	51,987,600
3	9 601	101.9	880,990,800	1,852,388,000
٥	8,601	101.8	21,306,700	53,352,400

(2) 月別調定額の状況

	区分	均	等割	額	
月·年度		現 年 度	過年度	計	現年度
4	2	34,834,600	9,913,000	44,747,600	65,128,600
4	3	33,919,600	14,619,300	48,538,900	41,346,500
5	2	108,687,200	1,605,200	110,292,400	205,226,700
J	3	115,881,800	1,258,000	117,139,800	200,260,100
6	2	150,177,300	1,001,400	151,178,700	488,654,900
	3	163,207,800	1,313,600	164,521,400	400,157,800
7	2	85,580,700	850,800	86,431,500	153,296,100
,	3 2	82,690,400	737,500	83,427,900	194,316,100
8		60,277,300	657,400	60,934,700	129,474,600
0	3	50,111,400	798,800	50,910,200	109,300,000
9	2	49,783,300	515,600	50,298,900	79,684,900
9	3	49,169,200	1,069,900	50,239,100	73,881,000
10	2	69,629,100	508,300	70,137,400	98,933,400
10	3	64,588,700	438,200	65,026,900	89,548,500
11	2	159,790,000	799,900	160,589,900	354,262,900
11	3	146,218,100	100,000	146,318,100	447,915,400
12	2	42,794,100	337,400	43,131,500	70,629,800
12	3 2	57,933,900	204,000	58,137,900	109,261,700
1		30,399,100	487,500	30,886,600	64,360,500
'	3	26,305,400	200,000	26,505,400	46,513,200
2	2	40,149,200	853,200	41,002,400	47,013,600
	3	41,296,800	91,600	41,388,400	59,378,600
3	2	41,932,600	1,160,000	43,092,600	38,790,400
	3	49,667,700	475,800	50,143,500	80,509,100
計	2	874,034,500	18,689,700		1,795,456,400
PΙ	3	880,990,800	21,306,700	902,297,500	1,852,388,000

(単位:人、%、円)

		収入済額	収納率	
計	合 計	前年度対比	4人人 月 5只	4人 1/17 平
3,005,315,100	3,074,825,800	96.8	3,067,275,785	99.75
69,510,700	3,074,023,000	90.0	3,007,273,763	99.70
3,144,753,900	3,220,648,800	104.7	3,213,617,421	99.78
75,894,900	3,220,040,000	104.7	3,213,017,421	99.70
3,149,810,900	3,229,424,800	100.0	3,222,599,252	99.79
79,613,900	3,229,424,000	100.3	3,222,399,232	99.79
2,669,490,900	2 740 160 200	84.9	2 600 701 100	98.53
70,677,300	2,740,168,200	04.8	2,699,791,100	90.00
2,733,378,800	2 000 027 000	102.5	2 902 064 260	99.79
74,659,100	2,808,037,900	102.5	2,802,064,260	99.79

(単位:円、%)

I TV that	b∓			
人 税 割 過 年 度	額 計	合 計	構成比	前年度対比
		146 202 200	E 2	101.4
36,326,000		146,202,200	5.3	101.4
26,569,600		116,455,000	4.1	79.7
2,075,100		317,594,200	11.6	79.6
6,111,000		323,510,900	11.5	101.9
5,791,700	-	645,625,300	23.6	100.8
4,104,800	404,262,600	568,784,000	20.3	88.1
730,400	154,026,500	240,458,000	8.8	83.6
3,356,300	197,672,400	281,100,300	10.0	116.9
715,700	130,190,300	191,125,000	7.0	114.3
2,155,300	111,455,300	162,365,500	5.8	85.0
300,300	79,985,200	130,284,100	4.8	95.3
261,700	74,142,700	124,381,800	4.4	95.5
1,014,300	99,947,700	170,085,100	6.2	93.1
521,300	90,069,800	155,096,700	5.5	91.2
715,600	354,978,500	515,568,400	18.8	79.9
687,500	448,602,900	594,921,000	21.2	115.4
622,300	71,252,100	114,383,600	4.2	37.3
665,900	109,927,600	168,065,500	6.0	146.9
947,400	65,307,900	96,194,500	3.5	97.8
6,930,900	•	79,949,500		83.1
901,700		88,917,700	3.2	78.5
984,900		101,751,900		114.4
1,847,100		83,730,100		77.4
1,003,200	•	131,655,800		157.2
51,987,600		2,740,168,200		84.9
53,352,400		2,808,037,900		102.5

(3) 事業種目別納税義務者数の状況

(単位:人、%)

						.:人、%)
年度	31•元		2		3	
事業種目	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
A 農業·林業	23	0.3	26	0.3	29	0.3
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0.0	0	0.0	1	0.0
D 建設業	1,372	16.4	1,407	16.7	1,443	16.8
E 製造業	950	11.3	908	10.8	900	10.5
F 電気・ガス 熱供給・水道業	15	0.2	18	0.2	25	0.3
G 情報通信業	219	2.6	239	2.8	244	2.8
H 運輸業	333	4.0	342	4.1	342	4.0
I 卸売·小売業	2,245	26.8	2,192	26.0	2,186	25.4
J 金融·保険業	136	1.6	134	1.6	137	1.6
K 不動産業、 物品賃貸業	773	9.2	792	9.4	863	10.0
L 学習研究、 専門・技術サービス	517	6.2	519	6.1	482	5.6
M 宿泊、 飲食サービス業	496	5.9	492	5.8	479	5.6
N 生活関連サービス業 娯楽業	316	3.8	337	4.0	354	4.1
O 教育、学習支援業	124	1.5	131	1.6	124	1.4
P 医療、福祉	311	3.7	350	4.1	401	4.7
Q 複合サービス業	25	0.3	24	0.3	24	0.3
R サービス業	529	6.3	532	6.3	567	6.6
S 公務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
T 分類不能の産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不 明 分	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	8,384	100.0	8,443	100.0	8,601	100.0

※日本産業分類の事業種別で分類・集計

V 固 定 資 産 税

1 資産別調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

				\-	丰位.]、 70/
年度 区分	土地	家屋	償却資産	合 計	前年度対比
29	8,702,950	7,942,065	1,960,258	18,605,273	101.0
29				18,605,273	101.0
30	8,614,280	7,891,930	2,016,603	18,522,813	99.6
30				18,522,813	99.6
31•元	8,569,053	8,174,630	2,037,324	18,781,007	101.4
31-76				18,781,007	101.4
2	8,546,334	8,486,484	2,010,504	19,043,322	101.4
2				19,043,322	101.4
3	8,425,418	8,215,272	1,924,054	18,564,744	97.5
3				18,564,744	97.5

[※] 下段は徴収猶予分を含む。 ※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

年度·区分		29			30	
税目	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
固定資産税	19,016,492	18,616,416	97.90	18,952,527	18,556,505	97.91
	19,016,492		97.90	18,952,527		97.91
純固定資産税	18,974,454	18,574,378	97.89	18,910,292	18,514,270	97.91
	18,974,454		97.89	18,910,292		97.91
現年課税分	18,605,273	18,443,028	99.13	18,522,812	18,364,685	99.15
	18,605,273		99.13	18,522,812		99.15
土地	8,702,950	8,627,057	99.13	8,614,279	8,540,756	99.15
	8,702,950		99.13	8,614,279		99.15
家屋	7,942,065	7,872,807	99.13	7,891,930	7,824,545	99.15
償却資産	1,960,258	1,943,164	99.13	2,016,603	1,999,384	99.15
(配分償却資産再掲)	619,074	619,074	(100)	626,448	626,448	(100)
滞納繰越分	369,181	131,350	35.58	387,480	149,585	38.60
	369,181	131,350	35.58	387,480	149,585	38.60
交付金 (H16~H19:交付金+納付金)	42,038	42,038	100.00	42,235	42,235	100.00
交付金	42,038	42,038	100.00	42,235	42,235	100.00
納付金	_	_	_	_	_	

[※] 下段は徴収猶予分を含む。

(単位:千円、%)

	31•元			2			3	70)
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
19,208,213	18,777,750	97.76	19,497,426	19,054,598	97.73	19,034,179	18,703,417	98.26
19,208,213		97.76	19,497,426		97.73	19,034,179		98.26
19,168,487	18,738,024	97.75	19,457,885	19,015,057	97.72	18,994,826	18,664,064	98.26
19,168,487		97.75	19,457,885		97.72	18,994,826		98.26
18,781,007	18,599,886	99.04	19,043,322	18,854,042	99.01	18,564,744	18,465,802	99.47
18,781,007		99.04	19,043,322		99.01	18,564,744		99.47
8,569,053	8,486,415	99.04	8,546,334	8,461,389	99.01	8,425,418	8,380,515	99.47
8,569,053	8,486,415	99.04	8,546,334	8,461,389	99.01	8,425,418	8,380,515	99.47
8,174,630	8,095,795	99.04	8,486,484	8,402,132	99.01	8,215,272	8,171,488	99.47
2,037,324 630,556	2,017,676 630,556	99.04	2,010,504 628,535	1,990,521 628,535	99.01	1,924,054 639,035	1,913,799 639,035	99.47 (100)
387,480	138,138	35.65	414,563	161,015	38.84	430,082	198,262	46.10
387,480	138,138	35.65	414,563	161,015	38.84	430,082	198,262	46.10
39,726	39,726	100.00	39,541	39,541	100.00	39,353	39,353	100.00
39,726	39,726	100.00	39,541	39,541	100.00	39,353	39,353	100.00

3 土地に関する概要(令和4年度当初)

(1) 納税義務者数に関する調

区分	総数(人)	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
個人法人の別		(人)	(人)
個人	83,871	2,213	81,658
法人	2,727	70	2,657
計	86,598	2,283	84,315

(2) 総括表

abla			地	積			決 定
	区分			法定免税点	法定免税点		法定免税点
		非課税地積	評価総地積	未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの
地					(U)-(V)		
		(m²)(1)	(m²)(□)	(m²)(,n)	(m²)(=)	(千円)(ホ)	(千円)(へ)
	一般田	252,421	8,210,791	741,066	7,469,725	785,303	70,972
	宅地介在田等	126,646	310,234	38	310,196	17,269,798	1,354
畑	一般畑	283,891	3,195,477	276,270	2,919,207	203,662	17,610
ДЩ	宅地介在畑等	11,121	306,121	289	305,832	18,120,238	713
	小規模住宅用地		14,350,010	45,683	14,304,327	1,062,363,157	1,204,821
宅	一般住宅用地		3,174,578	336	3,174,242	150,489,940	10,929
地	非住宅用地(商業地等)		6,039,006	370	6,038,636	414,475,036	8,724
	計	1,098,756	23,563,594	46,389	23,517,205	1,627,328,133	1,224,474
塩	田				0		
鉱	泉 地				0		
池	沼	518,201	2,568	0	2,568	13,258	0
山	一般山林				0		
林	宅地介在山林等	26,757	88,246	11,064	77,182	325,713	783
牧	場				0		
原	野	74,223	48,973	7,769	41,204	248,715	552
	ゴルフ場の用地				0		
雑	遊園地等の用地				0		
種	鉄軌道用地(単体利用)	659	378,021	0	378,021	11,653,035	0
11至	鉄軌道用地(複合利用)	8,411	102,003	0	102,003	8,867,292	0
地	その他の雑種地	594,523	3,342,755	826	3,341,929	116,423,397	9,848
	計	603,593	3,822,779	826	3,821,953	136,943,724	9,848
7	の他	17,704,019					
合	計	20,699,628	39,548,783	1,083,711	38,465,072	1,801,238,544	1,326,306

価格			筆	数		単位当#	こり価格
法定免税点	(ト)に係る	非課税地	評価	法定免税点	法定免税点	平均価格	最高価格
以上のもの	課税標準額	筆数	総筆数	未満のもの	以上のもの	(木)/(口)	
(ホ)-(へ)					(メ)-(ル)	(円/m³)	(円/m³)
(千円)(ト)	(千円)(チ)	(筆)(リ)	(筆)(ヌ)	(筆)(ル)	(筆)(ヲ)	(ワ)	(b)
714,331	783,463	970	13,523	1,328	12,195	96	101
17,268,444	6,009,096	499	889	3	886	55,667	119,434
186,052	203,662	1,145	7,977	755	7,222	64	100
18,119,525	6,241,232	51	976	2	974	59,193	115,802
1,061,158,336	176,176,720		113,760	1,037	112,723	74,032	431,729
150,479,011	49,980,160		24,234	60	24,174	47,405	207,740
414,466,312	274,131,217		19,589	72	19,517	68,633	425,879
1,626,103,659	500,288,097	1,836	157,583	1,169	156,414	69,061	431,729
13,258	9,328	153	6	0	6	5,163	50,384
0					0		
324,930	212,871	107	327	41	286	3,691	62,365
0							
248,163	170,820	319	279	58	221	5,079	74,903
11,653,035	7,216,926	12	884	0	884	30,826	68,621
8,867,292	5,874,411	0	378	0	378	86,932	227,010
116,413,549	79,612,847	1,735	11,631	71	11,560	34,829	277,722
136,933,876	92,704,184	1,747	12,893	71	12,822	35,823	
		104,793					
1,799,912,238	606,622,753	111,620	194,453	3,427	191,026	45,545	

(3) 土地の筆数の推移(法定免税点以上のもの)

			[2	区分	•年度			筆	数
地目	1					29	30	31•元	2
		E	B			13,660	13,532	13,396	13,322
		火	田			8,541	8,468	8,395	8,358
宅	小	規模	住 5	包用	地	108,446	109,510	110,526	111,377
地	小規	模住写	宅用地	以外	のもの	23,416	23,672	23,789	23,913
内	非	住	宅	用	地	19,734	19,588	19,535	19,571
訳	宅		地		計	151,596	152,770	153,850	154,861
	池			沼		7	5	5	5
	山			林		317	310	296	288
	原			野		237	232	230	225
鉄	軌道	轨 道 用 地(単体利用)				889	889	887	887
鉄	軌 道 用 地(複合利用				利用)	371	377	377	377
	雑 種 地					11,304	11,385	11,314	11,317
	合			計	•	186,922	187,968	188,750	189,640

[※] 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(4) 土地の地積の推移(法定免税点以上のもの)

		_	[2	⊠分•	年度			地	積
地目	1			_		29	30	31•元	2
	Ħ					8,100,737	8,044,294	7,967,634	7,920,258
		火	田			3,366,129	3,341,071	3,309,943	3,280,746
宅	小扌	見 模	住与	包用	地	13,693,828	13,861,613	14,020,144	14,131,383
地	小規	模住写	宅用地	以外(のもの	3,224,520	3,218,720	3,203,792	3,189,517
内	非	住	宅	用	地	6,192,333	6,102,089	6,064,963	6,045,888
訳	宅		地	i	計	23,110,681	23,182,422	23,288,899	23,366,788
	池			沼		2,817	1,646	1,646	1,646
	山			林		84,784	84,775	80,337	78,298
	原			野		44,650	44,175	42,525	42,119
鉄	軌道	用	地()	単体和	利用)	381,637	379,034	378,898	378,898
鉄	軌道	用	地(社	复合和	利用)	99,768	101,849	101,849	101,849
	雑	Ŧ	重	地		3,394,666	3,353,986	3,333,743	3,337,102
	合			計		38,585,869	38,533,252	38,505,474	38,507,704

[※] 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

			Ì	前 年 月	度 対 上	<mark></mark> ኒ	
3	4	29	30	31•元	2	3	4
13,246	13,081	98.1	99.1	99.0	99.4	99.4	98.8
8,289	8,196	98.9	99.1	99.1	99.6	99.2	98.9
112,049	112,723	101.0	101.0	100.9	100.8	100.6	100.6
24,012	24,174	100.8	101.1	100.5	100.5	100.4	100.7
19,478	19,517	99.8	99.3	99.7	100.2	99.5	100.2
155,539	156,414	100.8	100.8	100.7	100.7	100.4	100.6
6	6	100.0	71.4	100.0	100.0	120.0	100.0
288	286	102.9	97.8	95.5	97.3	100.0	99.3
224	221	97.5	97.9	99.1	97.8	99.6	98.7
887	884	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	99.7
377	378	99.7	101.6	100.0	100.0	100.0	100.3
11,451	11,560	100.6	100.7	99.4	100.0	101.2	101.0
190,307	191,026	100.5	100.6	100.4	100.5	100.4	100.4

			Ė	前 年 月	度 対 上		
3	4	29	30	31•元	2	3	4
7,847,571	7,779,921	98.3	99.3	99.0	99.4	99.1	99.1
3,250,086	3,225,039	99.0	99.3	99.1	99.1	99.1	99.2
14,227,873	14,304,327	101.5	101.2	101.1	100.8	100.7	100.5
3,183,424	3,174,242	99.9	99.8	99.5	99.6	99.8	99.7
6,027,850	6,038,636	98.6	98.5	99.4	99.7	99.7	100.2
23,439,147	23,517,205	100.5	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3
2,568	2,568	100.0	58.4	100.0	100.0	156.0	100.0
77,326	77,182	99.9	100.0	94.8	97.5	98.8	99.8
41,970	41,204	97.3	98.9	96.3	99.0	99.6	98.2
378,557	378,021	99.8	99.3	100.0	100.0	99.9	99.9
101,849	102,003	99.6	102.1	100.0	100.0	100.0	100.2
3,344,013	3,341,929	100.7	98.8	99.4	100.1	100.2	99.9
38,483,087	38,465,072	99.9	99.9	99.9	100.0	99.9	100.0

(5) 土地の決定価格の推移(法定免税点以上のもの)

	_			区分	•年度			決定	価格
地目						29 30 31・元			2
	Ħ					23,230,411	22,554,125	21,244,977	20,296,346
		,	畑			21,235,059	20,966,079	20,136,937	19,300,944
宅	小	規模	住	宅用	見地	999,496,911	1,017,067,947	1,029,302,932	1,037,343,919
地	小規	見模住	宅用均	也以外	·のもの	154,808,470	154,090,727	153,035,031	151,802,462
内	非	住	宅	用	地	426,610,569	419,543,201	414,012,292	411,260,135
訳	宅		地		計	1,580,915,950	1,590,701,875	1,596,350,255	1,600,406,516
	池			沼		14,015	13,800	13,800	13,800
	山			林	•	418,288	400,235	330,510	313,086
	原			野	•	267,926	263,331	263,183	253,549
鉄	軌道	1 用	用 地(単体利用)		利用)	10,714,326	11,135,245	11,130,598	11,130,598
鉄	軌道	軌 道 用 地(複合利用)		利用)	8,373,282	8,534,226	8,534,226	8,534,226	
	雑 種 地			,	125,664,906	122,604,557	120,187,594	119,435,604	
	合						1,777,173,473	1,778,192,080	1,779,684,669

[※] 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(6) 土地の課税標準額の推移

				区分•年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		課税模	票準額
地區	3				29	30	31•元	2
		I	3		8,651,670	8,294,326	7,819,866	7,604,583
		,	畑		7,520,147	7,362,042	7,079,666	6,779,471
宅	小	規模	住	宅用地	166,020,539	169,162,779	171,448,635	172,869,794
地	小規	模住	宅用均	也以外のも	D 51,588,019	51,349,939	51,007,736	50,600,306
内	非	住 宅 用 地			289,272,354	283,129,978	279,795,469	278,138,632
訳	宅		地	計	506,880,912	503,642,696	502,251,840	501,608,732
	池			沼	9,863	9,688	9,688	9,688
	山			林	292,725	276,022	228,286	216,325
	原			野	188,064	184,050	183,911	177,168
鉄	軌道	用	地(単体利用	6,756,276	7,041,120	7,039,551	7,039,551
鉄	軌 道 用 地(複合利用)				5,791,620	5,864,472	5,864,472	5,864,472
	雑 種 地				87,311,365	85,005,128	83,332,020	82,822,026
	合			計	623,402,642	617,679,544	613,809,300	612,122,016

[※] 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

			育	前 年 原	复 対 上	Ŀ	
3	4	29	30	31•元	2	3	4
18,929,314	17,982,775	90.2	97.1	94.2	95.5	93.3	95.0
19,003,334	18,305,577	97.2	98.7	96.0	95.8	98.5	96.3
1,059,645,327	1,061,158,336	101.6	101.8	101.2	100.8	102.1	100.1
151,530,688	150,479,011	99.3	99.5	99.3	99.2	99.8	99.3
416,426,201	414,466,312	97.9	98.3	98.7	99.3	101.3	99.5
1,627,602,216	1,626,103,659	100.4	100.6	100.4	100.3	101.7	99.9
13,375	13,258	100.0	98.5	100.0	100.0	96.9	99.1
328,556	324,930	101.4	95.7	82.6	94.7	104.9	98.9
249,695	248,163	83.3	98.3	99.9	96.3	98.5	99.4
11,678,616	11,653,035	99.8	103.9	100.0	100.0	104.9	99.8
8,882,407	8,867,292	99.6	101.9	100.0	100.0	104.1	99.8
117,631,424	116,413,549	99.0	97.6	98.0	99.4	98.5	99.0
1,804,318,937	1,799,912,238	100.1	100.4	100.1	100.1	101.4	99.8

			育	前 年 月	度 対 上	Ŀ	
3	4	29	30	31•元	2	3	4
6,909,917	6,721,825	89.5	95.9	94.3	97.2	90.9	97.3
6,543,305	6,427,046	96.9	97.9	96.2	95.8	96.5	98.2
172,740,614	175,976,583	101.8	101.9	101.4	100.8	99.9	101.9
49,745,729	49,976,522	99.4	99.5	99.3	99.2	98.3	100.5
273,995,976	274,125,183	98.2	97.9	98.8	99.4	98.5	100.0
496,482,319	500,078,288	99.4	99.4	99.7	99.9	99.0	100.7
9,410	9,328	100.0	98.2	100.0	100.0	97.1	99.1
213,776	212,088	101.4	94.3	82.7	94.8	98.8	99.2
171,331	170,269	83.3	97.9	99.9	96.3	96.7	99.4
7,028,936	7,216,926	99.9	104.2	100.0	100.0	99.8	102.7
5,862,819	5,874,411	99.6	101.3	100.0	100.0	100.0	100.2
80,380,375	79,606,111	99.0	97.4	98.0	99.4	97.1	99.0
603,602,188	606,316,292	99.2	99.1	99.4	99.7	98.6	100.4

4 家屋に関する概要(令和4年度当初)

(1) 納税義務者数に関する調

区分個人法人の別	総数(人)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
個 人	103,119	636	102,483
法 人	3,046	33	3,013
計	106,165	669	105,496

(2) 総括表

	区分	棟数	床面積	決定価格	m ³ 当たり価格
	E273	(棟)	(m²)	(千円)	(円)
	総数	81,995	8,618,911	251,757,204	29,210
木造	法定免税点未満のもの	634	23,887	51,841	2,170
	法定免税点以上のもの	81,361	8,595,024	251,705,363	29,285
木	総数	18,204	8,161,372	392,340,471	48,073
造以	法定免税点未満のもの	130	2,875	13,332	4,637
外	法定免税点以上のもの	18,074	8,158,497	392,327,139	48,088
	総数	100,199	16,780,283	644,097,675	38,384
計	法定免税点未満のもの	764	26,762	65,173	2,435
	法定免税点以上のもの	99,435	16,753,521	644,032,502	38,442
	非課税家屋	288	202,483		

参考 実際免税点の額 200,000

(3) 家屋

ア 木造

				2311 4 1 1 1 7 1 4 7
種類	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	m当たり価格
				(円)
専 用 住 宅	71,298	7,321,755	223,767,274	30,562
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	2,383	560,687	15,261,000	27,218
併 用 住 宅	3,388	446,216	8,181,892	18,336
旅館・料亭・ホテル	12	804	6,870	8,545
事 務 所・銀 行・店 舗	866	99,475	2,763,773	27,784
劇場・病院	56	10,193	368,989	36,200
エー場・倉庫	1,089	76,201	517,734	6,794
土 蔵	12	536	2,292	4,276
附 属 家	2,891	103,044	887,380	8,612
計	81,995	8,618,911	251,757,204	29,210

イ 木造以外

 種 類	構造別	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格 (円)
住	鉄骨鉄筋コンクリート造	65	348,668	19,316,636	
宅	鉄筋コンクリート造	1,015	2,025,010	139,422,381	68,850
・ア	鉄骨造	2,468	800,259	35,953,292	44,927
パ	軽量鉄骨造	7,540	1,315,587	45,362,268	34,481
	レンガ造・コンクリートブロック造	11	2,386	54,180	22,707
	計	11,099	4,491,910	240,108,757	53,454
	鉄骨鉄筋コンクリート造	49	227,659	12,995,559	57,083
_	鉄筋コンクリート造	378	494,046	30,560,666	61,858
その	鉄骨造	3,767	2,722,434	105,720,329	38,833
他	軽量鉄骨造	2,444	218,303	2,879,692	13,191
'-	レンガ造・コンクリートブロック造	467	7,020	75,468	10,750
	計	7,105	3,669,462	152,231,714	41,486
	鉄骨鉄筋コンクリート造	114	576,327	32,312,195	56,066
	鉄筋コンクリート造	1,393	2,519,056	169,983,047	67,479
合	鉄骨造	6,235	3,522,693	141,673,621	40,217
計	軽量鉄骨造	9,984	1,533,890	48,241,960	31,451
	レンガ造・コンクリートブロック造	478	9,406	129,648	13,784
	計	18,204	8,161,372	392,340,471	48,073

ウ 令和3年中の新増築分家屋(ただし、非課税を除く全家屋)

(ア) 木造

区分 種類	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格 (円)
専用住宅	976	104,178	8,248,776	79,180
共同住宅·寄宿舎	20	7,378	579,418	78,533
併用住宅	9	1,772	134,291	75,785
旅館・料亭・ホテル	0	0	0	
事務所∙銀行∙店舗	13	2,312	145,031	62,730
劇場∙病院	3	621	36,934	59,475
工場・倉庫	3	374	16,963	45,356
土蔵	0	0	0	
附属家	6	227	10,884	47,947
計	1,030	116,862	9,172,297	78,488
(うち増築部分)	7	372	24,320	

(イ) 木造以外

種類	構造別	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格 (円)
	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	(11)
舗事	鉄筋コンクリート造	0	752	94,877	126,166
・務	鉄骨造	8	12,774	1,399,986	109,597
百所 貨·	軽量鉄骨造	3	829	55,028	66,379
店店店	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	·
,,,,,,	計	11	14,355	1,549,891	107,969
住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
宅	鉄筋コンクリート造	3	5,261	597,202	113,515
ア	鉄骨造	19	9,939	981,761	98,779
パ	軽量鉄骨造	71	13,686	1,347,269	98,441
T	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
١	計	93	28,886	2,926,232	101,303
病	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
院	鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄骨造	0	0	0	
ホー	軽量鉄骨造	1	450	47,979	106,620
テル	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
10	計	1	450	47,979	106,620
ェ	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	1	31,623	2,473,273	78,211
市・	鉄骨造	10	22,850	1,512,890	66,210
場倉	軽量鉄骨造	11	1,610	68,398	42,483
庫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	レンガ造・コンクリートブロック造	1	9	425	47,222
	計	23	56,092	4,054,986	72,292
	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
そ	鉄筋コンクリート造	0	0	0	
စ	鉄骨造	0	0	0	
	軽量鉄骨造	0	0	0	
他	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	0	0	0	
	合計	128	99,783	8,579,088	85,977
	(うち増築部分)	0	0	0	

^{※(}イ)木造以外で種類が事務所・店舗・百貨店のうち、鉄筋コンクリート造の棟数(棟)が空欄であるのは、同一棟内の別種類(床面積の大きな部分)で棟数をカウントしているため

エ 令和3年中の減少分家屋(ただし、非課税を除く全家屋)

(ア) 木造

区分 種類	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格 (円)
専用住宅	624	52,633	844,873	16,052
共同住宅·寄宿舎	22	4,158	41,796	10,052
併用住宅	65	7,710	100,458	13,030
旅館・料亭・ホテル	0	0	0	
事務所∙銀行∙店舗	11	1,541	29,487	19,135
劇場∙病院	0	0	0	
工場·倉庫	22	1,513	5,733	3,789
土蔵	0	0	0	
附属家	52	1,940	8,700	4,485
計	796	69,495	1,031,047	14,836

(イ) 木造以外

区分 種類	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格 (円)
事務所·店舗·百貨店	20	4,123	134,295	32,572
住宅・アパート	43	10,218	223,771	21,900
病院・ホテル	1	368	9,680	26,304
工場・倉庫・市場	39	11,395	106,443	9,341
その他	4	131	679	5,183
合計	107	26,235	474,868	18,101

オ 新築住宅等に対する軽減状況の推移

(単位:戸、m²、千円)

			Т	Т	Т	(+ 12.7	·、m、十円)
区分	年度	29	30	31•元	2	3	4
115 12 \ 174	戸 数	4,445	3,981	3,698	3,547	3,308	3,055
地方税法附則 第15条の6第1項	床面積	455,268	373,887	349,899	334,921	314,492	293,610
у, годоо оду гу	軽減税額	201,373	182,705	180,998	175,674	160,399	158,093
±₩ -1- ₹∺ ;+ 7/4 ₽Ⅱ	戸 数	2,107	2,206	2,638	2,570	2,850	2,293
地方税法附則 第15条の6第2項	床面積	245,300	261,720	277,939	264,649	251,806	188,222
XI XI XI XI	軽減税額	175,955	174,258	172,155	166,753	161,159	126,537
 地方税法附則	戸 数	1,726	1,977	2,011	1,949	1,793	1,682
第15条の7第1項	床面積	194,982	215,190	218,248	210,517	192,271	179,958
	軽減税額	97,209	106,573	114,559	114,366	100,655	98,050
地方税法附制	戸 数	6	9	8	8	7	5
地方税法附則 第15条の7第2項	床面積	710	907	787	787	667	511
	軽減税額	373	444	395	409	337	274
地方税法附則	戸 数	58					
第15条の8第1項	床面積	3,404					
	軽減税額	2,693					
地方税法附則	戸 数		138	138	174	174	316
第15条の8第2項	床面積		4,647	4,647	6,029	6,029	10,875
	軽減税額		3,597	3,597	4,796	4,499	8,936
地方税法附則	戸 数	20					
第15条の8第3項	床面積	11,941					
	軽減税額	4,230					
地方税法附則	戸 数	41					
第15条の8第4項	床面積	1,413					
	軽減税額	964					
地方税法附則	戸 数	3	2	1	2		
第15条の9第1項	床面積	330	184	51	195		
	軽減税額	40	26	5	19		_
地方税法附則	戸 数		12	5	4	1	7
第15条の9第4項	床面積		1,007	357	387	89	520
地方税法附則 第15条の8第4項 地方税法附則 第15条の9第1項 地方税法附則 第15条の9第4項 地方税法附則 第15条の9第4項 地方税法附則 第15条の9第10項	軽減税額		100	77	29	7	72
地方税法附則	戸 数	1	2		1	2	6
	床面積	71	228		67	172	551
	軽減税額	6	19		19	26	85
	户 数 庄 葱 鴰	60					
第15条の9第10項	床 面 積軽減税額	3,712					
		909					
平成21年附則							
第8条第13項	床 面 積軽減税額						
	整 减 税 額 戸 数	20					
平成24年附則	床面積	1 740					
第8条第11項	床 山 惧 軽減税額	1,740					
	至 減 代 額	869	1 4 7	00	9		
平成27年附則	床面積	211	147	99 5 077			
第17条第10項	水 面 預 軽減税額	12,581 7,834	9,002 4,716	5,977 3,257	479 245		
	平 版 祝 額	7,834 297	264	3,257	245		
平成27年附則	床面積			4,029	770		
第17条第12項	下 田 恒 軽減税額		9,801				
	+1 / 《 优	7,169	6,113	2,424	499		

区分	年度	29	30	31•元	2	3	4
亚芹00年748月	戸 数	9					
平成28年附則 第18条第11項	床面積	844					
新10木新11英	軽減税額	72					
ᄑᅷᅆᄯᄱᆒ	戸 数	1					
平成28年附則 第18条第12項	床面積	74					
新10木新12英	軽減税額	18					
ᄑᅷᅆᄯᄱᆒ	戸 数		58	58	58		
平成30年附則 第20条第8項	床面積		3,404	3,404	3,404		
3120X 310°X	軽減税額		1,873	1,873	1,873		
	戸 数	9,015	8,796	8,774	8,342	8,135	7,364
合 計	床面積	943,368	879,977	865,338	822,205	765,526	674,247
	軽減税額	499,714	480,424	479,340	464,682	427,082	392,047

5 償却資産に関する概要(令和4年度当初)

(単位:千円)

			課税標準額の内	泵
種類	決定価格	課税標準額	法第349条の3又は法附則第15 条の規定の適用を受けるもの	左以外のもの
構築物	46,597,875	46,534,407	4,599	46,529,808
機械及び装置	26,155,381	25,548,450	40,281	25,508,169
船舶	33,195	33,195	0	33,195
航空機	0	0	0	0
車両及び運搬具	941,687	941,687	0	941,687
工具・器具及び備品	25,080,482	25,031,857	2,383	25,029,474
小計	98,808,620	98,089,596	47,263	98,042,333
地方税法 総務大臣が価格等 第389条 を決定したもの 新道庭県知事が価格等を	51,648,434	46,471,225		
第389末 都道府県知事が価格等を 決定したもの	0	0		
合計	150,457,054	144,560,821	47,263	98,042,333

6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調

(単位:件、%)

						(辛世. 一, 70)
区分 年度	土地	家屋	土地·家屋	償却資産	合計	前年度対比
29	451	191	881	140	1,663	98.8
30	472	181	895	172	1,720	103.4
31•元	445	190	834	182	1,651	96.0
2	371	135	708	103	1,317	79.8
3	400	163	794	127	1,484	112.7
4	456	179	882	145	1,662	112.0

7 国有資産等所在市町村交付金の推移

(単位:千円、%、人)

	(辛世: 111、/0、/						
区分 年度	台帳価格	算定標準額	交付金額	前年度対比	交付者数		
29	9,247,107	3,002,790	42,039	99.5	10		
30	9,275,399	3,016,784	42,235	100.5	10		
31•元	8,839,053	2,837,637	39,727	94.1	10		
2	8,803,777	2,451,695	39,541	99.5	10		
3	8,765,549	2,810,956	39,353	99.5	10		
4	8,367,664	2,315,050	37,252	94.7	10		

VI 都 市 計 画 税

1 資産別調定額の推移(現年課税分)

(単位·千円.%)

				(単位:十一、%)
区分 年度	土地	家屋	合 計	前年度対比
29	1,413,471	1,019,883	2,433,354	101.3
29			2,433,354	101.3
30	1,404,911	1,016,457	2,421,368	99.5
30			2,421,368	99.5
31•元	1,398,609	1,049,884	2,448,493	101.1
31-76			2,448,493	101.1
2	1,394,821	1,082,960	2,477,781	101.2
			2,477,781	101.2
3	1,376,194	1,050,495	2,426,689	97.9
<u> </u>			2,426,689	97.9

[※] 下段は徴収猶予分を含む。 ※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

	年度	29		30			
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
都市計画税		2,483,365	2,429,482	97.83	2,473,520	2,420,441	97.85
		2,483,365		97.83	2,473,520		97.85
現年課税分		2,433,354	2,411,594	99.11	2,421,369	2,400,117	99.12
		2,433,354		99.11	2,421,369		99.12
土地		1,413,471	1,400,831	99.11	1,404,911	1,392,581	99.12
		1,413,471		99.11	1,404,911		99.12
家屋		1,019,883	1,010,763	99.11	1,016,458	1,007,536	99.12
滞納繰越分		50,011	17,888	35.77	52,151	20,324	38.97
		50,011		35.77	52,151		38.97

[※] 下段は徴収猶予分を含む。

3 都市計画税の概要 (令和4年度当初)

(1) 都市計画区域の面積

令和4年1月1日現在

市の面積	市街化区域	市街化調整区域	計(A+B)※
(千 ㎡)	A (千㎡)	B (千㎡)	(千㎡)
60,240	28,720	31,590	60,310

[※] 平成26年10月より市の面積は変更となっている(60.31km²→60.24km²)が、都市計画区域の 面積は従前のとおり。

(単位:千円、%)

							\+ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	1 1 1 1 - 7
	31•元		2			3		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
2,500,017	2,442,958	97.72	2,533,058	2,474,193	97.68	2,483,820	2,440,131	98.24
2,500,017		97.72	2,533,058		97.68	2,483,820		98.24
2,448,492	2,424,215	99.01	2,477,781	2,452,401	98.98	2,426,689	2,413,373	99.45
2,448,492		99.01	2,477,781		98.98	2,426,689		99.45
1,398,609	1,384,741	99.01	1,394,821	1,380,534	98.98	1,376,194	1,368,643	99.45
1,398,609		99.01	1,394,821		98.98	1,376,194		99.45
1,049,883	1,039,474	99.01	1,082,960	1,071,867	98.98	1,050,495	1,044,730	99.45
51,525	18,743	36.38	55,277	21,792	39.42	57,131	26,758	46.84
51,525		36.38	55,277		39.42	57,131		46.84

(2) 土地・家屋の推移

			年度	29	30	21.=	2
区分				29	30	31•元	2
		宅	宅 地	15,943	15,978	16,039	16,084
	11h	地	その他	1,654	1,606	1,561	1,549
	地 積	等	計	17,597	17,584	17,600	17,633
		農地		946	919	884	851
			計	18,543	18,503	18,484	18,484
		宅	宅地	93,983	94,684	95,457	96,179
	<u>~</u>	地 等	その他	6,770	6,758	6,608	6,561
 ±	筆 数	寺	計	100,753	101,442	102,065	102,740
		農	地	2,501	2,437	2,350	2,285
			計	103,254	103,879	104,415	105,025
		宅	宅 地	1,356,222,091	1,365,653,528	1,369,972,252	1,373,346,515
	決定価	地 等	その他	109,818,947	107,076,254	104,058,216	103,083,215
地	価		計	1,466,041,038	1,472,729,782	1,474,030,468	1,476,429,730
	格			41,293,009	40,569,562	38,719,255	36,779,376
		計		1,507,334,047	1,513,299,344	1,512,749,723	1,513,209,106
	=⊞	宅	宅地	606,561,186	605,600,921	605,219,875	605,175,954
	税	地 等	その他	75,647,188	73,488,592	71,399,490	70,735,240
	課税標準額		計	682,208,374	679,089,513	676,619,365	675,911,194
	額	農		27,353,150	26,658,557	25,537,035	24,296,350
			計	709,561,524	705,748,070	702,156,400	700,207,544
	床面	木		6,238	6,321	6,396	6,455
	面積	木	造以外	6,426	6,514	6,584	6,684
	1月		<u>計</u>	12,664	12,835	12,980	13,139
家	埔	木		59,601	60,222	60,737	61,162
	棟 数	木	造以外	33,914	34,296	34,856	35,277
			<u>計</u>	93,515	94,518	95,593	96,439
	決定	木		186,701,877	182,946,604	191,927,894	199,758,806
	価	木	造以外	323,505,348	324,956,740	332,801,537	342,154,873
屋	格		<u>計</u>	510,207,225	507,903,344	524,729,431	541,913,679
	課税	木		186,700,833	182,945,641	191,926,931	199,757,454
	標準	木	造以外	323,066,198	324,546,208	332,409,448	341,953,136
	額		計	509,767,031	507,491,849	524,336,379	541,710,590

(単位:千㎡、千円、%)

				前年月		位:干m、	111,707
3	4	29	30	31•元	2	3	4
16,124	16,164	100.4	100.2	100.4	100.3	100.2	100.2
1,529	1,510	98.2	97.1	97.2	99.2	98.7	98.8
17,653	17,674	100.2	99.9	100.1	100.2	100.1	100.1
813	781	95.5	97.1	96.2	96.3	95.5	96.1
18,466	18,455	100.0	99.8	99.9	100.0		99.9
96,722	97,197	100.9	100.7	100.8	100.8		100.5
6,626	6,652	100.0	99.8	97.8	99.3	101.0	100.4
103,348	103,849	100.9	100.7	100.6	100.7	100.6	100.5
2,202	2,096	95.8	97.4	96.4	97.2	96.4	95.2
105,550	105,945	100.7	100.6	100.5	100.6	100.5	100.4
1,400,121,938	1,398,130,483	100.4	100.7	100.3	100.2	101.9	99.9
101,870,802	100,423,028	97.8	97.5	97.2	99.1	98.8	98.6
1,501,992,740	1,498,553,511	100.2	100.5	100.1	100.2	101.7	99.8
35,328,586	33,689,449	94.1	98.2	95.4	95.0	96.1	95.4
1,537,321,326	1,532,242,960	100.0	100.4	100.0	100.0	101.6	99.7
599,788,673	606,079,119	99.9	99.8	99.9	100.0	99.1	101.0
68,239,715	67,523,153	97.8	97.1	97.2	99.1	96.5	98.9
668,028,388	673,602,272	99.7	99.5	99.6	99.9	98.8	100.8
22,770,475	22,178,956	93.9	97.5	95.8	95.1	93.7	97.4
690,798,863	695,781,228	99.4	99.5	99.5	99.7	98.7	100.7
6,502	6,563	101.4	101.3	101.2	100.9	100.7	100.9
6,635	6,782	101.4	101.4	101.1	101.5	99.3	102.2
13,137	13,345	101.4	101.4	101.1	101.2	100.0	101.6
61,523	61,921	101.1	101.0	100.9	100.7	100.6	100.6
13,303	13,446	102.3	101.1	101.6	101.2	37.7	101.1
74,826	75,367	101.5	101.1	101.1	100.9	77.6	100.7
191,610,079	199,060,867	105.3	98.0	104.9	104.1	95.9	103.9
337,196,419	347,980,444	103.0	100.4	102.4	102.8	98.6	103.2
528,806,498	547,041,311	103.8	99.5	103.3	103.3	97.6	103.4
191,448,100	199,049,644	105.3	98.0	104.9	104.1	95.8	104.0
334,627,376	347,784,050	103.0	100.5	102.4	102.9	97.9	103.9
526,075,476	546,833,694	103.8	99.6	103.3	103.3	97.1	103.9

Ⅷ 特 別 土 地 保 有 税

1 調定額の推移

(単位:千円)

	年度		調	 定	額	(+ 2:111)
区分	}	29	30	31•元	2	3
現	保有分	0	0	0	0	0
現年課税	取得分	0	0	0	0	0
分	計	0	0	0	0	0
滞	保有分	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500
納繰越	取得分	958,400	958,400	958,400	958,400	958,400
分	計	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900
	合計	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900

[※] 特別土地保有税は、平成15年度から新たな課税を停止している。

2 納税義務者数の推移

(単位:人)

	年度 年度		納利	说 義 務 着	者 数	
区分	}	29	30	31•元	2	3
現	保有分	0	0	0	0	0
現年課税分	取得分	0	0	0	0	0
分	計	0	0	0	0	0
滞	保有分	1	1	1	1	1
滞納繰越分	取得分	1	1	1	1	1
分	計	2	2	2	2	2
	合計	2	2	2	2	2

3 決算状況の推移

(単位:件、円、%)

	(単位: 件、円、%							
年月	区分	件数	申告税額	徴収猶予税額	免除税額	納付すべき税額	収入済額	前年度対比
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
29	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	_
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	_
30	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	_
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	_
31	現年課税分	0	0	0	0	0	0	_
•	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	_
元	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	_
	現年課税分		0	0	0	0	0	_
2	滞納繰越分		1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	0	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	現年課税分		0	0	0	0	0	-
3	滞納繰越分		1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	0	1,070,900	1,070,900	0	0	0	_

離 親

1 軽自動車税(種別割)

(1) 税率区分別調定額の推移(各年度末)

(単位:円、%)

	+ 44		郑泰反八	华泰	00	20	21 =		単位∶円、% <i>)</i>
	車 5000以下	種	税率区分	税率	29	30	31・元	2	3
自原		い		2,000	17,132,000	16,366,000	15,662,000	15,018,000	14,712,000
転搬		cc以下		2,000	1,208,000	1,192,000	1,162,000	1,128,000	1,162,000
車付	125cc以下			2,400	6,777,600	6,945,600	7,264,800	7,452,000	7,807,200
		<u>ニカー</u>		3,700	614,200	573,500	606,800	610,500	725,200
	2輪単(2	:50cc以下)	400.64.504.44	3,600	10,666,800	10,641,600	10,656,000	10,904,400	11,167,200
			継続税率	3,100	0	0	0	0	0
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0
	3	輪車	75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
)cc以下)	50%軽課	2,000	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,000	0	0	0	0	0
			重課税率	4,600	9,200	13,800	9,200	13,800	13,800
		I	小計	 	9,200	13,800	9,200	13,800	13,800
			継続税率	5,500	0	0	0	0	0
			標準税率	6,900	0	0	0	0	6,900
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0
		乗用営業用	50%軽課	3,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	5,200	0	0	0	0	0
			重課税率	8,200	0	0	0	0	0
			小計	<u> </u>	0	0	0	0	6,900
			継続税率	7,200	163,872,000	149,472,000	134,546,400	117,878,400	103,161,600
軽			標準税率	10,800	31,816,800	61,268,400	86,227,200	111,466,800	138,542,400
自			75%軽課	2,700	0	0	0	0	0
動車		乗用自家用	50%軽課	5,400	4,827,600	2,392,200	2,122,200	1,792,800	1,101,600
+			25%軽課	8,100	7,929,900	8,739,900	9,963,000	11,121,300	11,283,300
			重課税率	12,900	69,698,700	78,767,400	85,230,300	93,034,800	100,000,800
	4輪以上		小計	+	278,145,000	300,639,900	318,089,100	335,294,100	354,089,700
	(660cc以下)		継続税率	3,000	1,695,000	1,593,000	1,449,000	1,368,000	1,347,000
			標準税率	3,800	410,400	801,800	1,318,600	1,884,800	2,485,200
		貨物営業用	75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50%軽課	1,900	0	0	0	0	0
			25%軽課	2,900	78,300	81,200	121,800	75,400	92,800
			重課税率	4,500	450,000	553,500	666,000	796,500	972,000
			小計		2,633,700	3,029,500	3,555,400	4,124,700	4,897,000
			継続税率	4,000	19,688,000	17,020,000	14,356,000	12,004,000	10,044,000
			標準税率	5,000	3,760,000	6,280,000	8,670,000	11,565,000	14,030,000
			75%軽課	1,300	1,300	0	0	0	0
		貨物自家用	50%軽課	2,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,800	440,800	486,400	668,800	490,200	418,000
			重課税率	6,000	13,518,000	13,734,000	14,634,000	14,946,000	15,192,000
			小計		37,408,100	37,520,400	38,328,800	39,005,200	39,684,000
殊小	農耕	作業用		2,400	1,692,000	1,648,800	1,600,800	1,572,000	1,528,800
	動特 その他(フォークリフト等)			5,900	1,764,100	1,781,800	1,787,700	1,846,700	1,829,000
2輪の小型自動車(250cc超)			6,000	19,440,000	19,254,000	19,860,000	20,442,000	20,652,000	
	過年度				167,000	76,000	98,500	154,400	58,000
	現 年 課 税 分				377,657,700	399,682,900	418,681,100	437,565,800	458,332,800
	滞納繰	越分			16,692,222	19,181,507	17,208,370	17,587,896	13,980,169
	合	計			394,349,922	418,864,407	435,889,470	455,153,696	472,312,969
	前年度	対比			106.6	106.2	104.1	104.4	103.8

(単位:円、台、%)

									:円、台、%)
	車	種	税率区分	税率	29	30	31•元	2	3
店	50cc以下(ミニカーを除く)			2,000	8,566	8,183	7,831	7,509	7,356
自動	900	c以下		2,000	604	596	581	564	581
自転車 原動機付	125	cc以下	/	2,400	2,824	2,894	3,027	3,105	3,253
נין	<u> </u>	ニカー		3,700	166	155	164	165	196
	2輪車(2	50cc以下)	//	3,600	2,963	2,956	2,960	3,029	3,102
			継続税率	3,100	0	0	0	0	0
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0
				1,000	0	0	0	0	0
		輪車	50%軽課	2,000	0	0	0	0	0
	(660	cc以下)	25%軽課	3,000	0	0	0	0	0
			 重課税率	4,600	2	3	2	3	3
			小計		2	3	2	3	3
			継続税率	5,500	0	0	0	0	0
			標準税率	6,900	0	0	0	0	1
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0
		乗用営業用	50%軽課	3,500	0	0	0	0	0
		214710	25%軽課	5,200	0	0	0	0	0
			重課税率	8,200	0	0	0	0	0
			小計		0	0	0	0	1
			継続税率	7,200	22,760	20,760	18,687	16,372	14,328
		標準税率		2,946	5,673	7,984	10,372	12,828	
軽 自			75%軽課	10,800					_
動		乗用自家用	50%軽課	2,700	0	0	0	0	0
車		水川口水川	25%軽課	5,400	894	443	393	332	204
			重課税率	8,100	979 5,403	1,079	1,230	1,373	1,393
	. #		小計	12,900	,	6,106 34,061	6,607	7,212	7,752
	4輪以上 (660cc以下)		継続税率		32,982	,	34,901	35,610	36,505
			標準税率	3,000	565	531	483	456	449
			75%軽課	3,800	108	211	347	496	654
		貨物営業用	50%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			25%軽課	1,900	0	0	0	0	0
			重課税率	2,900	27	28	140	26	32
				4,500	100	123	148	177	216
			継続税率		800	893	1,020	1,155	1,351
			標準税率	4,000	4,922	4,255	3,589	3,001	2,511
			75%軽課	5,000	752	1,256	1,734	2,313	2,806
		貨物自家用	50%軽課	1,300	1	0	0	0	0
		元 77 日 外 用	25%軽課	2,500	0	0	170	0	0
			重課税率	3,800	116	128	176	129	110
			<u>里林枕华</u> 小計	6,000	2,253	2,289	2,439	2,491	2,532
占小	曲料	作業用	וּהיני		8,044	7,928	7,938	7,934	7,959
自動車			$\overline{}$	2,400	705	687	667	655	637
		ナークリフト等) E(250cc超)		5,900	299	302	303	313	310
と押り			$\overline{}$	6,000	3,240	3,209	3,310	3,407	3,442
	過年度		$\overline{}$	$\overline{}$	34	18	36	26	20
	合	<u>計</u> 차 나	$\overline{}$	$\overline{}$	61,229	61,885	62,740	63,475	64,716
	前年度	刈几			101.1	101.1	101.4	101.2	102.0

2 軽自動車税(環境性能割・現年課税分)

(1) 月別調定額の推移

(単位:円、%)

				I	1 7 7 7 7
月	年度	31•元	2	3	前年度対比
4	月		1,260,800	1,624,600	128.9
5	月		1,566,200	1,703,300	108.8
6	月		821,000	1,622,800	197.7
7	月		724,700	1,341,600	185.1
8	月		1,516,600	1,692,500	111.6
9	月		1,246,300	1,762,100	141.4
10	月		1,201,000	1,355,500	112.9
11	月		1,708,800	1,099,500	64.3
12	月	1,243,300	1,687,900	1,454,600	86.2
1	月	1,532,600	1,583,400	2,030,500	128.2
2	月	943,200	1,221,700	1,239,600	101.5
3	月	1,275,200	1,929,600	2,995,300	155.2
合	計	4,994,300	16,468,000	19,921,900	121.0

[※]軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月1日以後取得分から課税・当分の間埼玉県が賦課徴収

[※]調定は、納付月の翌々月に処理(例:令和元年10月分は同年12月に調定)

3 市たばこ税(現年課税分)

(1) 月別調定額の推移

(単位:円、%)

						\ + -] 🕻 70/
月	年度	29	30	31•元	2	3	前年度対比
4	月	193,786,818	193,163,379	186,589,517	181,267,839	190,175,030	104.9
5	月	192,186,495	168,845,153	192,616,524	173,996,947	193,512,090	111.2
6	月	195,093,494	193,545,472	190,162,849	178,786,874	187,699,753	105.0
7	月	192,983,164	182,396,681	187,548,210	189,665,970	195,447,664	103.0
8	月	193,526,183	185,464,921	191,207,747	182,454,344	206,334,318	113.1
9	月	203,515,106	185,054,590	203,042,601	181,861,953	195,330,759	107.4
10	月	186,982,155	248,706,688	196,922,446	241,906,076	255,735,675	105.7
11	月	187,298,044	140,494,318	184,499,605	158,948,615	156,423,012	98.4
12	月	175,494,815	186,987,313	178,726,758	165,523,047	193,293,341	116.8
1	月	197,213,563	194,887,988	193,480,424	212,581,133	214,839,217	101.1
2	月	161,617,351	184,901,891	174,437,401	175,367,545	187,825,310	107.1
3	月	158,785,739	170,547,466	179,740,273	171,726,207	181,486,336	105.7
過年	度				531	64,657	
合	計	2,238,482,927	2,234,995,860	2,258,974,355	2,214,087,081	2,358,167,162	98.0

(2) 月別本数の推移

(単位:本、円、%)

					(早世.平	<u> </u>
年度月	29	30	31•元	2	3	前年度対比
4 月	37,740,298	37,271,020	33,068,747	31,846,072	31,064,200	97.5
5 月	37,364,982	32,301,541	34,136,039	30,568,684	31,609,293	103.4
6 月	37,626,158	37,415,310	33,694,602	31,410,203	30,659,875	97.6
7 月	37,200,654	34,945,335	33,239,999	33,321,499	31,925,460	95.8
8 月	37,290,202	35,496,355	33,876,439	32,054,523	33,703,744	105.1
9 月	39,221,492	35,425,287	35,979,238	31,950,449	31,906,364	99.9
10 月	36,025,485	47,704,723	34,769,484	42,499,311	41,773,224	98.3
11 月	36,087,938	24,962,254	32,413,358	25,962,374	23,873,762	92.0
12 月	33,804,988	52,465,924	31,496,525	27,037,414	29,501,426	109.1
1 月	37,987,769	35,023,767	33,999,612	50,154,327	50,076,640	99.8
2 月	31,109,561	32,776,455	30,646,065	28,839,468	28,666,867	99.4
3 月	30,572,739	30,427,203	31,577,701	28,194,195	27,833,767	98.7
過年度				314	150,366	
合 計	432,032,266	436,215,174	398,897,809	393,838,833	392,744,988	98.7
1本当たりの税額	5.181286	5.123609	5.663040	5.621810	6.004321	

4 事業所税

(1) 納税義務者数・調定額の推移

(単位:人、円、%)

							\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
					事業に係る	5事業所税			
	区分				現年課税分		滞納繰越分	合 計	前年度 対 比
				資産割	従業者割	計	7市州深处力		
29	納稅	義務者	数	396	57	402		402	99.3
29	調	定	額	654,873,200	76,647,800	731,521,000	3,795,700	735,316,700	98.7
30	納稅	義務者	散	395	57	403		403	100.2
30	調	定	額	662,694,500	80,663,200	743,357,700	1,388,000	744,745,700	101.3
31	納稅	義務者	ť数	392	55	402		402	99.8
元	調	定	額	671,172,500	78,841,200	750,013,700	2,443,300	752,457,000	101.0
2	納稅	義務者	ť数	391	60	403		403	100.2
	調	定	額	686,403,600	82,784,700	769,188,300	4,161,000	773,349,300	102.8
3	納稅	義務者	Ť数	431	56	438		438	108.7
. J	調	定	額	726,525,800	90,869,400	817,395,200	26,556,700	843,951,900	109.1

^{※「}納税義務者数」の「計」と「合計」は実人数

IX 徵 収

1 口座振替等の利用状況

(1)口座振替の利用状況

(単位:人、%)

税目	年度	納税義務者数	口座振替利用者数	利用率
	31•元	47,127	10,618	22.43
市·県民税 (普通徴収)	2	47,639	10,422	21.88
(12)	3	44,351	9,696	21.86
	31•元	119,424	43,288	36.48
固定資産税 都市計画税	2	120,257	43,233	35.95
	3	120,745	43,764	36.25
	31•元	47,436	3,029	6.39
軽自動車税	2	47,870	2,921	6.10
	3	48,583	2,838	5.84
	31•元	47,452	12,293	25.91
国民健康保険税	2	46,709	11,827	25.32
	3	46,175	11,719	25.38
	31•元	261,439	69,228	26.48
合 計	2	262,475	68,403	26.06
	3	259,854	68,017	26.18

※各年度当初1期時点の数値であり、随時期課税分を除く

(2)収納方法の利用状況(令和3年度)

	窓口納付		窓口納付 コンビニ スマホ決済(モパレジ、LIMEpay、 PayPay、d 払い、auPay、J-ooinPay)			モパイルレ	ジクレジット	П	奎振 替	1	合計	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
市・県民税 (普通徴収)	46, 483	3, 254, 607, 531	87, 944	2, 356, 981, 503	9, 446	256, 865, 330	1, 746	64, 771, 096	32, 869	2, 376, 448, 083	178, 488	8, 309, 673, 543
(%)	(26. 04%)	(39. 17%)	(49. 27%)	(28. 36%)	(5. 29%)	(3. 09%)	(0. 98%)	(0. 78%)	(18. 42%)	(28. 60%)	(100.00%)	(100.00%)
固定資産税・ 都市計画税	75, 318	9, 766, 418, 085	99, 072	3, 367, 685, 145	16, 816	391, 245, 660	2, 611	65, 902, 090	152, 339	7, 573, 360, 400	346, 156	21, 164, 611, 380
(%)	(21. 76%)	(46. 15%)	(28. 62%)	(15. 91%)	(4. 86%)	(1. 85%)	(0. 75%)	(0. 31%)	(44. 01%)	(35. 78%)	(100.00%)	(100.00%)
軽自動車税	20, 375	142, 829, 400	39, 682	282, 250, 790	2, 182	14, 210, 437	187	1, 345, 600	2, 702	17, 476, 600	65, 128	458, 112, 827
(%)	(31. 28%)	(31. 18%)	(60. 93%)	(61. 61%)	(3. 35%)	(3. 10%)	(0. 29%)	(0. 29%)	(4. 15%)	(3.81%)	(100.00%)	(100.00%)
国民健康保険税	78, 391	2, 005, 430, 117	140, 213	2, 171, 687, 243	9, 010	136, 929, 138	1, 133	27, 642, 498	110, 174	2, 132, 041, 600	338, 921	6, 473, 730, 596
(%)	(23. 13%)	(30. 98%)	(41. 37%)	(33. 55%)	(2. 66%)	(2. 12%)	(0. 33%)	(0. 43%)	(32. 51%)	(32. 93%)	(100.00%)	(100.00%)
合計	220, 567	15, 169, 285, 133	366, 911	8, 178, 604, 681	37, 454	799, 250, 565	5, 677	159, 661, 284	298, 084	12, 099, 326, 683	928, 693	36, 406, 128, 346
(%)	(23. 75%)	(41.67%)	(39. 51%)	(22. 46%)	(4. 03%)	(2. 20%)	(0.61%)	(0. 44%)	(32. 10%)	(33. 23%)	(100.00%)	(100.00%)

【集計期間】 R3年4月~R4年3月(納税義務者数は当初1期末時点)

【集計税目】 市·県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※ 納付件数の集計は、各税目の、のべ数 ※ 納付書1枚につき、1件として計算

2 滞納処分状況の推移

(1)-1 差押(市税)

		年度		29	30		
区	分		件数	税額	件数	税額	
	不動産		108	60,999,462	142	114,054,743	
	電話加入権		0	0	0	0	
	債権		1,181	215,579,842	1,616	306,150,217	
合	計		1,289	276,579,304	1,758	420,204,960	
		(前年度対比)	101.18	96.25	136.38	151.93	
	差押解除		1,237	300,840,148	1,594	344,539,303	
		(前年度対比)	94.72	102.16	128.86	114.53	

(1)-2 差押(国民健康保険税)

		年度	29		30	
区	分		件数	税額	件数	税額
	不動産		92	94,535,456	132	122,710,962
	電話加入権		0	0	0	0
	債権		744	265,852,129	1,289	446,793,461
合	計		836	360,387,585	1,421	569,504,423
		(前年度対比)	286.30	228.41	169.98	158.03

(2)-1 交付要求(市税)

年度		29		30
区分	件数	税額	件数	税額
前年度繰越	120	45,123,915	106	28,318,356
要求分	188	36,906,979	160	42,570,903
配当受領分	82	11,833,313	81	11,470,932
取下・解除等	202	53,712,538	192	38,220,246
翌年度繰越	106	28,318,356	74	32,669,013

(2)-2 交付要求(国民健康保険税)

年度		29	30		
区分	件数	税額	件数	税額	
要求分	80	38,173,900	67	38,493,316	
配当受領分	15	2,593,411	18	4,114,286	

(3)-1 執行停止(市税)

		年度		29		30
区	分		件数	税額	件数	税額
	市民税		1,657	91,155,524	1,466	87,020,784
	固定資産税	(都市計画税含む)	198	11,607,214	149	8,383,417
	軽自動車税		355	1,494,956	384	1,874,316
	特別土地保存	有税	0	0	0	0
	事業所税		0	0	0	0
合	計		2,210	104,257,694	1,999	97,278,517
		(前年度対比)	155.52	139.37	90.45	93.31

(3)-2 執行停止(国民健康保険税)

年度		29		30
区分	件数	税額	件数	税額
国民健康保険税	5,243	494,056,277	4,716	422,677,499
(前年度対比)	0.79	0.96	0.90	0.86

(4)-1 不納欠損(市税)

		年度		29		30
区	分		件数	税額	件数	税額
	市民税		1,527	83,663,037	1,809	104,224,805
	固定資産税	(都市計画税含む)	288	13,929,121	281	13,799,366
	軽自動車税		388	1,427,581	601	2,279,113
	特別土地保存	有税	0	0	0	0
	事業所税		0	0	0	0
合	計		2,203	99,019,739	2,691	120,303,284
		(前年度対比)	127.71	128.03	122.15	121.49

(4)-2 不納欠損(国民健康保険税)

年度		29		30
区分	件数	税額	件数	税額
国民健康保険税	4,987	502,458,080	4,704	411,348,971
(前年度対比)	0.80	1.03	0.94	0.82

(単位:件、円、%)

	31•元		2		3
件数	税額	件数	税額	件数	税額
69	55,819,059	71	59,123,496	110	71,592,713
0	0	0	0	0	0
1,282	242,861,846	1,215	189,147,212	1,106	157,934,268
1,351	298,680,905	1,286	248,270,708	1,216	229,526,981
104.81	107.99	73.15	59.08	90.01	76.85
1,353	284,605,604	1,265	303,746,307	1,219	257,080,885
109.38	94.60	79.36	88.16	90.10	90.33

(単位:件、円、%)

-						(TE:11(1)(70)	
ſ		31・元		2	3		
[件数	税額	件数	税額	件数	税額	
I	61	47,739,673	72	65,732,884	83	66,479,714	
I	0	0	0	0	0	0	
	1,001	293,556,633	1,007	202,771,824	895	204,181,132	
I	1,062	341,296,306	1,079	268,504,708	978	270,660,846	
L	127.03	94.70	75.93	47.15	92.09	79.30	

(単位:件、円、%) (単位:件、円、%)

			(TE:11(1)(70)		(TE:11(1)(70)
	31・元	2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
74	32,669,013	94	42,476,867	57	20,508,230
185	56,128,093	128	22,704,931	108	53,204,873
70	14,964,730	54	3,357,140	44	4,109,703
165	46,320,239	165	44,673,568	99	19,554,305
94	42,476,867	57	20,508,230	66	54,158,798

(単位:件、円、%) (単位:件、円、%)

	31•元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	
76	31,082,323	74	22,162,323	58	19,183,732	
23	6,150,789	17	17 1,851,033		6,201,950	

(単位:件、円、%) (単位:件、円、%)

			(+4:11(1))			
	31・元		2	3		
件数	税額	件数	税額	件数	税額	
1,135	59,156,646	2,548	97,145,182	1,606	68,039,231	
137	7,952,431	250	12,375,420	236	20,731,455	
379	1,764,614	555	2,856,379	335	1,921,995	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	
1,651	68,873,691	3,353	112,376,981	2,177	90,692,681	
74.71	66.06	167.73	115.52	131.86	131.68	

(単位:件,円,%) (単位:件,円,%)

			(辛四. 〒、 口、70)		(辛世. 〒、 口、70)	
	31•元 2			3		
件数	税額 件数 税額		件数	税額		
3,506	305,534,459	5,040	413,825,618	2,776	215,460,598	
0.67	0.62	1.07	0.98	0.79	0.71	

(単位:件、円、%) (単位:件、円、%)

	31•元		2	3		
件数	税額	件数	税額	件数	税額	
1,411	75,144,499	1,564	86,907,943	1,240	73,843,297	
205	9,991,441	273	16,426,896	250	21,321,147	
342	1,387,763	581	3,433,911	326	2,022,392	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	
1,958	86,523,703	2,418	106,768,750	1,816	97,186,836	
88.88	87.38	89.86	88.75	92.75	112.32	

(単位:件、円、%) (単位:件、円、%)

	31•元		2		3
件数	税額	件数	税額	件数	税額
3,537	305,986,941	5,077	407,552,647	3,423	205,472,158
0.71	0.61	1.08	0.99	0.97	0.67

3 市税の徴収に関する経費の推移

(単位:千円、人、%)

						, ,		-	(+12.	十円、人、%)
区分	_	_		_	年度	29	30	31•元	2	3
		1	市		税	48,276,134	48,815,895	49,566,290	49,787,788	49,558,010
税収入額		2	個人の県民税		13,726,216	14,013,960	14,308,715	14,604,510	14,446,531	
	3 合 計			62,002,350	62,829,855	63,875,005	64,392,298	64,004,541		
		4	基	本	給	370,953	360,717	349,396	352,781	347,935
		5	諸	手	当	254,630	255,778	245,450	247,480	241,648
徴	人		ィ 超記	過勤務	手当	48,293	50,405	41,201	37,559	35,990
	件費		口 税利	务職手	当	3,913	4,055	3,671	3,843	3,829
	其		ハ その	つ他の	手当	202,424	201,318	200,578	206,078	201,829
		6	そ	の	他	181,446	177,116	170,135	174,650	170,283
		7	小		計	807,029	793,611	764,981	774,911	759,866
		8	旅		費	415	292	279	75	81
税	需用	9	賃		金	32,975	27,480	40,165	3,364	4,546
	費	10	そ	の	他	165,808	153,247	184,589	156,765	139,555
		11	小		計	199,198	181,019	225,033	160,204	144,182
	類報す償	12	納期前納付報奨金			0	0	0	0	0
	る金	13	納稅	組合幸	设 值金	0	0	0	0	0
	経及費び	14	納税	組合補	助金	0	0	0	0	0
	これ	15	そ	の	他	0	0	0	0	0
費	15	16	小		計	0	0	0	0	0
		17	そ	の	他	244,218	249,165	186,921	258,443	243,567
		18	合		計	1,250,445	1,223,795	1,176,935	1,193,558	1,147,615
徴収耳	取扱費	19	県民和	锐徴収]	取扱費	546,328	553,082	564,500	573,511	580,313
		20	18	_	19	704,117	670,713	612,435	620,047	567,302
税収入 対する		21	18	÷	3	2.02	1.95	1.84	1.85	1.79
費の害		22	20	÷	1	1.46	1.37	1.24	1.25	1.14
					員	110	118	117	120	120
徴税	職員数		そ	の	他	0	0	0	0	0
		23	合		<u>計</u>	110	118	117	120	120
			アル	レバ・	ィト	0	0	0	0	0

X そ の 他

1 税外収入

(単位:円)

					(T-12:13)
年度 区分	29	30	31•元	2	3
徴税手数料	19,761,000	19,080,100	15,428,500	13,461,950	14,065,200
総務管理費委託金	87,613	95,137	72,472	71,832	78,544
徴税費委託金	546,328,371	553,082,591	564,500,416	573,511,909	580,313,474
延滞金	32,934,818	41,425,112	50,062,370	51,758,278	65,498,876
土地改良区費賦課徴収交付金	2,069,386	2,061,032	2,056,722	2,109,903	2,095,881
維入 (土地改良区費事務電算委託料)	1,597,521	1,565,218	1,565,218	1,595,000	1,595,000

2 徴税手数料

(単位:件、円)

							+
	年度	31 -	31•元 2			(3
区分		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	市民税諸証明	41,965	8,393,000	34,158	6,831,600	35,813	7,162,600
	資産税諸証明	16,450	5,682,100	15,553	, ,	16,647	5,639,800
	納 税 証 明	7,316	1,463,200	6,553	1,310,600	6,765	1,353,000
	合 計	65,731	15,538,300	·	13,552,350	·	14,155,400

※上表の合計件数及び合計金額は、国民健康保険税納税証明書手数料を含むため、「1 税外収入」の表中「徴税手数料」の金額とは一致しない。

3 電子計算機

(1) 電子計算機の利用に関する調

	区	分	入力原票	出力帳票	処 理 内 容
市	個		於 方 原 宗 給与支払報告書 年金支払報告書 市民税県民税申告書 確定申告書 公的年金支払報告書	西 カ 帳 宗 市民税・県民税申告書 納税通知書兼変更通知書・納付書 調定表 課税状況等の調 個人査定リスト 世帯査定リスト	型 理 内 谷 前年度課税マスターと1月1日 現在の住民マスターを突合させ、対象者の申告書を作成、入 力資料のエラー出力、資料合 算、併徴処理、課税計算処理を 行い、納税通知書・納付書等を 作成。また、例月の各処理にお いて税額変更通知書等を作成
民	人	特別徴収	給与支払報告書 総括表 市民税県民税申告書 確定申告書 異動届出書	税額決定・変更通知書 納入書 総括表 調定表 事業所索引簿 給報登録データ全件リスト	給与支払報告書及び申告書を 入力し、前年度の特徴マスター 及び1月1日現在の住民マス ターと突合させ、特徴該当者を 抽出し課税計算処理等を行い、 異動届に基づき、全特処理、転 勤処理、退職切替処理等を行 う。また、各処理において税額 通知書を作成
税	税 法 人		法人(設立・異動)届出書 予定・中間・確定・修正申告書 法人税額等通知書(都道府県から) 更正請求書	発送用予定・中間・確定申告書納付書 更正・決定通知書・決議書 調定表 各種統計資料	宛名マスター・課税マスターに基づき、決算期を迎えた法人の予定・中間・確定申告書の作成、税額の算出、調定表・各種統計資料等の作成
	固足	定資産税	土地(補充)課税台帳 家屋(補充)課税台帳 家屋評価調書 償却資産申告書 償却資産種類別明細書 償却資産更正連絡票	納税通知書・納付書 課税明細書 課税台帳兼名寄帳 土地・家屋価格縦覧台帳 調定表 評点数テーブル全件リスト 償却資産課税台帳兼評価調書 償却資産種類別明細書 申告者全件リスト	一筆一棟一資産ごとのデータから課税マスターを作成し、課税標準額を算出、納税者単位に名寄せして税額を算出後、納税通知書等を作成
	軽自動車税		軽自動車税(種別割)申告書	納税通知書・納付書 調定表 地区別調定表 台数調定表 背課税氏名順リスト 氏名解して 氏名所全件リスト 市外居住者通知 市外居住者リスト 死亡者リスト 死亡者書号順リスト 標識交付証明書・廃車確認書	軽自動車等を車種別、ナンバー プレート順に入力し、課税及び 異動処理を行い、納税通知書等 を作成
	事	業 所 税	事業所等の新設(廃止)申告書 事業所税申告書 更正(決定)決議書 減免決定決議書	調定表各種統計資料	申告書等を入力し、事業所マスターの作成、税額の算出、調定表・各種統計資料の作成

区分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
収納管理	納入済通知書 消込用FD 収納マスター更正連絡表 納付書更正連絡表 不一致一覧表 各種事象データ 即時入力処理(各種更正処理・ 不一致処理) コンビニ速報・確報受信データ 共通納税納付情報データ 各種事象データ	還付充当通知書 日計表 収納月計表・収納調定表 不一致一覧表 督促状・督促状発布者リスト コンビニ確認リスト コンビニ収納金明細書 共通納税確認リスト 共通納税収入金明細書	金融機関及びコンビニ収納(スマートフォン決済アプリを利用した納付情報を含む)、地方税共通納税システム納付に基づく収納のデータ取り込み、消し込み処理により、収納管理を行う 滞納者の処分及び納付履歴を把握し、個人及び処分ごとの一
滞納管理		未納金税額明細書 各種滞納整理帳票 各種統計資料	把握し、個人及び処分ことの一 元管理を行う
口座振替	口座振替(自動払込利用申込書)依頼書(兼廃止届) 口座振替(自動払込受付通知書)依頼書(兼廃止届)	口座振替件数表(銀行業務毎) 口座振替明細リスト 口座振替請求データ 口座振替領収データ 口座振替結果しらべ 口座振替納付済通知書	指定金融機関22行と、オンラインによるデータ伝送にて口座振替を実施。ゆうちょ銀行と、DVD媒体を介して口座振替データの受け渡しを行っている。口座振替の異動管理(新規登録・変更・解約)については、指定金融機関との間で口座振替依頼書を受け渡しして行っている

(2) 電子計算機を用いた証明書

	区	分	入	力	原	票	出	力 帕			処	理	内	容
市	個	人					課税証明書	_			資料カ	・ 登録	されて	マスターに こいる者の
民税	法	人					営業届出別	脊証明書			 _			マスターで 動発行
	固定資	産税	税割	正明交	付請求	找書	課税台帳(評価証明報) 地方税法等税額明細報 固定資産	書、公課記 第422条 <i>0</i> 書	正明書)3の通知		いる			・帳に登録 月書として
	納税员	耳 係					納税証明 市民税、 (一般用及 (給与)特 業所税」	定資産科 全自動車 なび継続	说、国民 税(種別 検査用	健康 割)	 _			の納税証

4 賦課徴収事務の電算化の変遷

<u>4 ¤</u>	以标为	以以于	務の電算化の変遷
昭和	33年	11月	市制施行
	40年 42年	4月	バローズ会計機を2台導入
	42年 44年	1月 3月	市・県民税電算委託 固定資産税電算委託
	45年	1月	国民健康保険税電算委託
	47年	4月	軽自動車税電算委託 口座振替制度実施
	49年	4月	収納消込OCR機導入
	50年	4月 6月	固定資産税(償却資産)電算委託 集合徴収制度実施
			集合市税収納状況一覧表のコムフィッシュ化
	51年	4月	滞納繰越台帳電算導入 集合市税賦課原簿及び収納状況一覧表のコムロール化
	53年	1月	固定資産税(宅地路線価評価方式)電算導入
	54年	6月 11月	市・県民税(特徴)電算導入 集合市税催告書ヒートシール化
	55年	3月	収納消込機器変更
		4月 6月	滞納繰越分消込電算併用 軽自動車税催告書ヒートシール化
	56年	6月	市・県民税(普徴)/固定資産税合算電算処理
	57年	2月 10月	市・県民税(特徴)自動照合電算処理 固定資産税(C農地宅地並課税)賦課電算処理
	58年	4月	回足員性代(し辰地七地业誌代) 無謀電昇処理 端末機導入
	59年	2月	漢字マスター完成 OCR機種変更
		7月 11月	法人市民税電算処理
	60年	6月	税の検索及び証明書発行オンライン稼動 納税組合報奨金計算電算処理
	00 4	8月	柄代組合報笑並引昇電昇処理 集合市税収納即時消込オンライン稼動
			納組口座即時更新オンライン稼動
	61年	4月	宛名即時更新オンライン稼動 市税等の口座振替分MT交換開始(27行2農協)
		5月	軽自動車税納税通知書のメーリングシステム利用開始
	62年 63年	7月 8月	市・県民税未申告者抽出電算処理 滞納管理オンライン稼動
平成			
十八	元年 2年	8月	OCR機種変更 固定資産税課税台帳名寄帳光ディスク化
	3年	12月	法人市民税オフコン稼動 市・県民税(特徴)収納バッチ消込稼動
	3年 4年	7月 4月	明・宗氏代(特徴) 収納バッティ (特徴) 集合徴収制度廃止、税目別徴収制度実施
	8年 8年	4月 4月	郵便局口座振替開始
	04	4 <i>H</i>	地理情報システム稼動 土地評価システム稼動
	11年		口座振替手数料改定
	15年 16年	4月 4月	個人市・県民税Web-Ringsシステム稼動 軽自動車税Web-Ringsシステム稼動
	-		固定資産税・都市計画税Web-Ringsシステム稼動
	17年	10月	固定資産税・都市計画税共有者台帳のWeb化 平成元年〜14年の固定資産税・都市計画税
	10年	4 🗖	過年度課税データのWeb化 市税等コンビニエンスストア収納開始
	19年 19年	4月 8月	市祝寺コンピニエンスストア収納開始 自動交付機による税証明の交付開始
	21年	1月	公的年金特別徴収開始によるLGWANシステム稼動
	21年	12月	(経由機関とのデータ授受) e LTAX「地方税電子申告システム」の導入
	-		給与支払報告書・法人市民税・事業所税・償却資産・
	23年	1月	公的年金支払報告書 国税連携開始
	28年	10月	コンビニエンスストア等で税証明の交付開始
	30年	3月	個人市・県民税課税支援システム稼動
令和	元年	10月	eLTAX「地方税共通納税システム」の導入(対象税目:法人市民税、 市・県民税(特徴)、事業所税)
	2年	12月	スマートフォン決済アプリ(モバイルレジ、LINE Pay請求書支払い、 PayPay請求書払い)を利用した納付を開始
	3年	2月	スマートフォン決済アプリにモバイルレジクレジットを追加
	4年	2月	スマートフォン決済アプリにd払い請求書払い、au PAY(請求書支払
			い)、Jcoin請求書払いを追加

XI 参 考 資 料

1 市税の税率の変遷

税目	年度	平成24年度	平成25年度
個人市民税	均等割	3,000円(再掲)	同左
民税	所得割 (総合課税)	6%(再掲)	同左
法人市民税	均等割	(再掲) 資本金等の額 市内事業所等 従業者数 税率(年額) 50 億円超 50 人超 3,000,000 円 10 億円超 50 億円以下 50 人超 1,750,000 円 1 億円超 10 億円以下 50 人以下 410,000 円 1 億円超 10 億円以下 50 人超 400,000 円 1 億円超 10 億円以下 50 人以下 160,000 円 1 千万円超 1 億円以下 50 人超 150,000 円 1 千万円超 1 億円以下 50 人以下 130,000 円 1 千万円以下 50 人超 120,000 円 上記以外の法人等 50,000 円	同左
	法人税割	不均一課税 (再掲) 資本金等の額 法人税額 税率 1億円 超 — 14.7/100 1億円以下 年額 500 万円超 14.7/100 1億円以下 年額 500 万円以下 12.9/100	同左
固	定資産税	1.4%(再掲)	同左
	自動車税	原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 1,000 円 50cc を超え 90cc 以下 " 1,200 円 90cc を超え 125cc 以下 " 1,600 円 ミニカー " 2,500 円 " 1,600 円 その他(フォークリフト等) " 4,700 円 2輪の小型自動車 (250cc を超えるもの) " 4,700 円 2輪の小型自動車 (250cc を超えるもの) " 4,000 円 3輪のもの(125cc を超え 250cc 以下) " 2,400 円 3輪のもの(660cc 以下) " 3,100 円 営業用 " 5,500 円 自家用 " 7,200 円 営業用 " 7,200 円 営業用 " 3,000 円 自家用 " 4,000 円 1660cc 以下) は55mm は 1,000 円 1 1,000	同左
-	たばこ税	4,618円(再掲)	5, 262 円
	0 本につき)	(旧3級品)2,190円(再掲)	(旧3級品)2,495円)
	土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)	同左
	入湯税	150円(再掲)	同左
事	事業所税	資産割 1 ㎡ 600 円 従業者割 0. 25% (再掲)	同左
都	市計画税	0.2%(再掲)	同左

税目	年度	平成26年度								
個	均等割	3, 500 円								
소	>2 4. E1	(令和5年度	まで)							
個人市民税	所得割 (総合課税)	6%(再掲	6%(再掲)							
		(再掲)								
		資本金等	の額		業所等 者数	税率	(年額)			
		50 億円超		50 人超		3, 000,				
		10 億円超 50 億 10 億円超	門以下	50 人超	下		000円			
_	均等割	1 億円超 10 億		50 人超		400,	000円			
法		1 億円超 10 億 1 千万円超 1 億		50 人以	Γ		000円			
古		1千万円超1億		50 人以	下	130,	000円			
法人市民税		1 千万円以下 上記以外の法	人等	50 人超			000円			
税										
		不均一課程	悦 ※新税率は	: H26. 10. 1	以後に開始す	「る事業年	■度分から適用	_		
		資本金等の額	法人税	額	税率		新税率			
	法人税割	1億円超	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	m +n	14. 7/1		12. 1/100			
		1 億円以下	年額 500 万 年額 500 万		14. 7/1 12. 9/1		12. 1/100 10. 3/100	-		
		1 (0.11)	1 100 2 2 2 7 2				,			
固	定資産税	1.4%(再排	<u> </u>							
		原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円								
		50cc を超え 90cc 以下								
		90cc を超え 125cc 以下								
		ミニカー								
		小型特殊自動車 農耕作業用								
		その他 (フォークリフト等)								
軽	自動車税	2輪の小型自動車 (250cc を超えるもの) 軽白動車 2輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)					2, 400 円			
		軽自動車 2輪のもの(125cc を超え 250cc 以下) 3輪のもの(660cc 以下)					3, 100 円			
					r	"		営業用		
			4輪以上	┌ 乗 月	#{	"	7, 200 円	自家用		
			のもの~	ĺ	۲	"	3,000円	営業用		
		((660cc 以下)	一 貨物月	¶ 1	"	4,000円	自家用		
		(再掲)も	っぱら雪上を	走行するも	の(660cc 以	下) //	2, 400 円			
市	たばこ税	5, 262 円 (4	再掲)							
(1, 00	0本につき)	(旧3級品)2,495円(再掲)								
特別	土地保有税	保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)								
	入湯税	150円(再掲)								
事	≨ 業 所税	資産割 1 m ² 600 円 従業者割 0. 25% (再掲)								
都	市計画税	0.2%(再排	引)							

税目	年度	平成27年度						
		3,500円(再掲)						
人	均等割	(令和5年度まで)						
個人市民税	=r 48 mu							
民	所得割	6%(再掲)						
化工	(総合課税)							
		(再掲)						
		資本金等の額 市内事業所等 税率(年額) 税率(年額) 税率(年額) でいます がまま でいます おおお おおお かん						
		50 億円超 50 人超 3,000,000 円 10 億円超 50 億円以下 50 人超 1,750,000 円						
	1 6- 6-6- chul	10 億円超 50 人以下 410,000 円						
	均等割	1 億円超 10 億円以下						
法		1 千万円超 1 億円以下 50 人超 150,000 円						
소		1 千万円超 1 億円以下						
皇		上記以外の法人等 50,000円						
法人市民税		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」						
170		不均一課税 (再掲)※新税率はH26.10.1以後開始の事業年度分から適用						
		資本金等の額 法人税額 税率 新税率						
	法人税割	1億円 超 — 14.7/100 12.1/100						
	120 10021	1 億円以下 年額 500 万円超 14.7/100 12.1/100 1 1 億円以下 年額 500 万円以下 12.9/100 10.3/100						
		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」						
固	 定資産税	1.4%(再掲)						
Е	人 员 注 7.1.	原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 1,000 円						
		50cc を超え 90cc 以下						
		90cc を超え 125cc 以下						
		ミニカー						
		小型特殊自動車 農耕作業用						
		その他(フォークリフト等) パ 4, 700円						
		2輪の小型自動車(250cc を超えるもの)						
軽	自動車税	軽自動車 2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)						
		H27. 3. 31 以前取得車両 H27. 4. 1 取得車両						
		3輪のもの(660cc以下)						
		4輪以上 ← 用						
		のもの ブ ・ グ業用						
		(660cc 以下) 貨物用						
市	たばこ税	5, 262 円(再掲)						
(1, 00	0本につき)	(旧 3 級品) 2, 495 円 (再掲)						
	土地保有税	保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)						
	入湯税	150円(再掲)						
国	掌業所税	資産割 1 m ² 600 円						
7	- > <171	従業者割 0. 25% (再掲)						
都	 市計画税	0.2%(再掲)						
HI	-12 HT 1210	\(\daggregation \)						

税目	年度	平成28年度							
個		3,500円(再掲)							
人	均等割	(令和5年度まで)							
個人市民税	所得割 (総合課税)	6%(再掲)							
		(再掲)							
法人市民税	均等割	資本金等の額 市内事業所等 従業者数 税率(年額) 50 億円超 50 人超 3,000,000 円 10 億円超50 億円以下 50 人超 1,750,000 円 10 億円超 50 人以下 410,000 円 1 億円超10 億円以下 50 人超 400,000 円 1 億円起10 億円以下 50 人以下 160,000 円 1 千万円超1億円以下 50 人超 150,000 円 1 千万円起1億円以下 50 人以下 130,000 円 1 千万円以下 50 人超 120,000 円 上記以外の法人等 50,000 円 ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」							
		不均一課税							
		資本金等の額 法人稅額 税率 1 億円 超 — 12.1/100							
	法人税割	1 億円以下 年額 500 万円超 12.1/100							
		1 億円以下 年額 500 万円以下 10.3/100							
		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」							
固	定資産税	1.4%(再掲)							
		原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 2,000 円							
		50cc を超え 90cc 以下							
軽	自動車税	H27 3.31 以前に H27 4.1 以後の H27.4.1~H28.3.31 の間の新規取得車両 取得後 13							
+± 🗀 🔊 + 1/L		127.3.31 以前に 127.4.1 以後の 127.4.1 以後の 127.4.1 に							
市	たばこ税	5, 262 円 (再掲)							
	0本につき)	(IE 3 級品) 2, 925 円							
特別.	土地保有税	保有分 1.4% 取得分 3% (新規課税を停止) (再掲)							
	入湯税	150円(再掲)							
事	≨業所税	資産割 1 ㎡ 600 円 従業者割 0. 25% (再掲)							
都	市計画税	0.2%(再掲)							
		·							

税目	年度	平成29年度
個人書	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)
個人市民税	所得割 (総合課税)	6%(再掲)
法人市民税	均等割	(再掲) 資本金等の額 市内事業所等 従業者数 税率(年額) 50 億円超 50 人超 3,000,000 円 10 億円超 50 億円以下 50 人超 1,750,000 円 10 億円超 50 人以下 410,000 円 1 億円超 10 億円以下 50 人超 400,000 円 1 億円超 10 億円以下 50 人以下 160,000 円 1 千万円超 1 億円以下 50 人超 150,000 円 1 千万円超 1 億円以下 50 人超 120,000 円 1 千万円以下 50 人超 120,000 円 上記以外の法人等 50,000 円 ** **「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」 ** ** ** ** ** ** ** ** **
	法人税割	不均一課税
固	定資産税	1.4%(再掲)
軽自動車税		原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 2,000 円 2,000 円 90cc を超え 90cc 以下 "2,400 円 ミニカー "3,700 円 "2,400 円 での他(フォーウワフト等) "5,900 円 での他(フォーウワフト等) "5,900 円 での他(フォーウワフト等) "5,900 円 での他(フォーウワフト等) "3,600 円 での他(フォーウワフト等) "3,600 円 での他(フォーウワフト等) "3,600 円 での他(フォーウワフト等) "3,600 円 での他(フォーウワスト等) "3,600 円 での他(フォーウワスト等) "3,600 円 であるの(125cc を超え 250cc 以下) ないまでは、「おおいまでは
	たばこ税のもい	5, 262 円 (再掲) (旧3級品)3, 355 円
	0 本につき)	(日3 秋品/3, 300 円 保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)
特別土地保有税 入湯税		150 円 (再掲)
事業所税		資産割 1 m ² 600 円 従業者割 0. 25% (再掲)
都	市計画税	0.2%(再掲)

税目	年度	平成30年度
個	1 by both chair	3,500円(再掲)
人	均等割	(令和5年度まで)
個人市民税	所得割 (総合課税)	6%(再掲)
		(再掲)
法人市民税	均等割	資本金等の額 市内事業所等 従業者数 税率(年額) 50 億円超 50 人超 3,000,000 円 10 億円超50 億円以下 50 人超 1,750,000 円 10 億円超 50 人以下 410,000 円 1 億円超10 億円以下 50 人超 400,000 円 1 億円起10 億円以下 50 人以下 160,000 円 1 千万円超1億円以下 50 人超 150,000 円 1 千万円起1億円以下 50 人以下 130,000 円 1 千万円以下 50 人超 120,000 円 上記以外の法人等 50,000 円 ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」
	法人税割	不均一課税
		資本金等の額 法人稅額 税率 1 億円 超 — 12.1/100 1 億円以下 年額 500 万円超 12.1/100 1 億円以下 年額 500 万円以下 10.3/100
		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」
 固定資産税		1.4%(再掲)
		原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 2,000円
軽自動車税		50cc を超え 90cc 以下
		H27. 3. 31 以前に H27. 4. 1 以後の H29. 4. 1~H30. 3. 31 の間の新規取得車両 取得後 13 取得した車両 新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率 年経過車両 本則 本則 75%軽課 50%軽課 25%軽課 重課
		3輪のもの(6600に以下) 年額 3,100 円 3,900 円 1,000 円 2,000 円 3,000 円 4,600 円 営業用 ″ 5,500 円 6,900 円 1,800 円 3,500 円 5,200 円 8,200 円
		4輪以上 乗用
		のもの
		5, 262 円 (再掲) ⇒5, 692 円(10 月 1 日以後売渡分から) (旧 3 級品) 4, 000 円
特別	土地保有税 保有分 1.4% 取得分 3% (新規課税を停止) (再掲)	
入湯税		150円(再掲)
事業所税		資産割 1 ㎡ 600 円 従業者割 0. 25% (再掲)
都	市計画税	0.2%(再掲)

税目	年度	平成31年(令和元年)度		
個		3,500円(再掲)		
人	均等割	(令和5年度まで)		
市		(1744 - 1720 - C)		
個人市民税	所得割 (総合課税)	6%(再掲)		
	(140 11 11/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	(五相)		
		(再掲) 市内事業所等		
		夏本並寺の祖 従業者数		
		50 億円超		
		10 億円超 50 人以下 410,000 円		
	均等割	1 億円超 10 億円以下		
法		1 千万円超 1 億円以下 50 人超 150,000 円		
소		1 千万円超 1 億円以下		
曹		上記以外の法人等 50,000円		
法人市民税		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		
176		不均一課税 _{※新税率は R1.10.1 以後に開始する事業年度分から適用}		
		資本金等の額 法人税額 税率 新税率		
	法人税割	1 億円 超 — 12.1/100 8.4/100		
	747(1761)	1 億円以下 年額 500 万円超 12.1/100 8.4/100 1 億円以下 年額 500 万円以下 10.3/100 6.6/100		
		「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		
E	<u></u> 一次女兴			
	定資産税	1.4% (再掲)		
		原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 2,000 円 50cc を超え 90cc 以下 "2,000 円		
		90cc を超え 125cc 以下		
		ミニカー		
		小型特殊自動車 農耕作業用		
		その他(フォーウリフト等) " 5,900円		
		2輪の小型自動車(250cc を超えるもの)		
		軽自動車 2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下) " 3,600 円		
軽	自動車税	H27. 3. 31 以前に H27. 4. 1 以後の H30. 4. 1~H31. 3. 31 の間の新規取得車両 取得後 13		
		H27.3.31 以前に H27.4.1 以後の H30.4.1~H31.3.31 の間の新規取得車両 取得後 13 取得した車両 新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率 年経過車両		
		本則 本則 75%軽課 25%軽課 重課		
		3輪のもの(660cc 以下) 年額 3,100円 3,900円 1,000円 2,000円 3,000円 4,600円		
		1300 1 10,000 1 2,700 1 0,100 1 12,000 1		
		のもの		
		(660cc 以下) 自家用 4,000円 5,000円 1,300円 2,500円 3,800円 6,000円		
市	<u></u> たばこ税	5, 692 円 (再掲)		
-	0 本につき)	0,092 円 (円指) (旧 3 級品) 4,000 円(再掲)⇒5,692 円(10 月 1 日以後売渡分から)		
	<u>・本にっと)</u> 土地保有税			
		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)		
	入湯税	150円(再掲)		
-	= 4k =r 12	資産割 1 m ² 600 円		
事	事業所税 	従業者割 0. 25% (再掲)		
	1 - 1			
都	市計画税	0.2%(再掲)		

税目	年度		令和2	年度		
	均等割	3,500円(再掲)				
正個	おもり	(令和5年度まで)				
市民税	所得割 (総合課税)	6%(再掲)				
		(再掲)				
		資本金等の額 市内事業所等 従業者数	税率(年額)			
		50 億円超 50 人超 3	, 000, 000 円 , 750, 000 円			
	均等割	10 億円超 50 人以下	410,000円			
法	均守司	1 億円超 10 億円以下 50 人超 50 人以下 50 人以下 50 人以下	400, 000 円 160, 000 円			
法人市民税		1 千万円超 1 億円以下 50 人超 1 千万円超 1 億円以下 50 人以下	150, 000 円 130, 000 円			
市		1 千万円以下 50 人超 上記以外の法人等	120,000円			
税		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場		備金」		
		不均一課税※新税率はR1.10.1以後に開始する事	業年度分から適用			
	1. 1. TV chii	資本金等の額 法人税額 税率	新税率			
	法人税割	1 億円 超 — 12.1/100 1 億円以下 年額 500 万円超 12.1/100	8. 4/100 8. 4/100			
		1 億円以下 年額 500 万円以下 10.3/100	6. 6/100			
(手)		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場 1.4%(再掲)	合は「資本金+資本準	備金」		
Ш	人只任仇	1. サラリ (十十月七月) 原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円			
		50cc を超え 90cc 以下	// 2,000円			
		90cc を超え 125cc 以下	″ 2,400円			
		ミニカー	" 3,700円			
		・小型特殊自動車 農耕作業用 その他(フォーウリフト等)	2,400 円5,900 円			
		2輪の小型自動車(250cc を超えるもの)	″ 6,000円			
	TT During	軽自動車 2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	″ 3,600円			
	種別割		H27.3.31 以前に	H27.4.1 以後の	H31.4.1~R2.3.31の間の新規取得	車両 取得後 13
			取得した車両	新規取得車両	に係る燃費性能等による軽課税率	年経過車両
		3輪のもの(660cc 以下)	本則	本則	75%軽課 50%軽課 25% 1,000円 2,000円 3,00	
		***	年額 3,100円 "5,500円	3, 900 円 6, 900 円	1,800 円 3,500 円 5,20	·
軽		4輪以上	″ 7, 200円	10, 800 円	2,700 円 5,400 円 8,10	
自		のもの 営業用 貨物用 白宮田	″ 3,000円	3,800円	1,000円 1,900円 2,90	· ·
動		(660cc 以下) ^{● 貝物用} (自家用	″ 4,000円	5,000円	1,300円 2,500円 3,80	10円 6,000円
税		・電気自動車等		【税率】 非課税		
		- 电双口到半寸		クト は木1元		
		【自家用乗用車】		【税率】	R1.10.1~R3.3.31 までの間に 取得した自家用乗用車の場合	
		・★★★★ 且つ 2020 年度燃費基準+10% ・★★★★ 且つ 2020 年度燃費基準達成		非課税	非課税	
	環境	・★★★★ 且つ 2020 年度燃資基準達成・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%	•	1% 2%	非課税 1%	
	性能割	・上記以外		2%	1%	
		【トラック】		【税率】		
		・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+209・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+159		1% 2%		
		・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%		2%		
※★★★★=2018 年排出ガス基準 50%低減達成車又は 2005 年排出ガス基準 75%以上低			ス基準 75%以上低減達成車			
+	+_1ギ = #	※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。				
市たばこ税 (1,000 本につき) 5,692円(再掲) ⇒6,122円(10月1日以後売渡分から) (旧3級品)5,692円(再掲))			
特別土地保有税			京け) (亜塩)			
特別土地保有税 保有分 1.4% 取得分 3% (新規課税を停止) (再掲) 入湯税 150 円 (再掲)						
		150 円 (再掲 <i>)</i> 資産割 1 ㎡ 600 円				
=	事業所税	()				
都	市計画税	0.2%(再掲)				

税目	年度	^	1和3年度		
	均等割	3,500円(再掲)			
上 個		(令和5年度まで) 6%(再掲)			
市民税	所得割 (総合課税)				
		(再掲)			
		資本金等の額 市内事業所等 税率(年額 従業者数 税率(年額	···		
		50 億円超 50 億円超 3,000,000 P 10 億円超 50 億円以下 50 人超 1,750,000 P			
	均等割	10 億円超 50 人以下 410,000 P 1 億円超 10 億円以下 50 人超 400,000 P	1		
法		1億円超10億円以下 50人以下 160,000 P 1 千万円超1億円以下 50人以下 150,000 P	1		
法人市民税		1 千万円超 1 億円以下 50 人以下 130,000 円			
民		1 千万円以下			
税		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金	+ 資本準備金」		
		不均一課税 「資本金等の額」 法人税額 新税率			
	法人税割	1 億円 超 — 8.4/100			
	727 (1)011	1 億円以下 年額 500 万円超 8.4/100			
		1億円以下 年額 500万円以下 6.6/100 ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金	+資本準備金」		
固:	定資産税	1.4%(再掲)			
		原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 2,			
		· ·	000 円 400 円		
		· ·	700 円		
		· ·	400 円		
		· ·	900 円		
			000 円 600 円		
	種別割	発日到年 2 種のもの(12000 を超え 20000 以下) " 5,	000 F3		
	123713	H27.3.31 取得した	車両 新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率 年経過車両		
		本貝 3輪のもの(660cc以下) 年額 3.			
 ±∇		1 171	500 円 6,900 円 1,800 円 3,500 円 5,200 円 8,200 円		
軽		·	200 円 10,800 円 2,700 円 5,400 円 8,100 円 12,900 円		
自動		□ 化栅田 □	000円 3,800円 1,000円 1,900円 2,900円 4,500円 000円 5,000円 1,300円 2,500円 3,800円 6,000円		
税		(Lawn // 4,	【税率】		
		・電気自動車等	非課税		
		【自家用乗用車】 ・★★★★ 且つ 2020 年度燃費基準+10%達成車	【税率】 非課税		
	環境	・★★★★ 且つ 2020 年度燃責基準達成車	1%		
	性能割	・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%達成車 ・上記以外	2% 2%		
		【トラック】 ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+20%達成車	【税率】 1%		
		・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+15%達成車	2%		
		・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%達成車	2%		
		※★★★★=2018 年排出ガス基準 50%低減達成車又は 2005 年排出ガス基準 75%以上低減達成 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。			
市たばこ税 6 122 円(再規) ⇒6 552 円 (10 目 1 日以後売渡分から)					
(1,000 本につき) (1,122 1) (円) (1,122 1) (П) (П) (1,122 1) (П) (П) (П) (П) (П) (П) (П) (П) (П) (П					
		150円(再掲)	LEU/		
事業所税		資産割 1 ㎡ 600 円 従業者割 0. 25% (再掲)			
都	市計画税	0. 2% (再掲)			

税目	年度	令和4年度			
+	均等割	3,500円(再掲)			
市民税		(令和5年度まで)			
税人	所得割 (総合課税)	6%(再掲)			
		(再掲)			
		資本金等の額 市内事業所等 従業者数 税率(年額)			
		50 億円超			
	均等割	10 億円超			
法		1 億円超 10 億円以下 50 人以下 160,000 円 1 千万円超 1 億円以下 50 人超 150,000 円			
市		1 千万円超 1 億円以下 50 人以下 130,000 円 1 千万円以下 50 人超 120,000 円			
法人市民税		上記以外の法人等 50,000円 ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」			
优		不均一課税			
		資本金等の額 法人税額 新税率			
	法人税割	1 億円 超 <u>— 8.4/100</u> 1 億円以下 年額 500 万円超 8.4/100			
		1億円以下 年額 500 万円以下 6.6/100			
(E)	 定資産税	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」 1 Anc (
回.	<u> </u>	1. 4% (再掲) 「原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 2,000円			
		50cc を超え 90cc 以下			
		90cc を超え 125cc 以下			
		ミニカー			
		その他(フォークリフト等) " 5,900円			
		2輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)			
	種別割	軽自動車 2輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)			
	1至20日	H27. 3. 31 以前に H27. 4. 1 以後の R3. 4. 1~R4. 3. 31 の間の新規取得車両 取得後 13 年 取得した車両 新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率 経過車両			
		本則 本則 75%軽課 50%軽課 25%軽課 重課 4.600円			
		3輪のもの(660cc 以下)乗用・営業用以外 年額 3, 100 円 3, 900 円 4, 600 円 3輪のもの(660cc 以下)乗用・営業用 〃 3, 100 円 3, 900 円 1, 000 円 2, 000 円 3, 000 円 4, 600 円			
軽		常業用 " 5,500円 6,900円 1,800円 3,500円 5,200円 8,200円 4輪以上 乗 用 も 自家用 " 7,200円 10,800円 2,700円 ー ー 12,900円			
自動		のもの 営業用			
税		(660cc 以下)			
		・電気自動車等			
		【自家用乗用車】			
	環境	・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 75%達成車 非課税 ・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 60%達成車 1%			
	性能割	・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 55%達成車 2% ・上記以外 2%			
		【トラック】			
		・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+20%達成車 1% ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+15%達成車 2%			
		・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%達成車 2%			
	※★★★★=2018 年排出ガス基準 50%低減達成車又は 2005 年排出ガス基準 75%以上低減				
市	<u></u> たばこ税	※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。			
(1,000 本につき) 6,552円					
特別	保有分 1.4% 取得分 3% (新規課税を停止) (再掲)				
	入湯税	150円(再掲) 資産割 1㎡ 600円			
事業所税		従業者割 0. 25% (再掲)			
都	市計画税	0. 2% (再掲)			

税目	年度	令和5年度			
		3,500円(再掲)			
吉個	均等割	(令和5年度まで)			
市民税	所得割 (総合課税)	6%(再掲)			
		(再掲)			
法人市民税	均等割	資本金等の額			
	法人税割	不均一課税 資本金等の額 法人税額 新税率 1億円 超 — 8.4/100 1億円以下 年額 500 万円超 8.4/100 1億円以下 年額 500 万円以下 6.6/100			
	古次立平	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」			
固	<u>定資産税</u> 	1.4% (再掲)			
軽	種別割	原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 年額 2,000 円 50cc を超え90cc 以下			
動 税		(660cc 以下)			
	環境 性能割	・電気自動車等 非課税 【自家用乗用車】 【税率】 ・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 75%達成車 非課税 ・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 60%達成車 1% ・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 55%達成車 2% ・上記以外 2% 【トラック】 【税率】 ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+20%達成車 1% ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+20%達成車 2% ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%達成車 2% ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%達成車 2% ・★★★★ 目つ 2015 年度燃費基準+10%達成車 2% ・※★★★★=2018 年排出ガス基準 50%低減達成車又は 2005 年排出ガス基準 75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。			
市	 たばこ税				
(1,000本につき)		6, 552 円 (再掲)			
特別土地保有税		保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)			
	入湯税	150円(再掲)			
事業所税 資産割 1 ㎡ 600 円 従業者割 0. 25% (再掲)					
	市計画税	0.2%(再掲) 14年0月現在			

2 最近の主な税制改正一覧

【平成24年度適用】

税目	項目	概要	改正年
	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除上乗せ分の廃止	こども手当の実施により、16歳未満の扶養控除 (年少扶養控除)が廃止される。 また、高校授業料無償化により、16歳以上19 歳未満の特定扶養控除上乗せ分が廃止される。 ※この扶養控除見直しに伴い、「扶養控除及び配偶 者控除に係る同居特別障害者加算の特例措置」を、 「特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額」 に改組する。	2 2
	住民税の寄附金税額控除の適用 下限額の引き下げ	住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,00 0円から2,000円に引き下げる。	2 3
個人市	NPO法人の寄附金控除対象の 拡大	NPO法人への寄附金のうち「住民の福祉の増進に寄与する寄附金」として条例で個別に指定することにより、当該NPO法人への寄附金を寄附金控除の対象とする。	2 3
· 県 民	東日本大震災に係る雑損控除額等の特例	東日本大震災に係る雑損控除の損失額の計算等に おける災害関連支出の対象期間を1年から3年に延 長する。	2 4
税	東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例	・東日本大震災により所有する住宅が滅失した者が 再取得した住宅に住宅ローン控除の特例を適用す る。 ・また、滅失住宅に係る住宅ローン控除と再取得住 宅に係る住宅ローン控除の重複適用を可能とする。	2 4
	個人住民税における退職所得の 10%税額控除の廃止	平成25年1月1日以降の個人住民税における退 職所得の所得割の10%税額控除を廃止する。	2 4
	個人住民税における勤続5年以 下の法人役員等の退職所得の2 分の1課税の廃止	平成25年1月1日以降の個人住民税における勤続5年以下の法人役員・国会議員・地方議会議員・ 国家公務員・地方公務員について退職所得の2分の 1課税を廃止する。	2 4

【平成24年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
	東日本大震災に係る被災住宅用地の特例	東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地は、 平成24年度分から令和3年度分まで住宅用地とみ	2 3
	2 - 1,1,1,1	なし、住宅用地の特例を適用する。	
		・東日本大震災により被災した住宅用地に代わる土	
		地を令和3年3月31日までに取得した場合、被災	
		住宅用地相当分を取得後3年度分、住宅用地とみな	
	東日本大震災に係る被災代替	し特例を適用する。	2 3
	土地・家屋等の特例	・東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋を	
		令和3年3月31日までに取得・改築した場合、被	
		災家屋床面積相当分について4年度分を2分の1、	
		その後2年度分を3分の1の税額を減額する。	
		・警戒区域内にある住宅用地に代わる土地を平成2	
		3年3月11日から警戒区域の解除から一定期間経	
		過する日までに取得した場合、警戒区域内住宅用地	
	福島第一原子力発電所事故の 警戒区域内に係る被災代替土 地・家屋等の特例	相当分を取得後3年度分、住宅用地とみなし特例を	
		適用する。	23
塱		・警戒区域内にある家屋に代わる家屋を平成23年	
定 資		3月11日から警戒区域の解除から一定期間経過す	
固定資産 税		る日までに取得した場合、警戒区域内家屋床面積相	
•		当分について4年度分を2分の1、その後2年度分	
都市		を3分の1の税額を減額する。	
計 画 税	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の終了を	
税	新築住宅に係る税額の2分の1 減額措置の2年延長	平成24年3月31日から平成26年3月31日ま	2 4
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	で2年延長する。	
		・評価替に伴い負担調整措置を3年延長する。	
	住宅用地及び市街化調整区域	・負担水準が80%以上100%未満の場合に前年	2 4
	農地の負担調整措置の見直し	度の課税標準額に据え置く「据置特例」を90%以	24
		上100%未満とする。(平成26年度に廃止)	
		地域の実情により特例措置を法律の範囲内で条例	
		で定める地域決定型地方税制特例措置(わがまち特	
		例)を創設し、平成24年度分は以下を対象とする。	
	わがまち特例の創設	・特定都市河川浸水被害対策法に係る雨水貯留浸透	2 4
		施設の課税標準の軽減率(本市は従前どおり3分の	
		2)	
		・公害防止用の下水道除害施設の課税標準の軽減率	
		(本市は従前どおり4分の3)	

【平成25年度適用】

税目	項目	概要	改正年
	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置	証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口 座内で取得した上場株式等については、その譲渡所 得・配当所得については、取得後10年間は非課税 となる。この非課税措置は、平成24年から平成2 6年に、非課税口座内で取得した上場株式等のみが 対象となり、各年100万円分(取得対価)が上限 となる。	2 2
個人市・	生命保険料控除の仕組みの変更	生命保険料控除の対象となる保険の種別として、 一般生命保険・個人年金保険のほかに、介護医療保 険が控除の対象になる。これに伴い、各保険の控除 額の上限は2.8万円に変更になる。 この変更は平成24年1月1日以降契約分(新規 分)がある場合のみ、適用になる。	2 2
県 民 税	東日本大震災に係る住宅ローン控除の適用期間に係る特例	住宅ローン控除を受けていた住宅が東日本大震災 により居住できなくなった場合、残りの控除対象期 間において引き続き控除適用可能とする。	2 3
	上場株式等に係る譲渡所得及 び配当所得について、課税の特 例の延長	平成21年改正内容をさらに改正し、平成25年度から平成26年度分(平成24年1月から平成25年12月末日までに発生・支払分)の譲渡所得・配当所得については、軽減税率を適用。	2 3
	肉用牛の売却による事業所得 に係る課税の特例の延長と見 直し	特例の対象を売却価格50万円未満で、頭数を 2,000頭から1,500頭以下の部分に変更し、 適用期限を3年延長(H27年度課税分まで)する。	2 3
市たばこ税	県と市の税収調整のための たばこ税の移譲	平成24年4月1日以降に開始する事業年度からの法人実効税率の引下げに伴い、県と市の税収調整のため、平成25年4月1日以降の販売につき県から市へたばこ税の一部を移譲する。 ・ 旧3級品以外1,000本につき 4,618円 ⇒ 5,262円 ・ 旧3級品1,000本につき 2,190円 ⇒ 2,495円	2 4

【平成25年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
共通	延滞金等の見直し	昨今の低金利を踏まえH26年より延滞金等の割合を引き下げる。 (延滞金) ・1カ月超 …本則 年14.6% ⇒新特例基準割合+7.3% ・1カ月以内…本則 年7.3% 特例 旧特例基準割合+年4% ⇒新特例基準割合+年1% ※旧特例基準割合…商業手形の基準割引率(公定歩合)+年4% ※新特例基準割合…各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合+年1%	2 5
固定資産税	耐震改修住宅に係る減額措置 申請に伴う必要書類の追加	減額措置の適用対象となる耐震改修費用の額の 引上げに伴う経過措置の対象となる耐震改修について、減額措置申請時における必要書類を追加する。	2 5
都市計画税.	都市再生特別措置法の規定に よる管理協定の対象となった 備蓄倉庫に係る課税標準の特 例措置(わがまち特例)	備蓄倉庫の用に供する家屋に係る課税標準を最初の5年間、条例で定める割合を乗じた額とする特例措置を新設する。(本市は従前どおり3分の2)	2 5
特別土地保有税・固定資産税・	納税義務者の特例措置の廃止	独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業 に伴う指定仮換地に係る納税義務者の特例措置を 事業の終了に伴い廃止する。	2 5

【平成26年度適用】

税目	項目	概要	改正年
	住民税の申告規定の簡素化	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった 者が、寡婦(夫)控除を受けようとする場合の申告 書の提出を不要とする。	2 4
	給与所得控除額の上限設定	給与所得控除額について、年収1,500万円以上 は、控除額245万円を上限とする。	2 4
個人市・県	特定支出控除の範囲の拡大及び基準の緩和	給与所得者の特定支出控除の見直しを以下のとおり行う。 ・弁護士・公認会計士・税理士等の資格取得費、図書費・衣服費・交際費の勤務必要経費を追加する・適用判定の基準を給与所得控除額から給与所得控除額の2分の1に緩和する。	2 4
	復興特別所得税の導入に伴う 寄附金税額控除の見直し	地方公共団体への「ふるさと寄附金」において、 住民税特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率 を復興特別所得税率の2.1%を乗じた率とし、住民 税寄附金税額控除額から復興特別所得税額を除外す ることにより適用下限額2,000円を維持する。	2 5
	東日本大震災による被災住宅居 住用財産の敷地に係る譲渡期限 の延長の特例の対象者の拡大	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に 係る譲渡期限の延長の特例の対象者をその相続人に も拡大する。	2 5
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	地方法人税創設に伴い平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ2.6%引下げる。(本市採用の不均一課税の税率もそれぞれ2.6%引下げ)・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人14.7% ⇒ 12.1%・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人12.9% ⇒ 10.3%	26
都市計画税	住宅用地及び特定市街化区域農 地の負担調整措置の見直し	負担水準が90%以上100%未満の場合に前年 度の課税標準額に据え置く「据置特例」を廃止する。	2 4

【平成26年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
		東日本大震災により滅失・損壊した自動車等の所	
		有者等が被災自動車等に代わるものとして取得した	
軽白	東日本大震災の復興支援のため	軽自動車に対する、平成23年度から平成25年度	
軽自動車税	の被災自動車等の代替軽自動車	までの非課税措置を2年延長し、平成25年度取得	2 6
単税	の非課税措置の延長	分は平成26年度分の、平成26年度取得分は平成	
		26・27年度分の、平成27年度取得分は平成2	
		7・28年度分の軽自動車税を非課税とする。	

【平成27年度適用】

税目	項目	概要	改正年
		平成22年改正内容を改正し、証券会社等に「非	
		課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場	
	少額上場株式の譲渡所得及び	株式等について、その譲渡所得・配当所得について	
	配当所得に係る非課税措置の	は、取得後10年間は非課税とする措置を2年繰り	2 3
	施行時期の繰り下げ	下げ、平成26年から平成28年に、非課税口座内	
		で取得した上場株式等を対象とする。(各年100万	
		円分(取得対価)が上限となる)	
		前記平成23年改正内容を改正し、証券会社等に	
		「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した	
	少額上場株式の譲渡所得及び	上場株式等について、その譲渡所得・配当所得につ	
	配当所得に係る非課税措置	いて非課税とする措置を、非課税口座の開設期間を	2 5
	(NISA)の見直し	平成26年から平成28年までの3年間を令和5年	
		までの10年間とし、各口座の非課税期間を10年	
		から5年に縮減する。	
_		住宅ローン控除の適用期限を平成25年12月3	
個 人 市		1日までの入居から平成29年12月31日までの	
市		入居まで4年間延長する。	
· 県 民 税	住宅ローン控除の延長等	住宅購入時に適用される消費税の税率が引き上げ	2 5
民 税		られた場合の住民税控除額は、控除率を5%⇒7%	
176		に、限度額を97,500円⇒136,500円に引	
		き上げる。	
		優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場	
	 優良住宅地の造成等のために	合の長期譲渡所得の課税特例(2,00万円以下は	
	土地等を譲渡した場合の長期	市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市	2 6
	注地等を譲渡した場合の長期	民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との	20
	議版別情の課代情別の延安	併用不可))の適用期限を平成26年度までから平成	
		29年度までに3年延長する。	
		耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、一定の	
		要件を満たす耐震改修工事を行う場合における、住	
	一定の要件を満たす耐震改修	宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除	
	住宅の住宅借入金等特別税額	されない者について、所得税から控除しきれない額	2 6
	控除の適用の創設	を、個人住民税から控除することとし、平成26年	
		4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の	
		用に供する場合について適用する。	

【平成27年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	ふるさと納税ワンストップ 特例制度の創設	確定申告が不要な給与所得者等が平成27年4月 1日以後に行うふるさと納税について、寄附先の自 治体に申告特例の申請を行うことで、確定申告の手 続を要さずに、所得税減税分相当額(申告特例控除 額)を併せた額を住民税所得割額から税額控除する 申告特例制度を創設する。	2 7
法人市民税	均等割の税率区分判定等に用 いる資本金等の額に係る基準 の見直し	均等割の税率区分及び法人税割の税率区分の適用 判定に用いる「資本金等の額」の基準を見直し、法 人事業税における取扱いと統一する。 ・「資本金等の額」の算定に当たり、無償増減資等の 資本の増減に係る調整措置を講ずる。 ・「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回 る場合は、「資本金+資本準備金」をもとに税率区分 を決定する。	2 7
固定資産税	公害防止用設備の課税標準特 例措置の期限延長及び地域決 定型地方税制特例措置(わがま ち特例)の導入	(i)汚水・廃液処理施設 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は3分の1を参酌し6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定める(本市は従前どおり3分の1) (ii)テトラクロロエチレン系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める(本市は従前どおり2分の1) (iii)フッ素系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める(本市は従前どおり2分の1)	2 6
模	地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)による課税標 準特例措置の創設	(i) 浸水防止計画に基づき設置する浸水防止用設備 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備について、最初の5年間、課税標準の特例割合は3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める(本市は3分の2) (ii) 自然冷媒を利用した業務用冷蔵・冷凍機器(ノンフロン製品) 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したノンフロン製品について、最初の3年間、課税標準の特例割合は4分の3を参酌し3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める(本市は4分の3)	2 6

【平成27年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
		耐震診断及び所管行政庁への結果報告が義務付け	
固定資産税		られた大規模建築物等の既存家屋について、政府の	
	耐震改修を行った既存家屋に	補助を受けて平成26年4月1日から平成29年3	0.0
自) 産	係る減額措置	月31日までに耐震基準に適合させる改修工事を行	2 6
税		った場合における減額措置の創設。2年間、税額の	
		2分の1を減額(改修工事費の2.5%を限度)	
业 固		評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	
都市計画税・	土地の負担調整措置の延長		2 7
		原動機付自転車等の税率を約1.5倍に引き上げ	
		る。	
		(車両区分) (改正前)(改正後)	
		・原動機付自転車 50cc 以下 1,000 円 2,000 円	
		90cc 以下 1, 200 円 2, 000 円	
		125cc 以下 1,600 円 2,400 円	
	原動機付自転車等の税率	ミニカー 2,500円 3,700円	0.6
	引上げ	・2輪の軽自動車	2 6
		(125cc 超 250cc 以下) 2, 400 円 3, 600 円	
		・2輪の小型自動車(250cc 超)4,000円 6,000円	
		· 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 2,400 円	
		" その他(フォークリフト等) 4,700円 5,900円	
軽 自		(小型特殊自動車の農耕作業用、その他は条例のみ	
1 動 車 税		の規定)	
税	 原動機付自転車等の税率引上	上記の原動機付自転車等の税率引上げの適用開始	
	げの適用開始期日の延期	期日を平成27年4月1日から平成28年4月1日	2 7
		に1年延期する。	
		新規に取得される(H27.4.1以後に初めて車両	
		番号の指定を受けた車両から)4輪以上及び3輪の	
		軽自動車に係る税率を自家用乗用車は1.5倍に引	
	 4輪以上及び3輪の軽自動車	き上げ、その他の区分は約1.25倍に引き上げる。	
	の新規取得車に係る税率の引	(車両区分) (改正後)	2 6
	上げ	- 3輪 3,100円 3,900円	
		- 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 6,900円	
		自家用 7,200 円 10,800 円	
		貨物用 営業用 3,000円 3,800円	
		自家用 4,000円 5,000円	

【平成28年度適用】

 税目	項目	概要	改正年
170 🖂	- Au	猫予制度について、手続の明確化等の国税と同様 である。	
		の見直しを行う。	
		- ・分割納付の方法や手続における基準等を条例で定	
		めるものとする徴収猶予制度の見直し	
44	│ │納税環境整備としての猶予制	・申請による換価猶予制度の創設、分割納付の方法	
共 通	度の見直し	や手続における基準等を条例で定めるものとするこ	2 7
	2002	となどの換価猶予制度の見直し	
		・担保を徴する必要のない場合の基準を条例で定め	
		るものとする担保不徴取基準の見直し(本市は猶予)	
		金額100万円以下又は猶予期間3月以内)	
		個人が、平成21年1月1日から平成22年12月	
		3 1日までの間に取得をした国内にある土地等で、そ	
	特定の土地等の長期譲渡所得に	の年1月1日において、所有期間が5年を超えるもの	2 1
	係る特別控除の創設	の譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所	
		得金額から最大で1,000万円を控除する。	
		公的年金等から差し引かれる特別徴収税額の本徴	
	年金特別徴収の仮徴収税額と 本徴収税額の平準化	収分(10・12・2月)と仮徴収分(4・6・8	
個		月)との平準化を図るため、仮徴収分の金額を前年	2 5
人市		度2月分税額と同額から、前年度の年税額の2分の	- -
市 •		1に変更する。	
· 県 民 税		1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する	
税	肉用牛の売却による事業所得 に係る課税の特例の延長	 特例の適用期限を平成27年度までから平成30年	2 6
		度までに3年延長する。	
	ふるさと納税特例控除額の	平成27年1月1日以後に行うふるさと納税に係	
		る特例控除額の控除限度額を住民税所得割の1割か	2 7
	控除限度額引上げ	ら2割に引き上げる。	
		減額更正後に増額更正があった場合の不足税額の	
	最高裁判決を踏まえた延滞金	徴収においては、当初申告による納付部分について	28
	計算期間の見直し	は延滞金がかからないこととする。	
		法人が地方公共団体の実施する認定地域再生計画	
		に基づく寄附金活用事業に関連する寄附金(特定寄	
法		附金)を支出した場合に、法人税割額から一定額の	
	地 士 剑开大短码型/人来呢??	税額控除を受けることができる特定寄附金税額控除	
克吉	地方創生応援税制(企業版ふる	制度を創設。平成29年3月31日までの事業年度	28
法人市民税	さと納税制度)の創設 	分については特定寄附金額の15%に相当する額を、	
		平成29年4月1日以後に開始する事業年度分につ	
		いては特定寄附金額の17.1%に相当する額を法	
		人税割額から控除する。	

【平成28年度適用(つづき)】

税目	28年度適用(つつき)】 項目	概要	改正年
固定資産税	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入	津波防災地域づくりに関する法律に基づく管理協 定の対象となった協定避難施設について、特例措置 の適用期限を3年延長。課税標準の特例割合は2分 の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で 条例で定める。(本市は従前どおり2分の1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定によ	2 7
	減額措置の期限延長及び地域 決定型地方税制特例措置(わが まち特例) の導入	る登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である 賃貸住宅について、減額措置の適用期限を2年延長。 減額割合は3分の2を参酌し2分の1以上6分の5 以下の範囲内で条例で定める。(本市は従前どおり3 分の2)	2 7
都市計画税	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入	(i)都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は5分の3を参酌し2分の1以上10分の7以下の範囲内で条例で定める。(本市は従前どおり5分の3) (ii)都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し5分の2以上5分の3以下の範囲内で条例で定める。(本市は従前どおり2分の1)	2 7
±v	4輪以上及び3輪の軽自動車 の年数経過車に係る税率の特 例の創設	環境への配慮の観点から、最初の車両番号の指定から13年を経過した4輪以上及び3輪の軽自動車に係る税率については、平成28年度分以後重課税率を適用する。 (車両区分) (重課税率) ・3輪 4,600円 ・4輪以上 乗用 営業用 8,200円 自家用 12,900円 貨物用 営業用 4,500円 自家用 6,000円	2 6
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車 の新規取得車に係るグリーン 化特例(軽課)の創設	H27.4.1からH28.3.31の間に新規に取得される(初めて車両番号の指定を受ける)4輪以上及び3輪の軽自動車で環境負荷の小さいものに係る平成28年度の税率について、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用する。 (車両区分)75%軽減50%軽減25%軽減・3輪1,000円2,000円3,000円・4輪以上乗用営業用1,800円3,500円5,200円自家用2,700円5,400円8,100円1分別用営業用1,000円1,900円2,900円	2 7

【平成28年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、 平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を 縮小する。 平成28年度(第1段階) 1,000本当たり2,495円(特例税率)⇒2,925円	2 7

【平成29年度適用】

税目	2 9 年度適用】 項目	概要	 改正年
	公社債等と株式等の所得課税の一体化	公社債等を特定公社債等と一般公社債等に、株式等を上場株式等と一般株式等に区分する。 特定公社債等と一般公社債等の譲渡所得は、非課税から申告分離課税とする。 特定公社債等の利子所得・譲渡所得は上場株式等の配当所得・譲渡所得と損益通算・繰越控除を可能とする。	2 5
個人市	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,200万円以上 は、控除額230万円を上限とする。	2 6
· 県 民 税	国外居住扶養親族に係る扶養 控除等の書類の添付等義務化	日本国外に居住する親族について扶養控除等の適 用を受ける場合における親族関係書類及び送金関係 書類の添付又は提示を義務付ける。	2 7
	空き家に係る譲渡所得の特別 控除の特例の創設	相続から3年を経過する日の属する年の12月3 1日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋 を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に 売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売 却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除す る特別控除の特例を創設。	28
	新築住宅に係る税額の2分の 1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで2年延長する。	2 8
	中小事業者等が取得する経営 力向上設備等に係る課税標準 特例措置の創設	中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定による認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上 設備等に該当する機械及び装置については、最初の 3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を 創設。	28
固定資産税	課税標準特例措置の期限延長 及び地域決定型地方税制特例 措置(わがまち特例)の導入	津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づく津波対策用償却資産について、特例措置の適用期限を4年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。(本市は従前どおり2分の1)	2 8
72	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく発電設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入	(i) 太陽光発電設備・風力発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は3分の2を参酌し2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。(本市は従前どおり3分の2) (ii) 水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。(本市は参酌基準の2分の1)	28

【平成29年度適用(つづき)】

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	在大步上曲山上 <i>下</i> 了=====	農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機	
		構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受	
	制告遊休農地に係る課税の	けた遊休農地については、その評価において、農地	28
_	強化	売買の特殊性を考慮して正常売買価格に修正率を乗	
固定		じる農地の特例措置を適用しないこととする。	
固定資産税	農地中間管理事業のための賃	農地中間管理機構に対して貸し付けた農地のうち	
税	借権等を設定した農地に係る	- 一定の要件に該当するものについては、最初の3年	28
都	課税標準特例措置の創設	度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	
都市計画税		都市再生特別措置法の立地適正化計画に基づき認	
画		定誘導事業者が取得する公共施設等について、特例	
忧	課税標準特例措置の期限延長	措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は	
	及び地域決定型地方税制特例	5分の4を参酌し10分の7以上10分の9以下の	2 8
	措置(わがまち特例)の導入	範囲内で条例で定める。(本市は従前どおり5分の	
		4)	
		平成28年度におけるグリーン化特例による軽課	
		制度の適用期限を延長し、H28. 4. 1 からH29.	
	4輪以上及び3輪の軽自動車	3.31の間に新規に取得される(初めて車両番号の	
	の新規取得車に係るグリーン	指定を受ける) 4輪以上及び3輪の軽自動車で環境	2 8
本 又	化特例(軽課)の延長	負荷の小さいものに係る平成29年度の税率につい	
自		て、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用	
軽自動車税		する。	
税		軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定	
	不正認定による軽減税率適用	車両であることが発覚した場合においては、不正認	
	車両に係る不足額の賦課徴収	定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不	2 9
	特例制度の創設	足額(軽減税額)を賦課・徴収することができる特例	
		を創設。(不足額に10%を加重)	
市たばこ税		旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、	
	100個日の紙券+ ギールグフ	平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を	
	旧3級品の紙巻たばこに係る	縮小する。	2 7
	税率特例の廃止 	平成29年度(第2段階)	
170		1,000 本当たり 2,925 円⇒3,355 円	
	•		

【平成30年度適用】

税目	項目	概要	改正年
	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,000万円以上 は、控除額220万円を上限とする。	2 6
	医療費控除の特例の創設	健康維持増進への一定の取組みを行っている場合において、通常の医療費控除制度との選択性により、特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)の購入費用のうち12,000円を超える部分について所得 控除の適用を受けることができる特例を創設。	28
個人市・県民税	医療費控除の添付書類の 見直し	医療費控除又は医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)の適用を受ける場合、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付(提示)に代えて、 医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を添付しなければならないこととする。	2 9
	優良住宅地の造成等のために 土地等を譲渡した場合の長期 譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を平成29年度までから令和2年度までに3年延長する。	2 9
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車 の新規取得車に係るグリーン 化特例(軽課)の延長及び適用 要件の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、燃費性能等の区分に応じた適用要件を厳格化する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成30年度分及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成31年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	2 9
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る 税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、 平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を 縮小する。 平成30年度(第3段階) 1,000本当たり3,355円⇒4,000円	2 7
	紙巻たばこに係る税率の 引上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 平成30年度(第1段階:10月1日以後売渡分から) 1,000本当たり5,262円⇒5,692円	3 0

【平成30年度適用(つづき)】

市たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し	喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を創設するとともに、平成30年10月1日以後売渡分から、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方式を、「重量」のみによる換算方式から、「重量」と「価格」による換算方式へ移行する。 ※激変緩和措置として、換算方式の移行は、見直し後の換算方式による紙巻たばこ本数への換算率を1年につき5分の1ずつ増加させていく方法により、5年間かけて段階的に行う。	3 0
固定	特定耐震基準適合住宅・特定熱 損失防止改修住宅に係る減額 措置の創設	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に耐震改修又は熱損失防止改修に併せて耐久性向上改修工事を行うことにより、改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る減額措置の創設。改修工事が完了した年の翌年度分の税額の3分の2に相当する額を減額。	2 9
固定資産税	課税標準特例措置における地 域決定型地方税制特例措置(わ がまち特例)の導入	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所 内保育事業の用に供する家屋及び償却資産につい て、課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の 1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。(本市 は従前どおり2分の1)	2 9
	居住用超高層建築物に対する 課税の見直し	居住用超高層建築物に係る税額を各区分所有者に 按分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の 床面積については、住戸の所在する階層の差異によ る床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映する ための補正率により補正する。	2 9
固定資産税・都市計画税	地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)による課税標 準特例措置の創設	(i)市民緑地の用に供する土地 平成29年6月 15日(都市緑地法等の一部を改正する法律の施行 日)から平成31年3月31日までの間に都市緑地 法に基づき設置する市民緑地の用に供する土地につ いて、最初の3年度間における課税標準特例措置を 創設し特例割合は2/3を参酌し、1/2以上5/ 6以下の範囲内で条例で定める。(本市は2/3) (ii)特定事業所内保育施設 平成29年4月1日 から平成31年3月31日までの間に政府による企 業主導型保育事業運営費の補助を受けて行う事業所 内保育事業の施設の用に供する固定資産について、 最初の5年度間における課税標準特例措置を創設し 課税標準の特例割合は2分の1を参酌し、3分の1 以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。(本市は 3分の1)	2 9
	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	3 0

【平成31(令和元)年度適用】

税目	項目	概要	改正年
		住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月3	
	住宅ローン控除の延長	1日までの入居から令和元年6月30日までの入居	2 7
		まで1年半延長する。	
個		納税義務者本人に係る所得制限を導入・強化(合計	
人市	取佣老协 <u>队 取佣老</u> 杜叫协队	所得金額900万円超から控除額逓減・1,000万円	
	配偶者控除・配偶者特別控除	超で適用除外)するとともに、配偶者特別控除の適用	2 9
県 民 税	│の見直し │	対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未	
税		満から123万円以下に引上げ。	
	内田井の吉切による東米託復	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する	
	肉用牛の売却による事業所得	特例の適用期限を平成30年度までから令和3年度	2 9
	に係る課税の特例の延長 	までに3年延長する。	
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度分か	
		ら法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ3.	
法		7 %引下げる。(地方法人税の税率引上げによる国税	
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴	化相当分の引下げ)	2 8
民	う法人税割の見直し	・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法	20
梲		人 12.1% ⇒ 8.4%	
		・資本金等 1 億円以下かつ法人税額 5 0 0 万円以下	
		の法人 10.3% ⇒ 6.6%	
		三輪以上の軽自動車の取得者に対して、環境への	
		負荷の低減に資する程度に応じて課税する「環境性	
	環境性能割の創設	能割」を創設するとともに、4月1日現在の所有者	2 8
		に対して車両の種別等の区分に応じて課税する従来	
		の軽自動車税を「種別割」として税区分を整理。	
軽 自動 車税	環境性能割の臨時的軽減措置	令和元年10月1日から令和2年9月30日まで	3 1
動	の実施	の間において取得する自家用乗用車に係る環境性能	(元)
税		割の税率を1%分軽減する措置を実施。	
		環境性能割の軽減税率適用車両について、納期限	
	不正認定による環境性能割軽	後に不正認定車両であることが発覚した場合におい	3 1
	減税率適用車両に係る不足額	ては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者	(元)
	の賦課徴収特例制度の創設	とみなして不足額を賦課・徴収することができる特	,, 2,
		例を創設。(不足額に10%を加重)	
+		旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、	
市たばこ税	│ │旧3級品の紙巻たばこに係る	平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を	
	税率特例の廃止	縮小する。	2 7
		平成 31 年度 (第 4 段階 : 4 月 1 日以後売渡分から)	
		1,000 本当たり 4,000 円⇒5,262 円(本則税率)	

【平成31(令和元)年度適用(つづき)】

市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る 税率特例の廃止に伴う本則税 率への引上げ時期の延期	上記の旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の 廃止・特例減税分の縮小による本則税率への引上 げ時期を、平成31年4月1日から同年10月1 日に6月延期し、次のとおり本則税率へ引き上げ るものとする。 平成31年度(第4段階:10月1日以後売渡分か ら) 1,000本当たり4,000円⇒5,692円(本則税率)	3 0
	新築住宅に係る税額の2分の1 減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用 期限を平成30年3月31日から令和2年3月3 1日まで2年延長する。	3 0
固定資産税	先端設備等に係る課税標準特 例措置の創設	平成30年6月6日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した先端設備等について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)	3 0
税	河川法に基づく高規格堤防の 整備事業による代替家屋に係 る減額措置の創設	河川法に基づく高規格堤防整備事業の用に供するために使用された土地上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、同土地上に代替家屋を取得した場合に係る減額措置を創設。代替家屋を取得した年の翌年度から5年間、税額の3分の1又は3分の2を減額	3 1 (元)
都市計画税	利便性等向上改修工事が行わ れた改修実演芸術公演施設に 係る減額措置の創設	平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われた劇場等の実演芸術公演施設のうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものに係る減額措置を創設。2年間、税額の3分の1を減額(改修工事費の60分の1を限度)	3 0

【令和2年度適用】

税目	項目	概要	改正年
	非課税累積投資契約に係る非 課税措置の創設	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を 対象とする非課税措置(つみたてNISA)を創設。 (年間投資上限額40万円・非課税期間20年)	2 9
	住宅ローン控除の控除期間の特例の創設	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税率10%により住宅を取得・入居した場合については控除期間を現行の最長10年から最長13年とする特例を創設。	3 1 (元)
個人市・	ふるさと納税の対象となる 地方団体への寄附の見直し	令和元年6月1日以後に行う地方団体への寄附については、国が基準に適合するものとして指定した地方団体に対する寄附のみに対してふるさと納税による特例控除分の寄附金税額控除を適用。	3 1 (元)
・県民税	空き家に係る譲渡所得の 特別控除の特例の延長	相続から3年を経過する日の属する年の12月3 1日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋 を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に 売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売 却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除す る特別控除の特例の適用対象となる譲渡の期間を令 和5年12月31日まで4年間延長。	3 1 (元)
	所有者不明土地の利用の円滑 化等に関する特別措置法に基 づく収用による譲渡所得に係 る特別控除の創設	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用があった場合において、収用交換等の場合の譲渡所得について5,000万円特別控除を適用。	3 1 (元)
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車 の新規取得車に係るグリーン 化特例(軽課)の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を2年延長し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和2年度分及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和3年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	3 1 (元)
170	環境性能割の臨時的軽減措置 の適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置について、適用期限を令数2年9月30日から令和3年3月31日まで6月延長する	2
市民税	特定法人に係る電子申告義務 化	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 等(特定法人)が行う令数2年4月1日以後開始事 業年度分の申告について、電子申告を義務化	3 0

【令和2年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
		紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年	
	紙巻たばこに係る税率の	間で段階的に引き上げる。	3 0
	引き上げ	令和2年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)	3.0
		1,000 本当たり 5,692 円⇒6,122 円	
		1本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉	
市 <i>*</i> -		巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻	
市たばこ税		たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たば	
税	 軽量な葉巻たばこに係る	この重量により換算する「重量比例課税方式」から、	
	課税方式の見直し	葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数	2
	株代万式の見直し	課税方式」へ段階的に移行する。	
		・令和2年度(第1段階:10月1日以後売渡分から)	
		葉たばこの重量 0.7 ダラム未満の葉巻たばこ1本	
		⇒紙巻たばこ 0.7 本に換算	
	所有者死亡による相続登記が	登記簿上の所有者が死亡した土地又は家屋につい	
		て、相続登記がされるまでの間に現に土地等を所有	
	が有名なこによる相続登記がなされていない土地又は家屋	している相続人等に対し、現所有者であることを知	
		った日の翌日から3月を経過した日以後の条例で定	2
	の現所有者による申告制度の 創設	める日までに氏名・住所等必要な事項を申告させる	
固		ことができる制度を創設(本市は3月を経過した日	
固定資産税		までに申告)	
産		令和2年4月30日から令和3年3月31日まで	
柷	中小事業者等が取得する先端	の間に中小事業者等が生産性向上特別措置法の認定	
	設備等(事業用家屋・構築物)	先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に	
	に係る地域決定型地方税制特	該当する事業用家屋及び構築物について、最初の3	2
	例措置(わがまち特例)による	年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合	
	課税標準特例措置の創設	は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。	
		(本市は0)	
		令和2年4月1日から令和5年3月31日までの	
都宣	浸水被害軽減地区内の土地に	間に水防法の規定により浸水被害軽減地域内に指定	
市資	係る地域決定型地方税制特例	された地域内の土地について、最初の3年間におけ	2
都市計画税固定資産税。	措置(わがまち特例)による課	る課税標準特例措置を創設し、特例割合は3分の2	_
忧 .	税標準特例措置の創設	を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条	
		例で定める。(本市は3分の2)	

【令和3年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	期限延長に伴う延滞金割合等の見直し	法人税確定申告書の提出期限延長の特例を受けた 法人による法人市民税の申告納付に係る延滞金の割 合及び徴収猶予の場合の延滞金の割合並びに還付加 算金の割合を 0.5%引下げ	2
	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和元年6月30日 までの入居から令和3年12月31日までの入居ま で2年半延長する。	2 8
	給与所得控除・公的年金等控除 から基礎控除への控除額の振 替	給与所得控除及び公的年金等控除の控除額をそれ ぞれ10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万 円引き上げることにより控除額を振替	3 0
	非課税措置の適用判定等に用いる所得金額要件の引上げ	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への 控除額の振替に伴い、障害者、未成年者、寡婦・寡 夫に係る非課税措置の適用判定に用いる前年合計所 得金額要件を125万円から135万円に10万円 引き上げるとともに、均等割・所得割の非課税限度 額を10万円引き上げる。	3 0
個人市・県民税	基礎控除・調整控除における 所得制限の導入	基礎控除について、前年合計所得金額が2,400万円を超える場合は所得金額の区分に応じて控除額が逓減し、2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入調整控除について、前年合計所得金額が2,500	3 0
. 税	給与所得控除の控除上限の 引下げ	万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入 控除上限額を適用する給与収入の額を1,000 万円超から850万円超に引き下げるとともに、控 除上限額を220万円から195万円に引き下げ る。	3 0
	公的年金等控除の控除上限の 創設	公的年金等収入の額が1,000万円超の場合は 控除額195万5千円を上限とする。	3 0
	公的年金等収入に係る雑所得 以外の所得金額が一定額を超 える場合における公的年金等 控除額の引下げ	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が 1,000万円を超え2,000万円以下である場合 は控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超え る場合は控除額を20万円引き下げる。	3 0
	未婚のひとり親に係る 非課税措置の創設	婚姻によらないで生まれた子どもを持つ児童扶養 手当の受給者である未婚のひとり親で、前年の合計 所得金額が135万円以下である者に係る非課税措 置を創設	3 1 (元)

【令和3年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
	未婚のひとり親に対する税制 上の措置としての非課税措置 の見直し	未婚のひとり親も適用対象とする「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直しに伴い、非課税措置の適用対象者の区分を「寡婦・寡夫」から「寡婦・ひとり親」に改める。なお、この見直しに伴い、平成31年度税制改正により創設された未婚のひとり親に係る非課税措置は廃止	2
	未婚のひとり親に対する税制 上の措置としての「ひとり親控 除」の創設等による所得控除の 見直し	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない合計所得金額500万円以下の単身者で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有するものに適用される「ひとり親控除」を創設し、「寡婦・寡夫」による所得控除の区分を「寡婦・ひとり親」に改める。	2
	非課税累積投資契約に係る非 課税措置(つみたて NISA)の 勘定設定期間の延長	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を 対象とする非課税措置(つみたて NISA)の勘定設定 期間を令和19年12月31日までから令和24年 12月31日までに5年延長する。	2
個人市・県民税	優良住宅地の造成等のために 土地等を譲渡した場合の長期 譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を令和2年度までから令和5年度までに3年延長する。	2
	低未利用土地等を譲渡した場 合の長期譲渡所得の特別控除 の創設	所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡価格の総額が500万円以下であること等の一定の要件により譲渡した場合において、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特別控除を創設	2
	イベントを中止等した主催者 に対する払戻請求権を放棄し た者に係る寄附金控除の特例 制度の創設	文部科学大臣が指定する行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権のうち、市の条例で定めるものを放棄した場合について、放棄した払戻請求権相当額を寄附金支出額とみなして寄附金税額控除の規定を適用する特例を創設	2
	退職所得課税の適正化のための見直し	令和4年1月1日以降に受取る退職金に関して、 勤続年数5年以下の法人役員等以外の者について は、退職所得控除額を控除した残額のうち300万 円を超える部分について、2分の1課税を適用しな いこととする。	3

【令和3年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
	紙巻たばこに係る税率の 引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和3年度(第3段階:10月1日以後売渡分から) 1,000本当たり6,122円⇒6,552円	3 0
市たばこ税	軽量な葉巻たばこに係る 課税方式の見直し	1本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和3年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)葉たばこの重量1が込未満の葉巻たばこ1本	2
	使用者に対するみなし課税制 度の拡充	一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が 一人も明らかとならない場合についても、事前に使 用者に対して通知した上で、使用者を所有とみなし て固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課する ことができるものとするみなし課税制度の拡充	2
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1 減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を令和2年3月31日から令和4年3月31日まで2年延長する。	2
税	雨水貯留浸透施設に係る地域 決定型地方税制特例措置(わが まち特例)による課税標準特例 措置の創設	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する 法律の施行日から令和6年3月31日までの間に特 定都市河川浸水被害対策法・下水道法の認定計画に 基づき特定都市河川流域に設置する雨水貯留浸透施 設について、課税標準特例措置を創設し、特例割合 は3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の 範囲内で条例で定める(本市は、3分の1)	3
都 声	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	3
都市計画税・	令和3年度限りの負担軽減措 置の創設	負担調整措置により課税標準額が増加する土地に ついては、令和3年度に限り、課税標準額を令和2 年度の課税標準額に据え置く特別な措置を創設	3
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減措置 の税率適用区分の厳格化によ る見直し及び適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置について、令和12年度基準エネルギー消費効率の達成程度に基づく税率適用区分の厳格化による見直しを行った上で、適用期限を令和3年3月31日から令和3年12月31日まで9月延長する。	3

【令和4年度適用】

税目	項目	概要	改正年
læ	住宅ローン控除制度の控除期間等の特例における適用要件の弾力化の措置 肉用牛の売却による事業所得	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅への入居が遅れる場合には、適用要件である住宅への入居期限を令和3年12月31日までとする。 1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する	2
個人住民稅	に係る課税の特例の延長	特例の適用期限を令和3年度までから令和6年度までに3年延長する。 消費税率10%により住宅を取得・入居した場合	2
	住宅ローン控除制度の特例措 置における適用期限の延長及 び面積要件の緩和	の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から 最長13年とする控除期間等の特例について、適用 要件である住宅への入居期限を令和4年12月31 日まで延長する。 また、延長した部分に限り、合計所得金額が1, 000万円以下の者について面積要件を緩和し、床 面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象に加 える。	3
	4輪以上及び3輪の軽自動車 の新規取得車に係るグリーン 化特例(軽課)の延長及び適用 対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、適用対象車両を電気軽自動車及び天然ガス軽自動車である自家用乗用車に限定する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	3 1 (元)
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車 の新規取得車に係るグリーン 化特例(軽課)の延長及び適用 対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、令和元年度税制改正において、令和4・5年度分も適用継続が予定されていた電気軽自動車・天然ガス軽自動車について適用対象車両を拡大するとともに、令和3年度課税をもって廃止が予定されていたガソリン車についても基準の切替による適用要件厳格化等を伴う見直しを行った上で、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	3

【令和4年度適用(つづき)】

税目	項目	概要	改正年
		下水道除害施設に係る課税標準特例措置につい	
	公害防止用設備(下水道除害施	て、その適用対象を新たに下水道の排水区域となっ	
固	設)に係る地域決定型地方税制	たことにより除害施設を設置した既存事業者に限定	
固定資産税	特例措置(わがまち特例)によ	するとともに、課税標準の特例割合の縮減(本市は	4
産 税	る課税標準特例措置の縮減及	4分の3から5分の4に改正)を行うほか、適用期	
	び延長	限を令和4年3月31日から令和6年3月31日ま	
		で2年延長する。	
		令和4年度に限り、商業地等(負担水準が60%	
		未満の土地に限る。)の令和4年度の課税標準額を、	
都市計画税固定資産税	令和4年度限りの負担軽減措	令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の	
計資産	である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	2.5%を加算した額(ただし、当該額が、評価額の	4
開競競	旦の制政	60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額	
		の20%を下回る場合には20%相当額)とする措	
		置を創設	

【令和5年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人	非課税口座内の少額上場株式 等に係る配当所得及び譲渡所 得等の非課税措置(NISA)及び 未成年者口座内の少額上場株 式等に係る配当所得及び譲渡 所得等の非課税措置(ジュニア NISA)に係る年齢制限の引下げ	居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げ、未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満(現行:20歳未満)に引き下げる。	3 1 (元)
人市・県民税	医療費控除の特例制度(セルフメディケーション税制)の適用 期限延長及び対象となる医薬 品の範囲等の見直し	セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を令和4年度までから令和9年度課税まで5年延長する。	З
	住宅ローン控除制度の延長	住宅ローン控除制度の適用期限を令和3年12月31日までの入居から令和7年12月31日までの入居に4年延長するとともに、その最長適用年度を令和15年度から令和20年度に5年延長する。	4
都市計画税・	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の 創設	令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。(本市は4分の3)	4

【令和6年度適用】

税目	項目	概要	改正年
	森林環境税(国税)の創設	市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税として、個人市・県民税均等割と併せて市町村が賦課徴収を行う森林環境税(年税額1,000円)を創設。	3 1 (元)
	日本国外の居住親族に係る扶養控除の見直し	日本国外に居住する親族に係る扶養控除について、年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者については適用対象外とする。	2
個人	未成年者口座内の少額上場株 式等に係る配当所得及び譲渡 所得等の非課税措置(ジュニア NISA)の終了	令和5年12月31日の期限をもって延長せず終了とし、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことを可能とする。	2
八市・県民税	N I S A の改組による特定非 課税累積投資契約に係る非課 税措置(新・N I S A)の創設	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及 び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、 令和5年12月31日の勘定設定期間満了をもって 制度を改組し、特定非課税累積投資契約に係る非課 税措置(新・NISA)を創設	2
	日本国外の居住親族に係る個 人市・県民税の均等割・所得割 非課税限度額の算定の基礎と なる範囲の見直し	扶養控除の対象外となる日本国外に居住する親族 (年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留 学により非居住者となった者、②障害者、③納税義 務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを 38万円以上受けている者のいずれにも該当しない 者)については、個人市・県民税の均等割・所得割 非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲からも 同様に適用対象外とする。	3
	上場株式等の配当所得等に係 る所得税及び個人市・県民税に おける課税方式の一致	上場株式等の配当所得等について、所得税及び個 人市・県民税の課税方式を一致する。	4
都市計画税	固定資産課税台帳の記載事項 の証明書等における住所表示 の見直し	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等において、 登記所に対し現住所の秘匿措置の申し出を行った者 の住所については、当該住所に代わる事項を記載し た証明書の交付等をする。	4

3 個人市・県民税の所得控除等の変遷

3		祝の所侍控除寺の変遷
区分	年度	平成24年度
収入	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1 円~ 650,999 円 0 円 651,000 円~1,618,999 円 給与収入金額-650,000 円 1,619,000 円~1,619,999 円 969,000 円 970,000 円 1,622,000 円~1,623,999 円 972,000 円 1,624,000 円~1,627,999 円 974,000 円 1,628,000 円~1,799,999 円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 1,800,000 円~3,599,999 円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000 3,600,000 円~6,599,999 円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000 6,600,000 円~9,999,999 円 給与収入金額×90%-1,200,000
額	青色専従者給与	支払った金額
より控	白色専従者給与	事業専従者 1 人につき次の①②のいずれか少ない金額 ①50 万円(※配偶者 86 万円) ②事業所得÷(事業専従者の人数+1)
冷	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	1 円~1, 200, 000 円 1, 200, 001 円~3, 299, 999 円 公的年金等収入金額~1, 200, 000 円 3, 300, 000 円~4, 099, 999 円 公的年金等収入金額×75%~ 375, 000 円 4, 100, 000 円~7, 699, 999 円 公的年金等収入金額×85%~ 785, 000 円 7, 700, 000 円~ 公的年金等収入金額×95%~1, 555, 500 円
		700,001 円~1,299,999 円 公的年金等収入金額~ 700,000 円 1,300,000 円~4,099,999 円 公的年金等収入金額×75%~ 375,000 円 4,100,000 円~7,699,999 円 公的年金等収入金額×85%~ 785,000 円 7,700,000 円~ 公的年金等収入金額×95%~1,555,500 円
	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等の補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額-5万円
	医療費控除	本人及び本人と生計を一にする親族のため前年中に支払った医療費 (医療費の支払額-保険等の補てん額) – (10 万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額 200 万円
	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金等)の支払額全額
	小規模企業共済等	前年中に支払った第1種小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
	生命保険料控除	前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円~15,000円 支払保険料の全額 15,001円~40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の 40,001円~70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円
所得控	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料 50,000 円以下 支払い保険料×0.5 50,000 円超 25,000 円 ※限度額 25,000 円 保険期間が 10 年以上で保険期間満了後に満期返戻金がある損害保険料(長期契約) 1 円~ 5,000 円 支払保険料の全額 5,001 円~15,000 円 支払保険料×0.5+2,500 円 15,001 円~ 10,000 円(最高限度額) ※経過措置として、平成 18 年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して 25,000 円を限度額とする。
除	障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 同居特別障害者加算新設(扶養控除への加算から変更)
	寡婦控除	①老年者でなく、夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死が不明で、扶養親族や生計を一にする所得税の基礎控除額(38 万円) 以下の前年所得しかいない子のある人 26 万円 ②老年者でなく、夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明で、前年合計所得金額が500 万円以下の人 26 万円 ③①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、前年合計所得金額が500 万円以下の人 30 万円(特別寡婦)
	寡夫控除	老年者でなく、妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死が不明で、生計を一にする所得税の基礎控除額(38 万円)以下の前年所得しかいない子があり、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が65万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である人 26万円
	配偶者控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする配偶者で前年合計所得金額が 38 万円以下
	配偶者特別控除	一般 33 万円 老人(70 歳以上) 38 万円 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算 生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000 万円以下である場合、配偶者の所得金額に応じて、最大33 万円を控除(配偶者の所得が、38 万円を超えて76 万円未満に限る。) ※配偶者控除と重複して適用されない。
	扶養控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が 38 万円以下
	基礎控除	一般 33 万円 特定 45 万円 老人 38 万円 同居老親 45 万円 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算33 万円
	基礎程序 者・寡婦(夫)・未成年 課税判断	前年合計所得金額が125万円以下

区分	年度	平成25年度
収	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同左
入額より	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左 同 左
控除	公的年金等控除	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者 同 左
	※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者 同 左
	雑損控除	同 左
	医療費控除	同左
	社会保険料控除 小規模企業共済等	同左
	小規模企業共済等 掛金控除	同左
所得	生命保険料控除	(旧契約) 平成 23 年 12 月 31 日以前の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1 円~15,000 円 支払保険料の全額 15,001 円~40,000 円 支払保険料×0.5+7,500 円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の 40,001 円~70,000 円 支払保険料×0.25+17,500 円 ※生命保険料と個人年金保険料 35,000 円 個人年金保険料 35,000 円 合計 70,000 円 (新契約) 平成 24 年 1 月 1 日以降の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料に加えて、新たに介護医療保険料が控除の対象となる。 1 円~12,000 円 支払保険料の全額 12,001 円~32,000 円 支払保険料×0.5+6,000 円 ※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の 32,001 円~56,000 円 支払保険料×0.25+14,000 円 ※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の 56,001 円~ 28,000 円 ※新旧両契約の一般生命保険、個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれの上限は 28,000 円となる。
控除	地震保険料控除	同左
	寄附金控除	_
	障害者控除	同 左
	老年者控除 寡婦控除	同 左
	寡夫控除	同左
	勤労学生控除 配偶者控除	同左同左
	配偶者特別控除	同左
	扶養控除	同左
	基礎控除	同 左
	者・寡婦(夫)・未成年 課税判断	同 左
U) JF	元イ 九十リウ	

	年度	
区分		平成26年度
収入額	給与所得控除 ※控除後の所得金額 情色専従者給与	1 円~ 650, 999 円 651, 000 円~1, 618, 999 円 651, 000 円~1, 619, 999 円 969, 000 円 969, 000 円 970, 000 円 970, 000 円 972, 000 円 974, 000 円 974, 000 円 974, 000 円 1, 628, 000 円~1, 627, 999 円 1, 628, 000 円~1, 799, 999 円 6, 600, 000 円~3, 599, 999 円 3, 600, 000 円~6, 599, 999 円 6, 600, 000 円~9, 999, 999 円 10, 000, 000 円~14, 999, 999 円 10, 000, 000 円~14, 999, 999 円 15, 000, 000 円~ 14, 999, 999 円 15, 000, 000 円~ 16, 600, 000 円~ 17, 600, 000 円~ 18, 500, 000 円~ 18, 500, 500, 600 円~ 18, 500, 500, 600, 600, 600, 600, 600, 600
より 控	白色専従者給与	同左
· · · ·	公的年金等控除	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者 同 左
	※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者 同 左
	雑損控除	同左
	医療費控除	同左
	社会保険料控除 小規模企業共済等 掛金控除	同左
	生命保険料控除	同左
所得控	地震保険料控除	同左
除	寄附金控除	
	障害者控除	同左
	老年者控除 寡婦控除	<u>ー</u> 同 左
	寡夫控除	同左
	勤労学生控除	同 左
	配偶者控除	同左
	配偶者特別控除	同左
	扶養控除	同左
	基礎控除	同左
障害の非	者・寡婦(夫)・未成年 課税判断	同左

区分	年度	平成27年度
区刀		
収	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同左
入額		
ょ	青色専従者給与	同左
り 控	白色専従者給与	同左
除	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者 同 左
		前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者 同 左
	雑損控除	同左
	医療費控除	同左
	社会保険料控除	同 左
	小規模企業共済等 掛金控除	同左
	生命保険料控除	同左
所得控	地震保険料控除	同左
除	寄附金控除	_
FAIX	障害者控除	同 左
	老年者控除	<u> </u>
	寡婦控除	同左
	寡夫控除	同左
	勤労学生控除	同 左
	配偶者控除	同左
	配偶者特別控除	同左
	扶養控除	同左
D 立 一	基礎控除	同左
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断		同左

	年度	平成28年度			
区分収入額	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同左			
設よ	青色専従者給与	同左			
ら り 控	白色専従者給与	同左			
除	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者 同 左			
		前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者 同 左			
	雑損控除	同左			
	医療費控除	同左			
	社会保険料控除 小規模企業共済等	同左			
	掛金控除	同左			
	生命保険料控除	同左			
所得	地震保険料控除	同左			
控					
除	寄附金控除	_			
	障害者控除	同左			
	老年者控除 寡婦控除	<u>ー</u> 同 左			
	寡夫控除	同左			
	勤労学生控除	同 左			
	配偶者控除	同左			
	配偶者特別控除	同左			
	扶養控除	同左			
Frit -	基礎控除	同左			
障害の非	者・寡婦(夫)・未成年 課税判断	同左			

区分	年度	平成29年度			
収入額	給与所得控除 ※控除後の所得金額 情色専従者給与	1 円~ 650, 999 円 651, 000 円~1, 618, 999 円 651, 000 円~1, 619, 999 円 969, 000 円 969, 000 円 970, 000 円 972, 000 円 972, 000 円 974, 000 円 974, 000 円 628, 000 円~1, 627, 999 円 6, 600, 000 円~3, 599, 999 円 6, 600, 000 円~9, 999, 999 円 6, 600, 000 円~9, 999, 999 円 10, 000, 000 円~11, 999, 999 円 6, 600, 000 円~11, 999,			
ょ	月已守從石和子	P 45			
り 控	白色専従者給与	同左			
· C	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者 同 左 前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者 同 左			
	雜損控除	同左			
	医療費控除	同左			
	社会保険料控除	同 左			
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左			
	生命保険料控除	同 左			
所得控	地震保険料控除	同 左			
no.		_			
除	障害者控除	同左			
	老年者控除				
	寡婦控除	同左			
	寡夫控除	同左			
	勤労学生控除	同 左			
	配偶者控除	同左			
	配偶者特別控除	同左			
	扶養控除	同左			
	基礎控除	同 左			
障害の非	者・寡婦(夫)・未成年 課税判断	同左			
		L Control of the Cont			

区分	年度	平成30年度					
収入	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1 円~ 650,999 円 0 円 651,000 円~1,618,999 円 給与収入金額-650,000 円 1,619,000 円~1,621,999 円 969,000 円 1,620,000 円~1,621,999 円 970,000 円 1,622,000 円~1,623,999 円 972,000 円 1,624,000 円~1,627,999 円 974,000 円 1,628,000 円~1,799,999 円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨で)×4,000×60% 1,800,000 円~3,599,999 円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨で)×4,000×70%-180,000 円 3,600,000 円~6,599,999 円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨で)×4,000×80%-540,000 円 6,600,000 円~9,999,999 円 給与収入金額×90%-1,200,000 円 10,000,000 円~					
額	青色専従者給与	同左					
よりか	白色専従者給与	同左					
· 控 除	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者					
	雑損控除	同左					
	医療費控除	(医療費控除) 本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 (医療費の支払額ー保険金等で補填される金額) - (10 万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額 200 万円 (医療費控除の特例:スイッチOTC薬控除) 本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費ー保険金等で補填される金額) - 12,000 円 ※限度額 88,000 円 ※医療費控除と医療費控除の特例の重複適用不可 ※医療費控除の特例は平成 30 年度申告分から平成 34 年度申告分までの適用					
	社会保険料控除	同 左					
	小規模企業共済等 掛金控除	司左					
生命保険料控除 同 左 所 持 地震保険料控除 同 左 除		同左					
		同左					
	寄附金控除	_					
	障害者控除	同左					
	老年者控除 寡婦控除	一 同 左					
	寡夫控除	同左					
<u>勤労学生控除</u> 同 左		同左					
	配偶者控除	同左					
	配偶者特別控除	同左					
	扶養控除	同左					
	基礎控除	同左					
	者・寡婦(夫)・未成年 課税判断	同左					

	年度	平成31(令和元)年度				
区分	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同左				
入	青色専従者給与	同左				
額よい	白色専従者給与	同左				
り 控 除	公的年金等控除	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者 同 左				
	※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者 同 左				
	雑損控除	同左				
	医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等 掛金控除	同 左 同 左 同 左				
	生命保険料控除	同左				
	地震保険料控除	同左				
	寄附金控除	_				
所	障害者控除	同 左 一				
得	老年者控除 寡婦控除	一 同 左				
控	寡夫控除	同 左				
除	勤労学生控除	同 左				
	配偶者控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする前年合計所得金額 38 万円以下の配偶者を有する納税義務者で、 前年合計所得金額が 1,00 万円以下である場合 (900 万円超の場合には控除額の逓減有)、下記金額を控除。 【900 万円以下】33 (38) 万円 【900 万円超~950 万円以下】 22 (26) 万円、【950 万円超~1,000 万円以下】11 (13) 万円				
	配偶者特別控除	※() は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算 前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合 (900万円超の 場合には控除額の逓減有)、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が、38万円を超えて123万 円以下に限る) ※配偶者控除と重複して適用されない				
	扶養控除	同左				
	基礎控除	同左				
障害の非	者・寡婦(夫)・未成年 課税判断	同左				
の非	沐 忧刊町					

区分	年度	令和2年度			
収	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左			
入額より	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左			
控除	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者 同 左 前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者 同 左			
	雑損控除	同 左			
	医療費控除	同左			
	社会保険料控除 小規模企業共済等 掛金控除	同 左			
	生命保険料控除	同左			
	地震保険料控除	同左			
	寄附金控除	_			
所	障害者控除	同左			
得	老年者控除 寡婦控除	一 同 左			
控	寡夫控除	同左			
除	勤労学生控除	同 左			
	配偶者控除	同左			
	配偶者特別控除	同 左			
	扶養控除	同左			
	基礎控除	同 左			
障害の非	者・寡婦(夫)・未成年 課税判断	同左			

区分	年度	令和3年度			
	給与所得控除 ※控除後の所得金額 青色専従者給与	1 円~ 550, 999 円 0 円 551, 000 円~1, 618, 999 円 給与収入金額-550, 000 円 1, 619, 000 円~1, 619, 999 円 1, 070, 000 円 1, 622, 000 円~1, 623, 999 円 1, 072, 000 円 1, 624, 000 円~1, 627, 999 円 1, 074, 000 円 1, 628, 000 円~1, 799, 999 円 拾与収入金額÷4, 000 (小数点以下切捨て)×4, 000×60%+100, 000 円 1, 800, 000 円~3, 599, 999 円 給与収入金額÷4, 000 (小数点以下切捨て)×4, 000×70%-80, 000 円 3, 600, 000 円~6, 599, 999 円 給与収入金額÷4, 000 (小数点以下切捨て)×4, 000×80%-440, 000 円 6, 600, 000 円~8, 499, 999 円 給与収入金額×90%-1, 100, 000 円 8, 500, 000 円~ 総与収入金額-1, 950, 000 円 ※850 万円以上は控除額 195 万円が上限			
	白色専従者給与	同左			
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	公的年金等以外 の合計所得金額 が1,000万円以下 の場合	3,300,000 円~ 4,099,999 円 公的年金等収入金額×75%— 275,000 円 4,100,000 円~ 7,699,999 円 公的年金等収入金額×85%— 685,000 円		
収入額		前年 12月 公的年金等以外 31日 の合計所得金額 現在 が 1,000 万円超 65歳 2,000 万円以下の 以上 場合	3,300,000 円~ 4,099,999 円 公的年金等収入金額×75%— 175,000 円 4,100,000 円~ 7,699,999 円 公的年金等収入金額×85%— 585,000 円		
より控除		公的年金等以外 の合計所得金額 が2,000万円超の 場合	3,300,000 円~ 4,099,999 円 公的年金等収入金額×75%— 75,000 円 4,100,000 円~ 7,699,999 円 公的年金等収入金額×85%— 485,000 円		
		公的年金等以外 の合計所得金額 が1,000万円以下 の場合	1,300,000 円~ 4,099,999 円 公的年金等収入金額×75%— 275,000 円 4,100,000 円~ 7,699,999 円 公的年金等収入金額×85%— 685,000 円 7,700,000 円~ 9,999,999 円 公的年金等収入金額×95%—1,455,000 円 10,000,000 円~ 公的年金等収入金額—1,955,000 円 ※1,000 万円以上は控除額 195 万 5 千円が上限		
		前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者 公的年金等以外 の合計所得金額 が1,000万円以下の 場合 公的年金等以外 の合計所得金額 が2,000万円超の 場合	1,300,000 円~ 4,099,999 円 公的年金等収入金額×75%— 175,000 円 4,100,000 円~ 7,699,999 円 公的年金等収入金額×85%— 585,000 円		
			4, 100, 000 円~ 7, 699, 999 円 公的年金等収入金額×85%— 485, 000 円		

総所得金額の計算時に控除	所得金額調整控除	・前年の給与収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で、以下のいずれかに該当する者 ①年齢23歳未満の扶養親族を有する、②本人が特別障害者に該当する、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する 【控除額】給与収入金額(1,000万円を超える場合には、1,000万円) -850万円×10% ・前年に給与収入と公的年金等収入がある者で、それらの収入に係る給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える所得割の納税義務者 【控除額】給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合には10万円) + 公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合には10万円) -10万円					
	雑損控除	同左					
	医療費控除	同 左					
	社会保険料控除	同 左					
	小規模企業共済等 掛金控除	同左					
	生命保険料控除	同左					
	地震保険料控除	同 左					
	寄附金控除	_					
	障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 ※扶養親族が同居特別障害者の場合、23万円を加算					
	老年者控除	_					
所	寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族を有する者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者、及び、②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死の明らかでない者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 26万円 ※ひとり親に該当する者を除く。					
得	ひとり親控除(新設)	前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子を有する現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者 (ひとり親) であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が 500 万円以下の者 30 万円					
控	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が 75 万円以下、かつ、給与所得以外の所得が 10 万円以下の者 26 万円					
i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	配偶者控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする前年合計所得金額 48 万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が 1,000 万円以下である場合 (900 万円超の場合には控除額の逓減有)、下記金額を控除。 【900 万円以下】 33 (38) 万円 【900 万円超~950 万円以下】 22 (26) 万円、【950 万円超~1,000 万円以下】 11 (13) 万円 ※() は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算					
	配偶者特別控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合(900万円超の場合には控除額の逓減有)、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が、48万円超~133万円以下に限る) ※配偶者控除と重複して適用されない					
	扶養控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が 48 万円以下					
	基礎控除	 一般 33 万円 特定 45 万円 老人 38 万円 同居老親 45 万円 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 43 万円 前年合計所得金額に応じ、控除額が逓減・消失する仕組みによる所得制限の導入 2,400 万円以下 43 万円、2400 万円超~2,450 万円以下 29 万円、2,450 万円超~2,500 万円以下 15 万円、2,500 万円超 0 円 					
障害者・寡婦・ひとり親・ 未成年の非課税判断		13 カロ、2400 カロ版で 40 カロ、2400 カロ版で 2400 カロ版で 25 カロ、2,400 カロ版で 10 カロ、2,500 カロ版 11 カロ					

区分	年度	令和4年度		
区力	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同左		
収入額より控	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 公的年金等以外の合計所得金額が 1,000万円以下の場合公的年金等以外の合計所得金額が 1,000万円超 2,000万円以下の場合公的年金等以外の合計所得金額が 2,000万円超の場合 同 左		
除		公的年金等以外の合計所得金額が 1,000万円以下の場合 31 日現在 65 歳未満の者 65 歳未満の者		
		公的年金等以外の合 計所得金額が 2,000 万円超の場合		
計算時に控除総所得金額の	所得金額調整控除	同左		
	雑損控除	同 左		
	【医療費控除】			
所	 社会保険料控除	※医療費控除の特例は、平成 30 年度申告分から令和 9 年度課税分までの適用 同 左		
得	小規模企業共済等掛金控除	同左		
	生命保険料控除	同 左		
控	地震保険料控除	同 左		
除	寄附金控除 障害者控除 老年者控除	一 同 左		
	寡婦控除	同 左		
	ひとり親控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同左		
	配偶者特別控除	同左		
	扶養控除	同 左		
	基礎控除	同 左		
	・寡婦・ひとり親・ の非課税判断	同 左		

年度				
区分	給与所得控除			
	※控除後の所得金額	同左		
ļ	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
収入額よりな	公的年金等控除	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者 同 左		
控 除	※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者 同 左		
計算時に控除総所得金額の	所得金額調整控除	同左		
	雑損控除	同 左		
Ì	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同左		
	小規模企業共済等	同左		
	掛金控除 生命保険料控除	同左		
ac	地震保険料控除	同左		
所	寄附金控除			
得	障害者控除	同左		
	老年者控除	_		
控	寡婦控除	同 左		
除	ひとり親控除	同 左		
MIX	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同左		
	配偶者特別控除	同左		
	扶養控除	同左		
陪宝老	基礎控除 同 左 障害者・寡婦・ひとり親・ 日 ナ			
未成年	には、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
☆会和	5年度は令和4年9	日刊在		

※令和5年度は令和4年9月現在。

【市 税 概 要】 令和4年度

令和4年 12 月

編集・発行 越谷市行財政部市民税課 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電 話 048-964-2111(代表) 048-963-9144(直通) メールアドレス shiminzei@city.koshigaya.lg.jp

ホームページ https://www.city.koshigaya.saitama.jp